

令和 6 年 9 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和 6 年 9 月 13 日（金）

令和 6 年 9 月 18 日（水）

令和 6 年 9 月 27 日（金）

令和 6 年 9 月 30 日（月）

令和 6 年 10 月 2 日（水）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和6年9月13日（金）	7 頁
令和6年9月18日（水）	47 頁
令和6年9月27日（金）	63 頁
令和6年9月30日（月）	113 頁
令和6年10月2日（水）	185 頁

令和 6 年 9 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 13 日（金）	審査日程の決定 建設課・維持管理課審査、報告 議案乙第19号、議案甲第27号、報告第10号・第11号 〔説明、質疑〕 報告（建設課） 轟木排水機場のポンプについて 〔報告、質疑〕 都市整備課審査、報告 議案乙第19号、報告第12号 〔説明、質疑〕 陳情 陳情第 6 号 〔協議〕 報告（都市整備課） 市民公園整備基本計画の見直しについて 〔報告、質疑〕 国道・交通政策課審査 議案乙第19号 〔説明、質疑〕 農林課審査、報告 議案乙第19号、報告第 9 号 〔説明、質疑〕 商工観光課審査 議案乙第19号・第22号 〔説明、質疑〕

第 2 日	9 月 18 日（水）	陳情 陳情第 6 号 〔協議〕 自由討議 議案審査 議案乙第19号・第22号、議案甲第27号 〔総括、採決〕 現地視察 久留米基山筑紫野線（4 車線化）改良事業に伴う J R 鹿児島本線アンダー部の進捗（轟木町） 排水路整備事業（工業高・坂口線）（元町）
第 3 日	9 月 27 日（金）	審査日程の決定 建設課・維持管理課審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 報告（建設課） 公共施設中長期保全計画の改訂について 〔報告、質疑〕 都市整備課審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 国道・交通政策課審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕

第 4 日	9 月 30 日（月）	農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕 商工観光課審査 議案乙第27号・第30号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第23号～第27号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10 月 2 日（水）	現地視察 市民公園（宿町） 蔵上北公園（蔵上 1 丁目） 四阿屋遊泳場（牛原町） 自由討議 議案審査 議案乙第23号～第27号・第30号 〔総括、採決〕

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 6 年 9 月 13 日付託〕

議案乙第 19 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）〔可決〕

議案乙第 22 号令和 6 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第 27 号市道路線の廃止及び変更並びに認定について〔可決〕

〔令和 6 年 9 月 18 日 委員会議決〕

〔令和 6 年 9 月 27 日付託〕

議案乙第 23 号令和 5 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について〔可決〕

議案乙第 24 号令和 5 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 25 号令和 5 年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について〔可決〕

議案乙第 26 号令和 5 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 27 号令和 5 年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

議案乙第 30 号令和 5 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について〔認定〕

〔令和 6 年 10 月 2 日 委員会議決〕

2 報 告

報告第 9 号専決処分事項の報告について

報告第 10 号専決処分事項の報告について

報告第 11 号専決処分事項の報告について

報告第 12 号専決処分事項の報告について

轟木排水機場のポンプについて（建設課）

市民公園整備基本計画の見直しについて（都市整備課）

公共施設中長期保全計画の改訂について（建設課）

3 陳 情

陳情第 6 号「定住人口を増やすための要望書」

令和 6 年 9 月 13 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 田中秀信

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 三橋秀成

都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 森岡敬晶

国道・交通政策課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐

兼事業係長 杉本修吉

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第27号市道路線の廃止及び変更並びに認定について

報告第10号専決処分事項の報告について

報告第11号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

報告（建設課）

轟木排水機場のポンプについて

〔報告、質疑〕

都市整備課審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第12号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第6号「定住人口を増やすための要望書」

〔協議〕

報告（都市整備課）

市民公園整備基本計画の見直しについて

〔報告、質疑〕

国道・交通政策課審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

農林課審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

報告第9号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

商工観光課審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第22号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時24分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

藤田昌隆委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

委員会の付託議案は、議案乙19号、議案乙22号、それから議案甲27号、報告事項が9号、10号、11号、12号、それと陳情協議第6号があります。

本日の審査の順番としましては、建設課・維持管理課、それから都市整備課、それから国  
道・交通政策課、それから経済部農林課、商工観光課、本日がこの2部が終了と。

それで、9月17日来週の火曜日ですが、これは予備日として取っております。

それと、9月18日10時から現地視察、それから陳情第6号についての陳情協議、それから自由討議、総括、採決というスケジュールで走りますので、ぜひともよろしくお願いします。

現地視察につきましては、副委員長から説明をお願いします。

飛松妙子副委員長

現地視察につきましては、1つは排水路等の整備工事費ということで計上があつております元町のところを見たいと思います。

それともう一箇所は、予算には計上されていないですが、委員の皆様から 5 号線バイパスのダイレックスのところの 4 車線の工事状況の御説明をいただきたいというお声がありますので、その 2 件を現地視察させていただきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

あそこはぜひとも見ておきたいというのがほかになれば、検討の上、副委員長のほうによりしくお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上の審査日程で行きますが、何かございますか。



## 建設課・維持管理課

### 議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

#### 藤田昌隆委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

初めに、建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、維持管理課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款23市債、項1市債、目5土木債、節2河川債につきましては、河川浚渫改良事業に係る市債でございます。

内容につきましては、歳出で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節12委託料につきましては、道路陥没等に対応するため業者による路面補修に要する経費を計上いたしております。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、次のページに図をつけておりますけれども、柚比町の平原・田代本町線の道路維持工事に伴い必要となります電柱等移設に要する経費を計上いたしております。

3ページにお戻りいただき、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、地元要望に対応するため、5ページに示しております江島町の西谷2号線の舗装工事に要する経費を計上いたしております。

3ページにお戻りください。

目5交通安全対策事業費、節14工事請負費につきましては、6ページに示しております主に本町・蔵上線の路面表示など通学路の安全対策工事に要する経費を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節14工事請負費及び節21補償、補填賠償金につきましては、次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

排水路工事といたしましては、9ページにお示ししております元町グラウンド南側の水路の蓋がけなど、排水路整備工事に要する経費を計上いたしております。

また、10ページにお示ししておりますとおり、大野川の改修工事に伴い必要となります電柱等移設に要する経費を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

舗装路面補修委託料、道路陥没です。

業者さんに補修していただくのに1,000万円ということなのですが……

**藤田昌隆委員長**

何ページですか。

**飛松妙子委員**

3ページ。この予算は年々どんな感じですか、増えてますか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

例年、当初予算の中で――昨年度などは補正での追加をお願いなどはしておりませんでした。

ただ、今回春先に雨が続きまして道路陥没事案も多発したため、今、力を入れてやっております。

現在、もう既に予算消化が7割を超えておりますので、今後の残りの期間の不足分を補うための補正予算をお願いしているところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

道路陥没があちこち見受けられる分は、そういう雨の影響もあるんだということを理解いたしました。

あと、その道路陥没が結構同じ場所であるなっていうところが気づくんですが、そこに対しての対策とかいうのは何かあるのでしょうか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

陥没が発生した場合は、まず簡易補修材で穴を埋めると。

その補修材でも一応固まりはするんですけども、その後、正式にこの路面補修でやり替えをする必要がございますけれども、そこがなかなか手が回らずに同じ箇所がまた穴が開いてしまうというようなことになっております。

ですので、なるべく早くこの業者による加熱式による路面補修を行った上で、対応していく必要があるものと認識しております。

#### 飛松妙子委員

ということは、仮補修からその後きちんとした補修をしていくことで陥没数を減らすことができるっていう認識でよかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。よろしくお願いいたします。

#### 小石弘和委員

議案とはちょっとそれますが、維持管理課の技術の宮田係長にお伺いします。

区長さんとか市民からいろいろな要望事項が出てきているわけです。

これは私が以前からお話しさせていただいているんですけど、一向に——金額は物すごい増えてきているわけです。今でも令和5年度も含めて1億8,590万円ぐらいの残りが残っているわけです。

これがどういうふうなあれで残っていったのか、実際予算がつかないのか、それとも工事をしきらないのか。

私は七、八年ぐらい前からこの件に関してしているが、市民の皆様の要望が全く出ていないわけです。区長さんたちの要望もなかなかクリアできてないわけでございます。

私は前からよく言うんですけど、委員会でも一生懸命後押ししますから、部長さん、もう少しその予算を取っていただくようにというようなことを何度も何度も言っているんですけど。

係長さん、どんなふうだろうかと思ってお聞きしたいと思うんです。

#### 藤田昌隆委員長

答えられる？

#### 宮田博志維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長

ありがとうございます。

今、御指摘のありました道路維持の関係の要望書につきましては、地元区長さんからの要望を基に取り組んでいるという状況は以前からやっているというところで、先ほど言われたように、昨年度末時点で1億8,590万円ほど残額があるということです。

要望数というのはところどころ残ってきているところなんですけれども、その中でも毎年毎年増えていくという中で、どうしても優先度とかを見ながら取り組んでいるっていうところが現状でございます。

あと、予算につきましても、実際1年間で作業していけるといいますか、その辺のところのバランスも考えながら、できるだけ要求をしていきたいというふうには考えているところ

です。以上です。

**小石弘和委員**

考えているっていうことだけじゃあ、話にならないんですよ。

私もいろいろなところでお聞きするんですけど、なかなか進んでいないわけです。

そして、区長さんたちが維持管理課にいろいろな要望とかでお願いに行っても、対応できるような人が全然いないっちゃうわけです。新人の方が1人か2人しかいない、話にならないんじゃないかというようなことをおっしゃるわけですが、私にいろいろ言われてもどうしようもないわけです。

その対応を部長さんはもう少しどんなふうにか考えていただけないでしょうか。

**藤田昌隆委員長**

小石議員、ごめん。この場ですぐ即答はできんでしょうもん。

今後やってほしいということで、きちんと要望という形で総括でもう一回。

小石委員、よろしいですか。（発言する者なし）

**齊藤正治委員**

地元から出ている要望、いろんな要望があると思いますけれども、維持管理課分の要望のそのリストをまず出してもらおうと。

何でできないのかっていうことがいろいろあるでしょうけれども、それをまず出してください。

**藤田昌隆委員長**

どの部分？

**齊藤正治委員**

1億8,000万円あるって言いよるとやろう。

**藤田昌隆委員長**

いや、だから、維持管理課に区長から出てるやつとか、例えば交対協とかありますよね、それ全て？

**齊藤正治委員**

全部。

**藤田昌隆委員長**

休憩します。

午前10時43分休憩



## 藤田昌隆委員長

それでは、続きまして議案甲第27号市道路線の廃止及び変更並びに認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案甲第27号市道路線の廃止及び変更並びに認定について、御説明申し上げます。

資料は、鳥栖市議会定例会議案参考資料に基づき説明いたします。

市道路線の廃止及び変更並びに認定につきましては、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

今回は廃止7路線、変更1路線、認定16路線でございます。

なお、認定路線は実線、廃止路線は破線、また変更路線につきましては、変更前路線を破線で変更後路線を実線で表示しております。

では、3ページをお願いいたします。

議案参考資料3ページの市道番号1215真木2号線、4ページの1220五本黒木・一本柳線につきましては、令和5年度に実施しました道路台帳電子化業務の中で行いました現地確認調査の結果に伴い、現況の道路線形に合わせ起終点を変更するものでございます。

次に、5ページの2253松本・谷口線につきましても、道路台帳電子化業務に伴いまして路線を廃止するものでございます。

次に、6ページの2322赤坂・剣塚線につきましては、寄附行為に伴い終点を延長するものでございます。

同じく6ページの2348赤坂3号線、7ページの2346下天4号線、8ページの2347田代本中尾線、9ページの2349萱方前田6号線及び2350萱方前田7号線までの5路線につきましては、開発行為に伴い新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に、10ページの3124東部57号線につきましては、開発行為に伴い路線を廃止するものでございます。

11ページの3188曾根崎前3号線につきましては、道路台帳電子化業務に伴い起点を変更するものでございます。

次に、12ページの4363大平田5号線、4364東前・大平田線、4365東前15号線、4366大平田6号線、4367大平田7号線の5路線につきましては、開発行為に伴い新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に、13ページの5102城隣能1号線及び5103城隣能3号線につきましては、道路台帳電子化業務に伴い終点を変更するものでございます。

最後に、14ページの5300村田3本松8号線につきましては、開発行為に伴い新たに市道認定をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

**小石弘和委員**

5ページのこれは谷口橋って書いてあるけど、谷橋じゃないかな。どっちかな。（「谷口橋」と呼ぶ者あり）

そしてここを廃止するわけ。今、使っとなごたるけど。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

この路線につきましては、以前、この点線で大木川に橋が架かっておりましたけれども、河内ダム建設に際して、今の谷口橋に付け替えが行われております。

その前後で古い橋を落とされているものでございますけれども、その部分が残ったままになっておりましたが、昨年の道路台帳の電子化業務の際に橋がないところに市道認定をしているということが判明しましたので、今回路線の廃止をお願いするものでございます。

以上です。

**小石弘和委員**

もう一点。

9ページの萱方町の2349の上には路線はないと。2349の上に住宅が13軒ばかり張りついている。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今回お願いしておりますのは、新たに市道認定するものに対して路線を載せております。

恐らく……（「この路線は見たことない」と呼ぶ者あり）

**藤田昌隆委員長**

もう少しきちんとした図面はないと。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

今回お願いしております開発区域に伴います認定路線の北側に前回開発行為に伴って、東西と縦の南北の路線がございます。

こちらについては開発行為に伴って新設された道路であるというところで、誠に申し訳ありませんが、この路線をいつ認定したかというところまでは現状の資料では分かりませんので、お調べしてお答えしたいと思います。

ちなみにこれは3級市道の何号？今の東から北に入っている道、2349の上の住宅13軒の話。

そこを含めまして、後ほどお答えしたいと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

~~~~~

報告第11号専決処分事項の報告について

続きまして、報告第10号専決処分事項の報告について及び報告第11号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の報告を求めます。

専決処分事項の報告について御説明いたします。

委員会資料専決処分事項の報告についての2ページをお願いいたします。

道路の管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことを報告するものでございます。

相手方は法人でございます。過失割合につきましては、市3割、相手方7割でございます。

専決処分の日は令和6年6月25日でございます。

事件の概要といたしましては、令和6年3月1日午前10時頃、社用車で市道牛原・原田2号線を西から東に向けて矢印の方向に走行中、側溝のグレーチング上を通行したところ、グレーチングが跳ねた衝撃で車両底部等を損傷したものでございます。

次のページをお願いいたします。同じく専決処分の報告でございます。相手方は個人でございます。

過失割合につきましては、市5割、相手方5割でございます。

専決処分の日は令和6年7月1日でございます。

事件の概要といたしましては、令和6年3月26日午後7時頃、原動機付自転車で市道永吉・重田線を南から北に向けて矢印の方向に走行中、路面の陥没部に前輪が落輪した衝撃で転倒し、負傷するとともに、車両が全面的に損傷したものでございます。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

和田晴美委員

1つ目の専決処分についてですが、この蓋のところが車両が通過することによって跳ねて破損したってということなんですが、今後もこういうことが起きそうなのか、起きそうであればこの状態のままにするのか、また別の考えが何かあるのかお聞かせいただけますでしょうか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

グレーチングにつきましては、今後改修して跳ね上がりを防ぐような対策を取りたいと思っております。以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

和田晴美委員

では次ですけれども、バイクのほうですが、こちらも物損の御報告を受けておりますが、こちらを運転された方の身体のけがってというのはなかったのでしょうか。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

こちらの事故につきましては、運転者の方の身体への損傷もございました。

今回、道路管理瑕疵に基づくお話をさせていただく中で、相手方より身体の補償については自保険を適用させていただくということで——それと道路管理瑕疵の保険の適用を受けた場合、相手方から身体の補償については、自保険との兼ね合いで自保険を使いますということで身体補償への補償というところは求められず、物損だけの部分について補償を求められたというところでございます。

和田晴美委員

すいません、もう一度確認させてください。

例えば、本市のほうでできないから自保険にしたのか、自ら自保険にしたのかだけ再度確認をお願いいたします。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

当然、身体への損傷もございますので、道路管理瑕疵の保険の対象になりますので、そう

今回については、相手方より身体の補償については求めないということで、物損のみということで、それに対する補償という形になっております。以上です。

すいません、先ほどの萱方町の今回認定する路線の北側の路線認定の市道名等のお話でございます。

そうしたら、以上で質疑を終わります。

本年 6 月議会の当委員会で轟木排水機場に設置している 3 号ポンプが故障したということが復旧時期につきましては、未定という報告をさせていただいておりました。

しかし、去る 7 月 25 日に国から故障部品の代替品が見つかったということで、応急措置が出されて、当面の運転が可能になったということで御報告を受けております。

なお、3号ポンプの本格的な改修については、出水期以降に着手され、年内の完了を目指すということで伺っているところでございます。以上でございます。

何か御意見等がございましたらお受けします。

なければ、議案外の報告を終わります。

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~

再開いたします。

~~~~~

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）
報告第12号専決処分事項の報告について

- 24 -

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び報告第12号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中秀信都市整備課長

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、都市整備課分につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づいて説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、節2都市計画費県補助金につきましては、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金の内示に伴う補正でございます。

県の補助率は事業費の2分の1でございます。

次に、歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目4緑化推進費でございます。

歳入で御説明いたしました県の補助金の内示に伴う補正でございます。

節10需用費につきましては、11月9日土曜日に開催予定の花とみどりの祭りに必要な配付用苗木及び園芸教室材料代でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会に対する補助金でございます。

以上で、乙議案の説明を終わります。

続きまして、専決処分事項の報告について御説明いたします。

資料につきましては、委員会資料の専決処分事項説明資料に基づいて御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

施設の管理瑕疵に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて報告するものでございます。

相手方は、鳥栖市柚比町天満神社代表役員の梶田辰則氏でございます。

賠償額は21万7,800円、専決処分日は令和6年8月16日でございます。

事件の概要といたしましては、梅雨による長雨等により田代公園内の本市が管理する樹木が隣接する天満神社に向かって倒れ、同神社の銅板屋根を損傷したことから、賠償額をお支払いするものでございます。以上報告といたします。

藤田昌隆委員長

質疑を始めます。

藤田昌隆委員長

陳 情

陳情第6号「定住人口を増やすための要望書」

藤田昌隆委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第6号「定住人口を増やすための要望書」を議題といたします。

協議の参考といたしますため、この陳情に関する執行部の見解について、御説明をお願いしたいと思います。

田中秀信都市整備課長

今回出されております産業用地の用地確保及び定住人口を増やすための要望書につきましては、本市に対しても要望書が出ているところでございます。

うちのほうは回答書までは求められておりません。

それぞれの項目ごとにこちらでの見解を御説明させていただきます。

まず、①地区計画の範囲の明確化、都市計画図で明確に確認表示ということでございます。

都市計画図につきましては、区域区分や用途地域、都市施設などの都市計画を示すものでございます。

したがいまして、個別の土地利用やその見通しについて都市計画図にお示しすることはありません。

地区計画申出の御検討の際には都市整備課に個別に御相談いただきたいということで回答しております。

続きまして、②の地区計画の要件の変更でございます。

現状の運用基準で示されているものを第1種とし、要件を緩和し以下のものを第2種とする。1項目めが1ヘクタール未満の開発とする、2項目めが1ヘクタール未満の開発業者は地元資本の中小企業とする、3項目めが1ヘクタール未満の開発は雨水流出抑制に関する事項（調整池の設置）をなくすということでございますけれども、まず1項目めと3項目めに

ついて市の見解を御説明いたします。

運用基準におきまして、面積要件を1ヘクタール（IC周辺型は5ヘクタール）以上としておりますのは、市街化調整区域の開発により農地が持つ保水能力が失われることや、一部が浸水想定地域であることから、佐賀県の開発許可の手引の技術的基準において、調整池の設置が原則義務となる1ヘクタールとしているところでございます。

1ヘクタール未満とした場合には、調整池の設置義務がありませんので、これに代わる周辺及び下流域の浸水対策が必要になるものと考えております。

答弁のほうでもお答えいたしましたけれども、今後の運用基準の見直しの中で面積やその辺の要件等については検討していきたいと考えているところでございます。

2項目めの1ヘクタール未満の開発業者は地元資本の中小企業とするにつきましてでございますけれども、まず運用基準につきましては、市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成に努めるとともに、適正な土地利用の誘導を図ることを目的とするものであり、開発業者の要件を示すものではございません。

また、開発業者は申出者や地権者の皆さんにおいて選定されるものと考えているところでございます。

続きまして、③土地利用価値を高めるため用途種別及び容積率の緩和、1項目めが、市内4車線道路及び4車線道路化計画区域の用途地域変更による土地利用の緩和というところでございますけれども、4車線道路などの幹線道路の沿道等の用途地域につきましては、当該地域の都市構造上の位置、それから土地利用の現況及び動向、当該道路の有する機能及び整備状況等を勘案して定めるものと考えております。

用途地域等につきましては、都市における土地利用の現況や動向、都市施設等の事業計画を踏まえまして、地域におけるまちづくりの将来像を実現するため、今後適切に定めていきたいと考えているところでございます。

2項目めでございます。近隣商業地域及び商業地域の容積率の緩和による土地利用の緩和でございます。

容積率の緩和につきましては、土地の高度利用ができることから、市街地における人口増加を図るための有効な手段の一つと考えております。

商業地域などの市街地の土地利用につきましては、今後進めてまいります立地適正化計画の策定などに合わせて検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、④居住・商業地域における開発時の囲繞地等の発生の抑制に向けた関与、市街地における狭小敷地、接道不良敷地の削減と発生の抑制ということでございますけれども、開発許可申請の際につきましては、囲繞地等の将来利用することが困難な土地が生じないよ

うに努めるよう、申請に来られた方には指導しているところでございます。

また、接道道路が法令等を満たさない場合におきましては、開発行為者が接道道路の整備を行う際は舗装整備費などに対するうちの補助制度がございますので、そういった補助制度の御案内をしておりますので、そのときは都市整備課に御相談いただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

藤田昌隆委員長

この件に関して何か御意見のある方は。

正副でまとめて補正予算の最終日に皆さんにお示しをして、それでいいですか。

飛松妙子委員

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、②の3のところで、1ヘクタール未満の開発は調整池の設置をなくしていただきたいうという要望に対しては、鳥栖市としては浸水対策に反するので認められないというようなことをおっしゃったと思うんですが、その解釈でよかったでしょうか。

田中秀信都市整備課長

当初、面積を決めるときに1ヘクタール以上は県の許可基準であります調整池というところで1ヘクタールとしたところでございます。

飛松妙子委員

その上で、この要望に対して1ヘクタール未満の調整池の設置をなくすということをもし考えたときに、例えば、1ヘクタール未満の開発っていうのが住宅という意味なのか、それとも製造業とかそういう工場関係とか工業関係の用地を指し示しているのか、その辺りはどのように捉えていらっしゃいますか。

田中秀信都市整備課長

まず、1ヘクタールというのが小中学校周辺型それから新幹線駅のタイプで、産業団地のほうは5ヘクタール以上となっておりますので、主に住宅地というふうに考えております。

飛松妙子委員

その場合、例えば調整池じゃなくて――部長もこの間視察で見に行きましたけど、浸透ますとかを住宅でそういう対策をするっていうこともあるんですが、そういう対策をすることによって例えば、その調整池の代わりとなるようなことの検討とかいうのは……

藤田昌隆委員長

ちょっとごめん。

これは市としては文書でもう返した？（「返さなくていいって」と呼ぶ者あり）

田中秀信都市整備課長

藤田昌隆委員長

田中秀信都市整備課長

藤田昌隆委員長

田中秀信都市整備課長

藤田昌隆委員長

以上で、陳情第6号に関する協議を終わります。



報告（都市整備課）

市民公園整備基本計画の見直しについて

藤田昌隆委員長

執行部の説明を求めます。

田中秀信都市整備課長

それでは、議案外でございます。

市民公園整備基本計画の見直しについて御説明させていただきます。

資料につきましては、市民公園整備基本計画の見直しについてをお願いいたします。

さきの6月議会の当常任委員会におきまして、市民公園整備計画における相撲場駐車場園路整備及びビレッジハウス北側園路整備の内容についての御意見を踏まえまして、今回、計画の内容の一部見直しを行いました。

見直しの内容につきましては、2ページ目のほうでございますけれども、相撲場駐車場を通す園路の整備についてでございます。

見直しに当たりましては、ルートの分かりやすさ、相撲場駐車場内の安全性を考慮いたしまして、相撲場駐車場へのルートは取りやめとし、進入・退出とも既存の出入口とすることいたしました。

具体的な対応といたしましては、主要地方道久留米基山筑紫野線への接続は、福岡方面への案内看板を設置して誘導を図るということでしております。

図面のほうを一緒に添付しております。

3ページがこれまでお示しておりました市民公園計画図の変更前の図面でございます。

4ページが変更後の図面でございます。

今回変更したところが、指摘があった相撲場と第3駐車場——赤で囲んでいるところです。前はそこに真ん中から通路という形でしておりましたけれども、今回は通路をなくすということで見直しているところでございます。

戻りまして、もう一つ御意見がございましたビレッジハウス北側への整備についてでございます。

現行の市道につきましては、現行は対面進行であります。幅員が4メートルであり、かつ歩道もなく危険な状況でございます。

今後、第1・第2駐車場からの車両も増えることを想定いたしますと、歩道を整備し、歩行者の安全な通行を確保する必要があると考えております。

また、ビレッジハウスにお住まいの方の利便性、安全性の確保を考慮いたしますと、現行案は必要な整備と考えているところでございます。

それからもう一つ、緑地が減ることについてでございます。

緑地につきましては、市民文化会館西側に計画している芝生広場や健康広場に移植も含め、現状以上の緑地帯の整備を検討したいと考えております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

何か確認したいことや御意見等がありましたら、お願いいたします。

小石弘和委員

対面交通はもうどうしようもない？

希望は現行の道路を何とか整備して一方通行にさせていただきたい。

前からお聞きしていたのは、その道路整備だけで7,000万円ぐらいで出来上がると。対面交通にすると1億2,000万円か1億3,000万円ぐらいかかるわけですよ。これはあくまでも一般財源ですから、補助がないですから。

そういうふうなことを踏まえて、一方通行に整備すればいいことであって、あくまでもこの道路っちゅうのは第2駐車場からの車両を出すというふうなことが前提でございましたから、対面交通というような話は前からは出ていなかったわけです。

これは誰がどう指示したんですか。

田中秀信都市整備課長

まず、費用の面でございますけれども、議員御指摘のとおり、今回市道ということで、社交金が使えないということでそういった費用の負担が出てきます。

一方通行から対面通行にどういった過程で変わったかというところは、庁内協議の中で、先ほど議員がおっしゃいましたように第2駐車場から出入口までの利便性、それからうちのほうでビレッジハウスの利用者の方の安全性等を確保するには必要な整備だということで、庁内協議の中で対面通行ということを検討して、その方針で決定したところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

飛松妙子委員

確認ですが、先ほどおっしゃった金額は、この第2駐車場の青のところからこの赤い矢印のところまでの予算の道路金額ですか。1億何千万円とおっしゃったのは、ここからここまでのことを指していますか。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

飛松副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの青の線の南北の北から南に抜ける道につきましては、県で整備をいただくことにしています。

それで、こちらのサガン鳥栖のU-15の練習場のグラウンドから左のほうに三角の赤い文字があるかと思いますが、おおむねこの区間が我々のほうで整備をさせていただきたいと

考えているところでございます。以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

齊藤正治委員

この間も私が申し上げたと思うんですけども、市民公園っていうそういった観点から、市民公園という公園の中の道路造りっていうのか、それをもう少し考えていかないと、対面交通でも歩道があるということになってくると、お互いにこう何ていうか、ここの道路を規制せんばいかんようになってくる話ですよ。

ただ、市民公園内の道路であれば、ほとんどが20キロ程度の徐行で行くように利用者が考えておかないといけないということですよ。

だから、そこから根本的に考えてみて、この対面交通プラス歩道っていう——歩道がなかったらとどげんという話もあるけれども、ここからここまでの距離の中でそこだけを造ってしまおうと何となくここだけは飛ばしていいのかなというような考え方に陥らないとも限らない。

だからやはりもう少し工夫したところで、同じ対面交通であっても歩道を造るにしても、公園内の道路であるということをしつかりと頭の中に入れ込んだところで、中島部長に御指導いただきながら、国土交通省は公園内の整備というのは御存じのはずですので、よろしくお願いしたいと思います。

小石弘和委員

公園内の対面交通となると警察の指定はできないわけですよ。市道認定もできないはずですよ。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

小石委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました我々が今度整備させていただく道路につきましては、現在、産総研通線という市道認定がかかっているところでございます。

ですので、ここの部分についての市道認定につきましては、この案を議会でお認めいただく場合については、例年ですと9月議会のときに幅員の拡幅とかの変更の認定をお願いするような形になるかと思います。

あと、車両規制の件につきましては、こちらについても一般の市道になりますものですから、道路法上の道路になります。

ですので、委員御指摘のとおり、警察との協議が必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

野下泰弘委員

先ほどのところで、南北の県が整備するところは市道じゃないわけでしょう。

これはどういうあれになるんですか。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

野下委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらについては、今までどおりの園路として我々は考えております。

先ほどの小石委員の御質問と同じようなお答えになってしまいますけれども、市道認定がかかっている市道産総研通線の終点がサガン鳥栖U-15グラウンドの南側のところにあります、今ポールを立てております。

ですので、夜の10時以降はポールを立てて今も通れないようにしてますので、現時点におきましては、我々としては市道認定の終点を変更する予定はございません。

以上でございます。

小石弘和委員

もしそこで事故が起こった場合どういうふうになると。警察は来ないよ。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

小石委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの公園内の園路につきましては、道路法上の道路ではございませんけれども、道路運行法……、すいません詳しい法律の名前は失念いたしまして大変恐縮ですが……（「車両運行法」と呼ぶ者あり）

すいません、車両運行法でございます。大変失礼いたしました。

こちらにおきましては、こちらの公園の園路もそうでございますし、フレスポさんみたいな大型商業施設の市有地におきまして、一般に供する道路に付随するものということで、警察とかのほうでも御対応いただけるというふうに確認をさせていただいているところでございます。以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

〔発言する者なし〕

ないですね。

以上で、議案外の報告を終わります。

次に、国道・交通政策課関係議案の審査に入りますので、一旦休憩します。

午前11時36分休憩

めスマートインター本体工事後の施工が必要になった箇所でございます。説明は以上でございます。

令和6年度一般会計補正予算（第4号）国道・交通政策課分の説明でございました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、これより質疑を行います。（「ないなら議案外で」と呼ぶ者あり）

ほかには。

〔発言する者なし〕

議案外っていうことでございます。

齊藤正治委員

議案外でございますけれども、いわゆる鳥栖久留米道路です。

このタッチの部分について、鳥栖市は今シングルで来てると思うんですけども——シングルっていうのは2車線ということですね——これはどのように検討を……、今のままでいかれるのかどうか分かりませんが。

この間彼には話はしておりましたけれども、両方ともシングルだから、どげん考えとるとやろうかと思って。

森岡敬晶国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

齊藤委員の御質問にお答えいたします。

現在、片側1車線の3号線の部分につきましては、今、酒井西町まで来ています鳥栖拡幅以南について、将来的にボトルネックになるという恐れもありますので、現在もそうなんですけれども鳥栖市としましても引き続き国には4車線化に向けて整備をお願いするということで、要望を続けてまいりたいと思っております。

現在の鳥栖久留米道路につきましては、計画上片側2車線ということで計画しています。

ですので、今暫定的に片側1車線で整備をということで国からは聞いているところでございます。

齊藤正治委員

ということは、暫定ということは将来的には4車線になるってということですか。

森岡敬晶国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

国道3号につきましては、先ほどの要望活動を続けてまいりますということで、国からまだ事業化の認定もおりておりませんので、将来2車線になるかどうかということは我々のほうからはちょっとお答えにくいんですが、引き続き要望をお願いしてまいりたいと思っております。

齊藤正治委員

というのは、国道3号拡幅の連続で南は4車線で要望してるけど、結局つなぎのところが2車線だとへんちくりんな要望だね。

だから両方とも4車線でしていかないと、今してることは無駄になるというように思ってるんです。だからそれはどがんしますか。

森岡敬晶国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

齊藤議員の御指摘のとおり、現在、鳥栖久留米道路はもう事業化で接続のほうに約束されているものでございます。

ですので、3号線が事業化されまして2車線化——要は、鳥栖久留米道路が接続した後に事業化になれば、手戻りの工事が当然発生してくるかとは思われますが、現時点におきましては、まだ3号線の拡幅については事業化されておきませんので、それについて現時点でどうこうというのは、ちょっとお答えは難しいかなと思っております。

齊藤正治委員

ただ、4車線になる可能性の用地が本当に今あるかどうかっていうのはかなり厳しい……、のりづけじゃないけど、なってるんですよ。

だから恐らく今のままでいったら、一刻も早く要望をしていかないと手後れになる可能性がかなり高い。

あともう一つは、タッチしてきた部分が、ここから34号線と3号線の分岐、今分岐はその上のほうにありますけれども、それをここに持ってきて、そしてやっぱり佐賀のほうに流していくようにしないと全部が頭でっかちになって、ここはもう渋滞がかなりひどくなってくるという可能性は高いですよ。

今、私が言ったのはそうしたほうがいいんじゃないという話ですけども、道路っていうのは各方面からもう既に集まりやすくなっているわけですので、そういう、頭にずっと集中させるんじゃないに分散させていくっていうことを考えてから国道は造ってもらわないと。

今はバイパスはストップしてますけれども、要望の1つの検討材料としてはやっぱり必要じゃなかろうかと思っておりますけれども、いかがでございますか。

森岡敬晶国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

鳥栖市内は3号線、34号線と大きな主要幹線が走っております。

議員が御指摘されました34号線のバイパス化についても、3号線に負けず要望活動をしていかないといけないと思っております。長崎方面、鹿児島方面、車両目的に応じて、ドライバーの意思によって道路は選ばれるとは思いますが。

そういったものを根拠にしつつ、3号線以南の拡幅についても要望を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

部長いらっしゃいますんで、一刻も早くそういう体制を取って政治的にも動いて行かないとやっぱり厳しい——今のまま何となく見過ごして行って、できてしまったらこんなことじゃなかったっていう話になってきますから、そういうことにならないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

暫時休憩します。



– 37 –

す。

続きまして、専決処分について説明をさせていただきます。

別資料で専決処分の説明資料をお願いいたします。

こちらにつきましては、6月議会で報告をさせていただいたものでございます。今回議案として上がりましたので、改めて報告させていただきます。

市民の森の駐車場の車止めが外れて車の下を破損したものでございます。

賠償額等は13万6,279円ということで、賠償をしているものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

歳入のところをぼーっとして聞いてなかったけん、もう一遍。

楠和久農林課長

まず、令和４年度に補助金の申請がございまして補助金を交付しておりました。

その申請の際に提出された見積書の額――事業費です。それと実際に業者と契約された事業費が少なかったということですけれども、それが判明しましたので、過大に補助金を交付していたという状況でございます。

そういうことが分かりましたので、補助金の決定を取消して補助金全額の返還の請求をしております。それが本年6月に生産組合から返還をされているものです。

小石弘和委員

土地改良区だけ？農林課の分はまだ出てないと？

楠和久農林課長

これが農林課の分でございまして、同じ額が土地改良区にも返還がっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に商工観光課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後 1 時14分休憩

=====

議案乙第22号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第22号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

それでは、産業団地造成特別会計補正予算概要について御説明をいたします。

委員会資料は5ページでございます。歳入でございます。

款1県支出金は、新産業集積エリア整備事業における県負担金です。

款2繰入金は一般会計からの繰入金です。

款5市債の減額補正につきましては、アサヒビール株式からの土地売払収入に伴います減額補正となっております。

次のページ、委員会資料6ページをお願いいたします。

造成工事が完了いたしました2工区について、アサヒビール株式会社からの土地売払いの収入でございます。

なお、この土地売払収入に関しましては、既に7月末に納付をいただいているところでございます。

次のページ、委員会資料の7ページをお願いいたします。歳出でございます。

地方債利子の償還金と土地売払収入に伴います地方債元金の繰上償還金でございます。

次のページ、委員会資料の8ページをお願いいたします。

参考といたしまして、アサヒビール株式会社に今回引渡しをいたしました区域の図面となっております。

2工区の造成面積が約7.5ヘクタール、そのうち工場敷地といたしまして、引渡し面積約5ヘクタールとなっております。以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

まず確認ですが、今回出していただいたこの図面の8ページの2工区は線を引いてあるところと左側の縦のところと右側の2工区って書いてあるこの部分が2工区でよかったのでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

そのうち、引渡しをしたのがこの斜め線をしているというところで、先日、2工区の下部分は公園緑地化するっていうところで、鳥栖市が土地を持ちますということでお聞きしたと思うんですけど、左側のこの縦の部分も公園になるんでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

左側の縦の部分、あさひ新町側につきましても公園緑地となります。

飛松妙子委員

ということで、2工区のところを10億4,500万円で売却をしたということですね。2工区のところをですね。

1工区が令和5年度でしたか、この2工区が令和5年度、今、令和6年度ですね。

この3工区はまだ未定ということでおっしゃっていたかと思うんですが、造成工事がいつぐらいから始まって完了予定になるのかという見通しはついていきますでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

3工区の造成開始、それから完了については、明確な期日というものはまだ定まっておりますけれども、先日来、アサヒビール株式会社から3年の操業開始の延期ということが発表をされておりますものですから、当初は令和6年1月から建築工事に着手、令和8年1月から操業開始といったスケジュールでございましたが、先ほど申し上げたとおり3年延期ということで発表されております。

ですので、令和9年1月の建築工事着手、それから令和11年1月の操業開始っていうふうに3年延長となっておりますのでございます。

ですから、それに合わせた造成工事になるものと思います。

飛松妙子委員

であるならば、ここの造成工事は、以前アサヒビールさんが早く造成をしたいということでアサヒビールさんの業者さんに依頼をしたと思うんですが、ここを鳥栖市が業者を選定して造成工事を進めるっていうお考えはないでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

造成工事の発注方法については、まだ決まっておりませんで、おっしゃられるとおり、売買契約の中で造成工事に関しましては、アサヒビールが指定された場合はそこに発注をするという契約内容になってございます。

ですので、アサヒビール側がどういうふうに判断をされるかによるところでありますけれども、本市といたしましてはなるべく地元——ローカル発注でお願いしたいということとは

前々から申し上げておりますので、そういったことは含めて発注についての協議を進めていくことになろうかと思えます。

飛松妙子委員

その協議はいつぐらいにされるのか、できれば鳥栖市の要望を聞き入れていただきたいと思ってるんですが、それに関しては、どのようにスケジュールはなってますでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

3工区の造成工事の発注等につきましては、現在アサヒビールのほうで建物を含めた配置計画の見直しが行われていると聞き及んでおりますので、それが整い次第になろうかと思えます。

ですので、状況としては時期的にいつとは申し上げませんが、その建物の再配置計画が固まれば始まるものと思えます。

飛松妙子委員

できるだけ鳥栖市主導で造成工事ができて、地元業者さんを使っていただけるように働きかけをぜひやっていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにないですか。

飛松妙子委員

そうしたらもう一点、続けていいですか。

今回2工区の10億4,500万円の費用というのは、造成費は含まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

これまでも造成工事を行ってきておりますけれども、その部分も面積案分した金額で含まれております。

飛松妙子委員

それでは、3工区の売買をするときには、この3工区のための土地金額、造成工事金額の売買になるってということでよろしいでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

3工区の区域につきましては、そうなるかと思えますが、その後に精算がございますので、以前から申し上げておりますとおり、事業費が高騰した場合も低廉で安く仕上がった場合も全てこの分譲代金を持って精算することとなっております。

ですので、3工区の引渡しは先ほど申し上げたとおり、土地の引渡しにかかるものと思わ

れますが、その後に精算を行うこととなります。よろしいですか。

飛松妙子委員

最後に。

そうしましたら、新産業集積エリアの契約をしてからその費用面で、今まで土地造成工事費の売買をしていただいたんですが、先ほどいろんな値上げ分とかに係る部分は3工区を売買するときに精算をするということでしたけど、令和4年度から造成工事とかそういう工事が入ってから、それから持ち越してる金額っていうのがあるということですか。先ほど何か……

藤田昌隆委員長

何区？

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

先ほど申し上げたとおり、面積案分して金額を決めておりますので、3工区分の面積が入ってないんです。

ですから、持ち越してるっていうことではなくて、引渡し面積の案分によって計算をするっていうことで御理解いただければ分かりやすいかと思います。

飛松妙子委員

それプラス、先ほどいろんな高騰してる分とかそういうのも含めて3工区のときに精算をするっていうお話でしたよね。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

今後発注する工事も含めて全てという意味でございます。

飛松妙子委員

それは、令和4年度からの分も含めてというか、それとも令和6年度以降の分？

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

先ほど申し上げたとおり、面積案分をして計算をしておりますので、令和4年度分も3工区の中には入ってくることになります。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

以上で、商工観光課関係議案に対する質疑を終わります。

休憩します。

午後 1 時30分休憩

~~~~~

午後 2 時41分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

現地視察について、副委員長、全体をまとめて言ってください。

飛松妙子副委員長

18日の現地視察につきましては、排水路等整備工事費が上がっておりますので、この中で元町の排水路整備を見に行きたいと思っております。

もう一点が、17号線バイパスのブリヂストン前の道路のところを県のほうから来ていただきたいというお声がありますので、市のほうから依頼をしていただいて、この現地視察をしたいと思っております。

この2件に行きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

藤田昌隆委員長

現地視察については、18日に予定どおりブリヂストン前のアンダーのところと元町のところを2箇所やります。

お諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

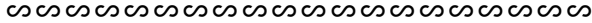
なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

午前10時からここを出発しますので、時間厳守でよろしくお願いします。



藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時43分散会

令和 6 年 9 月 18 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

都市整備課長 田中秀信

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 日程

陳情

陳情第6号「定住人口を増やすための要望書」

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第22号令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案甲第27号市道路線の廃止及び変更並びに認定について

〔総括、採決〕

現地視察

久留米基山筑紫野線（4車線化）改良事業に伴うJR鹿児島本線アンダー部の進捗  
（神辺町）

排水路整備工事（工業高・坂口線）（元町）

## 6 傍聴者

1名

## 7 その他

なし

午前10時 1 分開会

本日の建設経済常任委員会を開会いたします。

陳 情

藤田昌隆委員長

ほかには。

よろしいですか。

それでは、陳情第6号の協議を終わります。

## 自由討議

藤田昌隆委員長

今回の委員会での自由討議のテーマはどういたしましょうか。

齊藤正治委員

ところがそれがそういうふうになっていないような気がしてるわけです。

先ほど……

**藤田昌隆委員長**

各委員会ごとにきちんとなった上で、建設経済でこれだけはきちんとやってくれという形で総括で話して、その後。

だって各委員会の総括で意見が出たら本会議場で全部言うじゃないですか。

本会議場では他のところのどうのこうのは言う必要もないし、言わんでいいと思うんです。

だから総括で終わった上で、ほかの委員会と合わせてくれという形で別にそれをせんと越権行為になります。

**齊藤正治委員**

それは分かるんですけども、市が発注する物件については、全ての建設業者は全部関わってくるわけですよ。

**藤田昌隆委員長**

それは分かりますよ。

**齊藤正治委員**

うちだけじゃなくて。

だから、例えば今の煙突の取壊しの周辺も含めてですけども、あれも基本的には全部地元の業者でやってるところもあるわけです。

ただ、分割発注をしていくと、例えば、取壊しは特殊案件やけんとか。

ただ、ストックヤードとか何とかっていうのは、地元の業者でもできる話と思うんですよ。

私もどういう図面になってるか知らんけど。

そういったことも含めて、そういうふうな出しやすい方向じゃなくて、もうちょっとしっかりきちんと地元の業界を考えたところで発注してもらおうということを強く——うちの場合だけじゃなくて、よその委員会のほうも、それは総務部長が契約検査課ときちんと話をすればできる話だろうと思うんですよ。

**藤田昌隆委員長**

分かるんですよ。基本的には地元優先で発注をお願いしたいというのは鳥栖市議会としては全然変わらんわけですから。

しかし、総括に関しては、例えば、9月議会のやつでうちに委託された分をきちんと声に出して言う。

それで今、齊藤議員が言われたのは議長を通じて各委員会とか全体協議会とかそういう中で話してもらおう。それが本当の道筋かなというふうに思うんですが。

だから例えば、総括の中で発言されてもこれは残りますからね。総括で言った話は文章として残るんで。

それを基に議長を通じて議長が市長に対して申入れをするという形がベストじゃないでしょうか。委員会は委員会として、当然その表明はしますが。

#### **齊藤正治委員**

要するに、うちがどれだけのものを把握して何でこういう発注の仕方をしたかっていうのが分かるような、他の委員会なら他の委員会で、何でこれはできなかったのかということも含めてでもいいと思うんですよ。

#### **藤田昌隆委員長**

じゃあ、これは議長と相談の上、各委員会の正副で集ってもらって共通の会議の場で話さない。いやいやそれはうちは執行部と話した上でこういう形に決めましたっていうことがあるから、うちが建設部に関して全部指示をするとか強制はできないからですね。

各担当で――学校は学校関係のところで審査するわけですから。

だから今後、正式な場でそういう話を他の委員長とも話して、やりたいと思いますんで、それでいいですか。

そういうことで、最終的には越権行為にならんようにはしないといかんし、全議員に回そうと思ったら、議長を通じて最終的にはするというのがベストな方法だと思いますので。

#### **齊藤正治委員**

要するに、職員がそれだけの認識を持っておきさえすればいいんですよ。

そういうやり方をしてくださいよって私は言っているんです。よろしくお願いします。

#### **藤田昌隆委員長**

分かりました。

そういうことで、できたら全員協議会とかそういう中で議長に話してもらうとかそういう形で進めて、今後の鳥栖市としての方針を地元優先という形で考えていきたいと思いますので、よろしいですか。

#### **齊藤正治委員**

よろしくお願いします。

#### **和田晴美委員**

すみません、先ほどのやり取りを要約して……、どういうふうに運ぶかっていうのを整理したいので、お願いできますでしょうか。

さっきお二人が話している部分が、私が理解できているのか不十分な気がするの。委員長、要約をお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、どこが不十分か言ってください。

**和田晴美委員**

まず、齊藤議員が言っておられてるのが、入札についての各委員会との調整というか連携の話をしてるのは何となく分かるんですけども、この委員会ではなく、それをどういうふうに持っていくのがよく分からず、申し訳ございません。

**藤田昌隆委員長**

一つは、例えば鳥栖市は基本的には地元優先でやりたいと。

しかしその案件によっては、学校関係とか各部門違うじゃないですか。

そん中で、地元をぜひ優先したいんやけど、その技術がないとかそういうのがあるじゃないですか。そういうのがあるから、基本的に各委員会で地元優先というのを共通項で持とうと、その上で各案件に対して対処していこうと。できないのにさせても失敗するだけでしょう。

だから、この考えを議長を通じて執行部に言ってもらうとか、共通意識を全員協議会で持つとか、そういう形にしましょうということです。

**和田晴美委員**

理解できました。

**小石弘和委員**

今の説明の中で委員長が言われるように各委員会の正副を呼んで、そこで共通する意見を出していただいて、そしてそれを議長にお諮りすると。

そうすると執行部も両立ができるような形になるんじゃないかというふうなことを私は思うんですけど。

そして、もしよかったら全員協議会を開いていただくとか。

**藤田昌隆委員長**

次回また12月にあるんで、その前に全員協議会の中でそういう話をしてもらおうとかいう形でほかの委員長とも話して、ほかの委員長がそれは自分たちに付託されたんだから自分たちでやりますよとか、そういう考え方もそうかもしれんけど、中にはさっき言ったようないろんな考え方があるんで。

分かりました。

取りあえず、建設経済、それから総務、それから文教厚生各正副に話して全員協議会で議長を通じて執行部にとか、そういう話を持っていけるような段取りを組みたいと思いますので、御一任ください。



グレーと赤色に色分けしている部分の説明をお願いいたします。

まず赤色の網掛箇所につきましては、今年度既に対応が終わっている箇所でございます。

藤田昌隆委員長

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ終わります。

~~~~~

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括をお願いします。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

先ほどの維持管理課の件でございます。

地区の区長さん、市民の皆様方から道路維持管理課に関する要望書が数多く出されている
 はずですが、要望への対応が一向に追いついていない状況が続いています。

聞けば令和元年から令和5年度末現在で、要望件数が343件、残要望数が57件、この全要望の概算工事費は1億8,590万円ということでございます。

こうした状況を解消するために、全く立っていないと思われるわけでございます。

予算が足りないのか、職員の人数不足なのか、一体何が原因なのかさっぱり分かりません。

- 57 -

当然、その検討結果は要望者に対してきちんと説明することも必要です。

最低限、やるかやらないか、またいつまでに対応をするなど説明が必要だと思います。

区長さんたちからよく言われますが、要望したは何の反応もない、してくれるのかしてくれんのかさっぱり分からんというふうな声を耳にします。こういう不満がふつふつと溜まってきている現状です。

また、維持管理課に出向いていろいろな相談、要望、意見をしようとしても対応できる職員が出払っていて対応してもらえず、手ぶらで帰ってくることが多いと。そういった御不満の声もしばしば私はお聞きをします。

私自身も維持管理課に行きますけど、よくそういう場に出くわすことがございます。区長さんからどうにかならんかとよく言われております。

こうした意見を言うのは、職員を叱っているものではないわけです。

職員さんは一生懸命頑張ってくれると私は思っております。

ただ、建設部長さん、こうした窮状を見極めてしっかりと執行部と直談判をしていただきたいと。

市民の皆様のために頑張ってくれる職員のため、そのためならこの委員会もしっかりと後押しさせていただきます。よろしくお願いします。

この9月の定例会委員会の委員会の総括で述べさせていただきました。以上です。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

ほかには。

飛松妙子委員

新産業集積エリアの件でございますが、3工区の造成工事が今からということでございます。

1工区、2工区に関しては、アサヒビール様の操業開始を早くしたいということで、相手様にお任せして造成工事をしていただきましたが、操業が3年後ということで、この3工区の造成工事がいつ始まるか分からないという状況もお聞きしました。

その中で、前々から当委員会としても申し上げておりましたとおり、造成工事に関しては、とにかく地元業者を優先して入れていただきたい。

また、この第3工区に限らず、建設経済常任委員会の中で造成工事やいろんな工事を行う中では地元業者を優先的に発注をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

和田晴美委員

あと今回は、人身事故的なものでバイクの運転をされてる方がけがをされて、大きなけがではなかったということで安堵しておりますが、こういった人身につながることもありますので、今後も管理についてはよろしくお願いいたします。以上です。

藤田昌隆委員長

〔発言する者なし〕

それでは、総括を終わります。

~~~~~

採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。

~~~~~

議案乙第19号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分は、原案のとおり可決されました。

議案乙第22号市鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第22号鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第27号市道路線の廃止及び変更並びに認定についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

藤田昌隆委員長

以上で、全ての日程が終了しましたが、視察を10分後でよろしいですか。

午前10時50分に集合をいたします。

藤田昌隆委員長

以上で、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前10時32分散会

令和 6 年 9 月 27 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課住宅係総務主査 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 立石佳照

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 田中秀信

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 三橋秀成

都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 森岡敬晶

国道・交通政策課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐

兼事業係長 杉本修吉

国道・交通政策課道路・交通対策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

建設課・維持管理課審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報告（建設課）

公共施設中長期保全計画の改訂について

〔報告、質疑〕

都市整備課審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

国道・交通政策課審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時48分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

藤田昌隆委員長

これより、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

本日9月27日は、建設部建設課、維持管理課、都市整備課、国道・交通政策課の議案審査をします。そして月曜日に、経済部農林課・農業委員会事務局、商工観光課、それから上下水道局の審査をこの2日間で予定をしております。

10月1日が予備日となっておりまして、10月2日が現地視察、自由討議、総括、採決というような日程を組んでおります。

現地視察については、副委員長から説明をお願いいたします。

飛松妙子副委員長

皆さんのほうで、現地視察したいところがあれば挙げていただきたいんですが、現段階で考えているのは、都市公園の遊具改修事業がございますのと、市民公園の整備事業として看板とかの整備をされておりますので、その辺りを視察に行ければと思っておりますが、皆さんの御意見を伺って決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

ちゃんと考えて、早めに副委員長に提案をよろしくお願いします。

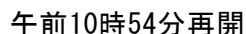
以上の審査日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時51分休憩



再開いたします。

審査に入ります前に、中島部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

中島勇一建設部長

おはようございます。

それでは、建設部のうち、建設課及び維持管理課関係分の決算概要につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず建設課でございますが、令和5年度の事業執行に際しましては、職員23名で実務の執行に当たってまいりました。

建設課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計款 8 土木費のうち、予算現額 7 億 9,995 万 3,000 円、支出済額 6 億 3,326 万 2,202 円、翌年度繰越額 1 億 6,433 万 7,000 円、不用額 235 万 3,798 円、執行率 79.2%となっております。

令和５年度に取り組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線や轟木・衛生処理線場などの道路改良事業と市営住宅の長寿命化や既設公営住宅改善事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に維持管理課でございますが、令和５年度の事業執行に際しまして、職員13名で事業の執行に当たってまいりました。

維持管理課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計款8土木費のうち、予算現額12億206万6,000円、支出済額10億6,177万5,080円、翌年度繰越額1億3,319万2,000円、不用額709万8,920円、執行率88.3%、款11災害復旧費のうち維持管理課関係分といたしまして、予算現額2億572万4,000円、支出済額1億8,578万874円、翌年度繰越額1,949万2,000円、不用額45万1,126円、執行率90.3%となっております。

令和５年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路側溝等整備事業、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、道路整備交付金事業、道路新設改良事業、河川浚渫改良事業、災害復旧事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順にそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、建設課及び維持管理課関係



国・県からの操作受託料でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良事業に伴う市債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

191ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、建設部長、建設課長、整備係4名、スマートインターチェンジ推進室4名の合計10名の人件費でございます。

節12委託料につきましては、先ほど説明いたしました轟木排水機場をはじめとした排水機施設の操作委託料でございます。

197、198ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線及び轟木・衛生処理場線などの道路改良事業に係る経費でございます。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書にて御説明をいたします。

それでは、主要施策の成果81ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線等道路改良事業につきまして、こちらにつきましては、用地取得及び物件等移転補償を進めながら、主に池ノ内交差点、それから池田下ため池公園前の交差点周辺道路改良工事を行ってまいりました。

続いて、主要施策成果の82ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、轟木・衛生処理場線になります。こちらにつきましては、本線の道路改良工事を進めながら、旧橋の撤去、それから旧道の撤去工事を進めてまいったところでございます。

決算書の197ページ、198ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

目6道路整備交付金事業費、節12委託料につきましては、田代大官町・萱方線に係る物件等の調査及び水道管移設設計でございます。

節14工事請負費につきましては、田代大官町・萱方線及び轟木・衛生処理場線に係る道路改良工事費でございます。

199ページ、200ページをお願いいたします。

節16公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線に係る事業用地の取得費でございます。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、田代大官町・萱方線に係る物件等の移転補償

費でございます。

205ページ、206ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2の給料から次のページの節4共済費につきましては、庶務係4名、住宅係4名、営繕係5名の合計13名の人件費でございます。

続きまして、207、208ページをお願いいたします。

節10需用費のうち、備考欄にございます修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

節12委託料につきましては、市営住宅を適正に管理するための市営住宅内の樹木管理、それから給水施設や消防施設設備等の保守点検、水道メーターの交換及び火災報知機の手替えなどでございます。

目2住宅改善費、節14工事請負費につきましては、南部団地16棟、18棟及び19棟のガス管、給湯設備の改修工事でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、空家等対策補助金につきましては、倒壊の恐れがある危険な状態と認められる特定空家の除却に対しまして、補助金の交付を行ったものでございます。令和5年度は3件を対象に補助金を交付しております。

以上で、建設課分の説明を終わらせていただきます。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

続きまして、維持管理課関係分についてその主なものについて御説明申し上げます。

まず歳入からでございます。決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料の主なものにつきましては、道路占用条例等に基づく市道占用料及び公有水面使用料でございます。

55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、令和3年及び令和5年に発生いたしました災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化事業に基づく道路メンテナンス事業補助金及び通学路緊急対策事業に係る国庫補助金でございます。

73ページ、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地売却収入につきましては、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ事業に伴う里道、水路の売却収入でございます。

87ページ、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、土木雑入のうち、路上事故損害賠償保険金でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業や道路舗装長寿命化事業に係る市債でございます。

次に、節2河川債につきましては、河川しゅんせつ及び排水路整備事業等に係る市債でございます。

続きまして、目10災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、令和3年、令和5年発生災害復旧事業に係る市債でございます。

歳入については以上でございます。

次に歳出に移ります。決算書の191ページ、192ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、維持管理課関係分について申し上げます。

節10需用費につきましては、街路灯、駅前トイレなどに使用いたします光熱水費が主なものでございます。

節11役務費の主なものにつきましては、市道等における路上事故に対する賠償のための保険料などでございます。

次のページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費でございます。

節12委託料につきましては、道路水路の測量や市道の舗装構成を確認するための調査及び道路台帳の電子化に伴う委託料でございます。

このうち道路台帳電子化事業につきましては、主要施策の成果74ページをお願いいたします。

国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、道路台帳図をデジタル化した上で地図情報を公開することで、市民が市役所に出向くことなく道路台帳の閲覧が可能となり、行政サービスの向上が図られるとともに、職員の窓口対応の軽減が図られております。

決算書の193ページ、194ページに戻っていただきますようお願いいたします。

節16公有財産購入費につきましては、市道門戸口3号線に係る道路用地購入費でございます。

次に、節21補償、補填及び賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でござい

まして、予備費から充用いたしております。

次のページをお願いいたします。

目 2 道路維持費、節 1 報酬、節 3 職員手当等及び節 8 旅費につきましては、草刈り作業等を担う会計年度任用職員の報酬等でございます。

次に、節10需用費の主なものにつきましては、道路や側溝等の修繕料でございます。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、大雨時の道路冠水状況を確認するための監視カメラ借上料でございます。

節14工事請負費につきましては、西部第 2 工業用地線などの道路側溝等の整備工事費でございます。

節15原材料費につきましては、市道陥没の際に使用する路線補修材や碎石等の材料費でございます。

次に、目 3 道路舗装費、節14工事請負費につきましては、今泉・田代大官町線などの舗装工事費でございます。

詳細につきましては、主要施策の成果76ページをお願いいたします。

令和 5 年度につきましては、舗装延長が新設で 6 路線、540メートル、打換え舗装を15路線、1,846メートル、合計2,386メートルで事業を実施いたしております。

このうち、右側の表の 2 路線計751メートルを補助事業として舗装打換えを実施いたしております。

決算書195ページ、196ページをお願いいたします。

目 4 橋梁維持費、節12委託料につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の点検等の委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に基づく橋梁修繕工事費でございます。

主要施策の成果77ページをお願いいたします。

令和 5 年度の橋梁長寿命化事業といたしましては、修繕工事 9 橋、修繕に伴う詳細設計 5 橋、定期点検51橋を実施いたしております。

決算書の197ページ、198ページをお願いいたします。

目 5 交通安全対策事業費、節 7 報償費は交通安全指導員の謝金でございます。

主要施策の成果78ページをお願いいたします。

令和 5 年度は交通安全指導員の定数64名のうち、欠員を除く59名に対して謝金を支給いたしております。

決算書197ページ、198ページに戻っていただきまして、節12委託料につきましては、通学路緊急対策事業、今泉・安楽寺線工事に係る測量設計業務が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、防護柵やカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の改修工事が主なものでございます。主要施策の成果79ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、令和5年度はカーブミラーを6基、防護柵344メートル、区画線引き1万589メートル、また道路照明灯のLED化44基を実施いたしております。

続きまして、主要施策の成果80ページをお願いいたします。

通学路緊急対策事業につきましては、令和5年度は布津原町・本鳥栖線において、同路線48箇所の植樹ます撤去及び区画線の設置を実施いたしております。

決算書197ページ、198ページに戻っていただきまして、目6道路整備交付金事業、節12委託料につきましては、立石・御手洗滝線の道路防災対策に係る測量設計業務でございます。

続きまして、決算書199ページ、200ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、加藤田町入口交差点改良工事に伴う基準点測量調査業務などでございます。

節14工事請負費につきましては、上天・国道線道路改良事業に伴う改良工事費等でございます。

主要施策の成果85ページをお願いいたします。

令和5年度では交差点照明の整備工事や工事に支障する電柱等の移転補償費を実施した結果、令和6年4月25日に加藤田町交差点の信号機点灯に合わせて交通規制等を解除いたしております。

決算書199ページ、200ページに戻っていただきまして、次に、項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川等の草刈り業務及び調査設計委託料、節14工事請負費は、準用河川排水路の整備工事でございます。

主要施策の成果86ページをお願いいたします。

事業内容と事業内容といたしましては、委託料では準用河川台帳作成等、工事請負費では向原川等準用河川のしゅんせつ工事や、大野川護岸改修、市内各地の排水路整備工事を実施いたしております。

決算書の257、258ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料、節14工事請負費及び節21補償、補填及び賠償金につきましては、令和3年8月秋雨前線豪雨により被災いたしました柚比町側道1号線などの災害復旧費や工事に伴う家屋調査委託料、工事期間中の近隣住宅の移転補償費などでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**和田晴美委員**

御説明ありがとうございました。

私のほうからは、空き家状況の御報告がありました件で御質問をさせていただきます。

鳥栖では他市町に比べると空き家が随分少ないというふうに思っているんですが、今回は3件助成をしたということですが……

**藤田昌隆委員長**

何ページ？（「208ページ」と呼ぶ者あり）

**和田晴美委員**

ありがとうございます。208ページです。

空家対策補助金150万円について御質問させていただきます。

先ほどの御説明では3件実施されたということで、私としては改善しているのかなというところを知りたいので、昨年度の決算で空き家が増えたのと、3件助成したことによつての増減について、ただ空き家が整備されただけなのか、効果についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

**三澄洋文建設課長**

ありがとうございます。

今回の決算に上げています空き家の補助金でございますが、こちらにつきましては、いわゆる特定空き家といいまして、空き家は本来個人さんが所有されて危険な空き家にならないように適正な管理をしていただくというのが基本だと思っておりますけれども、例えば、費用の面であったりとかでどうしても事情で壊すことができないとか、そういったもので、どうしても自前でできない場合に市が一部補助金を出して――これは解体の補助金なんです。

今回が3件そういった申請があつて、例えば、全てが空き家であれば補助金を出すのかつていいましたらそうじゃなくて、一定構造的に問題があるとか、倒壊の恐れがある、危険があるような空き家であれば、国の補助金を活用しながらでございますけれども、そういった形で今回3件の補助金を出したということになります。

空き家自体はこの3軒とかそういう数字じゃなくて、何百軒という数字が実際はあります。

今は数字を持っておりませんが、今回は空き家の解体補助金なので、昨年度は解体数としては3件させていただいたということになります。以上です。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。もう少しこの内容について聞かせてください。

150万円で3件っていうことなので、それぞれ50万円かと思いますが、家主さんというか、持ち主さんが、例えば、100万円解体に掛かって、そのうちの上限が50万円だというその助成内容についてもお尋ねさせていただけますでしょうか。

### **三澄洋文建設課長**

おっしゃるように50万円の3件分ということで、上限が50万円になっております。

実際には解体費が100万円ぐらいではなかなか収まらないんで、それ以上にかかるということで、基本的にそのボーダーを超えればマックス50万円出しますよと。

当然、それに収まった費用であれば、まだ少ない補助金でありますけれども、今回の3件については全て上限を超えた金額で申請があったので、50万円出しているということになります。以上です。

### **和田晴美委員**

ありがとうございました。

台風など大きな水害があると、近隣の方に迷惑がかかるんじゃないかと空き家を心配しておりまして、先ほどのような質問をさせていただいたところでした。

この件について最後の質問をさせてください。

本市から解体してほしいという願いを出すんですけれども、この上限50万円の金額でその交渉はスムーズに進んでるのか、足りないって言ってちょっと躊躇している空き家がまだほかにあるのかだけ、最後の質問としてさせていただきますでしょうか。

### **山下範史建設課住宅係総務主査**

空き家の解体をされる方については、少しでも補助が出るならば足しにしたいということで、肌感触としては補助についてはありがたがっています。

ただ、やっぱり解体費用というのは100万円程度かかることもありますので。

補足させてもらいますと、補助の補助率は5分の4になります。

### **藤田昌隆委員長**

ほかには。

### **野下泰弘委員**

教えていただきたいんですけど、193、194ページの道路台帳に関してなんですけど、完成してから閲覧数。

主要の74ページで閲覧数はどんどん増えてるっていうことなんですけど、道路って今後もどんどん変わってくると思うんですけど、ここに記載の台帳更新費用というのは、毎年どれぐらいかかるものなのかを教えてくださいよろしいですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

道路台帳の更新は、今までは紙ベースで行っておりましたので、600万円から700万円程度かかっておりました。

これをデジタル化することによって、1割程度が下がるものと考えているところでございます。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。了解いたしました。

ちなみにですけど、道路の変更等があまりない場合ってというのは、更新費用もちろんかからないのかというのを教えていただきたいのと、年間の管理費用というのもやっぱりかかってきてるんですか。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

全体の更新費用につきましては、こちらについては公開型GISということで情報政策課が一元管理をしております。

そういったところで、全体の更新費用については情報政策課が持っているという状況と、更新に係る件数が少ない場合は、今議会でも市道認定、廃止等の議案を出させていただいて、件数としてはそこが新たに修正する箇所という形で増えてきますので、件数によって作業量が変わります。

ですので、そこについては多少増減はするかと思います。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。

それらの費用に関しても国庫ってというのは今後も出てくるんですか。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

更新費用については今後も発生はするものと考えております。

**野下泰弘委員**

すいません、もう一点よろしいですか。

205ページ、206ページの目1住宅管理費の節1の報酬で、この44万1,240円というのは聞き取れなかったんですが、どこの分になりますか。

**三澄洋文建設課長**

こちらにつきましては、先ほどは主な説明ということで省いておりましたけれども、これは各市営住宅に住まれる方の代表者といたしまして、管理人制度を設けておりまして、住宅の管理人さんに支払う報酬費ということになります。以上です。

**野下泰弘委員**

ほかのところで住宅管理費がもう一個出てきたと思うんですが、そこは各市営のところにあったんですよ。ここはどこの市営住宅になるんですか。

### 三澄洋文建設課長

ここでいう住宅管理人報酬といいますのは、本市で管理しています全ての市営住宅の全体の――住宅それぞれに管理人さんがいらっしゃいますので、その方に支払う報酬ということになります。

例えば、本鳥栖アパートであったり、萱方町住宅であったり、そういったそれぞれの個別の市営住宅に対して管理人さんがいらっしゃいますので、その方に支払うということです。

### 飛松妙子委員

先ほどの台帳の件で2点。

1つは、周知方法をどのように……

### 藤田昌隆委員長

ページ数を言ってください。

### 飛松妙子委員

先ほど野下議員が質問された74ページの台帳の電子化事業です。

この周知方法をどのようにされているのかと、閲覧数が3か月で約2,000件あったということで、窓口対応の軽減が図られたということが書かれていらっしゃいますが、軽減が図られたっていうのは、具体的には例えば、この窓口業務に何時間かかっていたのが2時間減ったとか、1日とか1か月とか。その辺りの数字が分かれば大体で結構ですが、お願いします。

### 江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

まず、道路台帳を電子化することに伴う軽減の部分でございますけれども、効果のところに窓口対応件数ということで、これは実数を取っているわけではなくて、あくまでも職員等の聞き取り等によって書かせていただいておりますけれども、従前が1日間約10件程度、道路台帳の紙の閲覧に来られてありました。

その後、公開した後は現在のところ1日当たり2件程度来ているところでございます。

それで、道路台帳の閲覧の際は、まず台帳の紙ベースの全体の大きな地図からその該当する部分をまず探さないといけないと。

その後、その大きい抜き出した地図の中から実際の該当箇所を目視で探さないといけないと。そういったことでそれにも非常に時間がかかります。

それに対して、閲覧に来られた方は、成果物としてコピーを取りたいということで、コピーを取る際に貸出簿ということで、貸出し、受付をして、実際に返していただくまでに正味30分程度かかっていたと。そういった部分から、ここの部分が減るだけでも窓口対応の職員

の軽減は図られているものと考えております。

それと、周知方法についてなんですけれども、広く一般市民の方に公開をさせていただいておりますけれども、生活をする上で道路台帳を見る機会というのは非常に少ないというところございまして、ホームページのトップ画面に鳥栖市ウェブマップというバナーをつけさせていただいて、ホームページのトップページから入れるような形で周知はしているところでございます。

また、公開後も道路台帳の閲覧ということで窓口で閲覧をされる方がいらっしゃいますので、タブレットを準備させていただいて、タブレット操作をさせていただきながら閲覧をさせていただいているところです。その際に、もうウェブ公開をしておりますので、お手元のスマートフォンであったり、御自宅のパソコンでも閲覧することが可能ですよという案内をさせていただいております。

そういったところから、公開後については、実際の閲覧というか、維持管理課の窓口まで来られる方というのは非常に少なくなっているというところがございます。以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

よく分かりました。

かなり改善につながっているってことがうかがえたと思います。

金額的にも費用対効果にしてもかなりの改善ができたのではないかと思いますので、窓口の対応をしっかりと周知化することで、さらなる改善もできるんじゃないかと思いましたので、ありがとうございました。

続いてよろしいですか。

そうしましたら、主要施策説明書の82ページに轟木・衛生処理場線の道路改良事業が完了したということで書かれてありますが、完了した後に道路を通ってみますと、結構草があちこちから生えているのが見受けられるんですが。なぜ生えていないところと生えているところがあるのか、道路を改良しているところの端っこで全く生えていないところもあるんです。

でも、途中から結構草が下からどんどん生えて……、その草の管理を今後どのようにしていくか考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

#### **三澄洋文建設課長**

御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、私も通るたびに草が生えているのをよく目にしております。

確定じゃないんですけど、私が思うに、草というのはやっぱり強いもんですから、隙間から生えてくるっていうことがあって、今回は道路も舗装していますし横には側溝を入れてい

るということで、硬い構造物で覆っているんですけども、その側溝と側溝のつなぎとかそういうところはどうしても——人為的につなげてるものですから、そういうところに若干隙間があったりするんで、その辺から出てきているのが大きいのかなとは思ってます。

あと、例えば構造物の側溝等、のり面の張りコンクリートとの隙間とか、そういった弱いところから草が出ているところが見受けられるというふうに感じているところでございます。

その管理につきましては、工事の担当課である私ども建設課で当然やっていく必要がございますし、今後、維持管理課にもご協力をいただきながら草刈り等はやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

#### **飛松妙子委員**

ここができたことで事故もかなり減るんじゃないかと大変期待をしておりますが、その草のところだけがどうしても気になりまして。今後の対応としては、よろしく願いたいと思います。

#### **小石弘和委員**

200ページの河川改良費の中で、準用河川雨子川草刈業務委託料、これは年間何回やっているのか、委託先はどこなのか、草刈りをした後の処理は回収なのか、枯らすのか、それをお答えいただきたい。

それから、208ページの住宅改善費の委託料で木造住宅耐震診断委託料は何件で、どうされたのかというようなことをお願いいたします。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

まず、河川の草刈業務委託でございますけれども、草刈りの範囲につきましては、準用河川の堤防上などでございまして、全部で10河川でございますけれども、業者に委託しているところが8か所、それから地元等の町などに委託しているのが2か所でございます。

いずれも年2回をお願いしておるところでございます。

処理につきましては、その場で倒しただけでそのまま処理するという方法が主なところでございますけれども、場所によっては、焼却処分をいただいているところもございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

今のに関連して、これの延長はどのぐらいですか。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今、手元にございませんで、後ほど確認して御報告いたします。

#### **三澄洋文建設課長**

木造住宅耐震診断でございますが、こちらにつきましては、令和5年度の申請が6件上

っております。

診断だけじゃなくて最終的には改修までいただくのが一番いいんですけども、費用面もございますので、6件のうち1件だけが今回改修まで至ったということで、6件診断の補助金を出して、そのうち1件が改修につながったというものでございます。以上です。

#### 齊藤正治委員

先ほどの飛松議員の関連でございます。

いわゆる衛生処理場線の工事が完了したということになってはいますが、目的から見たら、道路整備を行い、車両の円滑で安全な通行の確保を図るということになってるんですけども、この中原鳥栖線との接点はただ単に道路をここまで造ったってということで、ここを見ると、決して安全確保ができていたとは言い難いような状況だと私は思ってますけれども、これで終わりですか。

#### 三澄洋文建設課長

御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、一部出口といいますか、終点側の取付け部につきましては、ちょっと湾曲した形で取り付いているということで、なかなか円滑に行っている状況じゃないと私も思っておるところでございます。

道路として、ハードとしてはもうこれで終わってますので、あとはその対策としまして、例えば、信号機の要望であったりその辺を県とも協議をしながら、今そういった話を進めてはいるんですけども、なかなかそこまでは至っていないという状況でございます。以上です。

#### 齊藤正治委員

確かに、県との調整があると思うんですけど、しかしながら中原鳥栖線がどういうふうなルートで今の現状で下りてくると、鳥南橋を通る、鳥南橋から久留米の堤防のほうもそうなんですけれども、鳥南橋から下ってくる道路ですから、スピードを出してくる可能性が非常に高い。ただ単に道路に信号機を警察はつけないと言っているのに、果たしてつくのかどうか。

要望をするだけだったらあれですけども、じゃあ信号が明日にでもつくのか、本来は完了と同時につけとかんといかん話だと思うんですよ。

それができるのができないのか、そういう安全対策って言ったらおかしいですけども、信号をつけるしかないって言えばそれまでの話ですけども、いつになるか分からんわけでしょう。回答できますか。

#### 藤田昌隆委員長

答弁できますか。

### 三澄洋文建設課長

一つは、鳥南橋の西側の今のエリアのところも堤防から来る車も結構多くございまして、その橋と橋を挟んで前後にそういった交差点があるというのがやっぱりボトルネックになってるのかなと。

バイパスからの距離も一つはありますけれども、そういったものも総合的に考えると、信号機がつくのがなかなか難しい状況にあるのかなというのは分かっているんですけども、信号機以外の対策が今のところ見い出せないっていうところがありますので、その辺も県とまた協議をしながら考えていきたいというふうに思います。以上です。

### 齊藤正治委員

なかなかできないのをそうですかってお願いしたままでいいとは……。

そこを何とか信号機を早急につけるかどうかという、その動きをしていかないかんと思うんですけども、警察には一応行ってるわけでしょう、要望書出してるわけでしょう。

しかしながら警察は、要するにバイパスの信号が近いからっていう話で蹴られてるということじゃないんですか。

### 立石佳照建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

おっしゃられる信号機の件ですけれども、県とも幾つか確認をさせていただいたところで、警察にもお話をさせていただいていますが、今の回答としましては、県道との距離が近いというところと鳥南橋から東側のところに上分・島線——堤防道路の部分とか、各々取付けの部分が近いというところで、警察としては基本的に信号機の設置は難しいということを言われているところです。いろんな取付けが行われているところで処理場線だけ信号機をつけるのはなかなか難しいというふうな回答を頂いているところです。以上です。

### 齊藤正治委員

ということは、安全対策は何らできないとおっしゃってるのと一緒にかなという気がしますけれども。

じゃあ何でこういう道路を造ったんだっていうことですよ。

だからこれを……

### 藤田昌隆委員長

すいませんが、ちょっと広がり過ぎってうか。

この決算資料に基づいて——意見されてるのは分かるんですけど、この場で執行部のほうではっきりどうするかというのは答弁が難しいかと思うんで、これについては、また今後の建設経済のテーマとして。

私も今まで鳥南橋からごみ焼却場の近隣に信号機は絶対欲しいという話をしていますが、



思いますけれども、努めて計画的に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

**飛松妙子委員**

道路照明灯のＬＥＤ化事業が入ってきますので、そちらのほうに比重が多くなるのではないかと懸念もありますが、この防護柵の設置っていうところも大事な事業でございますし、現在、轟木川の放水路のところも設置をしていただいておりますが、してないところでも子供たちが放水路を眺めて体を乗り出している状況が見受けられますし、魚釣りをしている子供たちも結構いるところを見ると、こういう防護柵の設置というのはとても重要ではないかと思っております。

ですので、今後も引き続き予算を確保していただいて設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一点よろしいですか。

先ほど86ページのところで大野川の改修のところがありましたが、大野川の改修工事が令和5年度でどの程度終わったのか。

県の事業もあると思いますが、大野川の護岸整備ですか。

取りあえず、大野川のこの改修工事がどの程度終わったのかを教えてください。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

大野川につきましては、現在右岸側、曾根崎側の下流側から上ってきておりまして、令和5年度までに県営の曾根崎住宅の団地のところまで終わっております。

今年度と来年度の2か年かけましてウグメ田団地の箇所を対応するようにしております。

以上です。

**飛松妙子委員**

大野川の改修工事は、最終的に何年度までに終わる予定で、順調に令和5年度も改修工事が進んでいるのかお聞かせください。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

ウグメ田団地から北側につきましては、右岸側につきましては、擁壁を高く積んでおりますので、ウグメ田団地までを現在対策の区間としております。

今年度と来年度で完了する予定としておりまして、現段階では令和7年度までで事業完了の見込みとしております。以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

今年は大雨台風でかなりの準備が必要じゃないかということでしたが、空振りになって一安心だったんですが、今後大雨がまた降ることを想定しますと大変心配な地区でもございま



ます。

今回は昨年度お示しいたしました中期保全計画から改訂内容に記載した7施設について見直しを行いましたので、左端の番号順に御説明をいたします。

2ページ、3ページ目に一覧表を載せておりますので併せて御覧いただければと思います。

まず、11番の市民文化会館でございます。

こちらは施設利用者の利便性向上のため、エレベーターの設置に係る内装の改修を令和6年度に新たに追加を行いました。

また、トイレの排水管詰まりを解消するため、給排水衛生設備の改修を令和7年度に追加いたしております。

次に、12番の定住・交流センターでございますが、部品の供給期限が過ぎ、在庫が減少していることから、令和10年度に予定していたエレベーターの改修を令和8年度に前倒しをいたしました。

次に、18番の市民弓道場と25番の市民相撲場でございます。

こちらにつきましても、令和6年度に改修予定をしておりましたけれども、資材単価の高騰、それから労務単価の引上げ等による工事費の上昇から財政負担を平準化するため、時期未定で先送りをしたものでございます。

次に、42番の白鳩園と43番の鳥栖いづみ園でございます。

こちらにつきましては、内装それから電気設備、給排水衛生設備等の改修を令和6年度と7年度に予定しておりましたけれども、保育園の在り方についての答申を受けて、改めて施設整備の方針検討が必要になったことから、時期未定での先送りとしたものでございます。

最後に、64番の東公園でございます。

こちらにつきましても、令和6年度に屋根防水の改修を予定しておりましたけれども、令和5年度に行った公園長寿命化計画の見直し改定により、令和11年度に先送りしたものでございます。以上、報告をさせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

確認したいことや御意見等がありましたらお受けをいたしたいと思います。

#### **野下泰弘委員**

この弓道場と相撲場なんですけど、物価高騰で実際に予定額からどれくらい上がったから取りやめるっていうところを教えてください。

もう一点が、時期未定とあるんですけど、今後この改修というのを全く検討していないのか、それか実際には近々やっていきたいというのがあれば教えてください。

### 三澄洋文建設課長

金額の部分については、後で担当係長が説明いたしますけれども、時期につきましては、令和6年度はほかの事業もございまして、なかなかその平準化の中で収まらないということになりましたので、庁内協議の方針では、できれば令和7年度の実施に向けて今後検討してまいりたいというところでございます。

### 犬塚毅建設課営繕係長

スポーツ施設における価格の上昇になりますけれども、まず資材価格につきましては、民間調査会社の統計によりますと、令和5年の建築部門の建設資材物価指数としましては、平成27年度と比較して34%上昇しているということです。

高騰が著しかった令和4年よりも上昇基調は落ちついてきているものの、先行きは高止まりか横ばいの公算が高いというふうにされております。

また、労務単価におきましても、令和6年度全国全職種の単純平均は令和5年度と比較をしまして、5.9%上昇して12年連続の引上げとなっています。

伸び率は過去最高となり、5%以上の高い伸びを示したのは2年連続というふうになっている状況でございます。

この影響を受けまして、今回2施設の工事費の上昇としては、最終的に細かな数字までは出しておりませんが、約1,000万円から2,000万円程度の上昇というふう聞いております。以上でございます。

### 野下泰弘委員

ありがとうございます。

令和7年度にずれ込むとして、この高止まりって下がることはもうなかなかないと思うんですけど、この物価上昇が来年も高いままだと、またさらに先送りってということにはならないんですか、そこは大丈夫ですか。現時点では未定ということなんですけど。

### 三澄洋文建設課長

この表の一番上の改訂の概要に書いていますように、この中長期保全計画自体が、施設所管課、財政担当課、企画担当課とそれぞれで協議をしながら優先順位を決めながら進めておりますが、老朽化した建物とかは多々ありますので、どこを優先していくのかというのを今後やっていかないといけないと思っています。

価格高騰に伴う分で何かを優先すると何かが遅れてくる可能性がありますので、そういったところを見極めながらやっていきたいというふうに思っています。以上です。

### 野下泰弘委員

ありがとうございます。

答弁によると、弓道場、相撲場は優先順位が低いという扱いだと思うんです。

弓道は分からないんですけど、相撲というのはスポーツでありながら神事でもあるわけですね。日本古来の神事じゃないですか。

そう言ったら、神社じゃないですけど、やっぱりそれに近いと思うんです。

その順位が低くてこのまま老朽化を進めさせるっていうのは、僕としてはすごくおかしいと思います。

今年ですか、九州場所の何部屋か忘れましたが、どこかを呼ばれるということで発表があったんですけど、そういったところに取り組みながら先送りっていうのは僕としてはあまり納得できないと思いますので、ぜひスポーツではあるんですけど、神事というところも加味して優先順位を上げていただきたいと思います。お願いします。

#### **藤田昌隆委員長**

ほかには。

#### **飛松妙子委員**

定住・交流センターのエレベーターの改修の件ですが、部品がなくなることによって前倒ししましたっていう御説明だったと思うんですが、このエレベーターは、建物が建って29年経過して、何年ごとに改修をされていたのか。

今後その部品がなくなった場合にエレベーターの改修ができなくなると思うのか、その辺りを教えていただけますか。

#### **犬塚毅建設課営繕係長**

定住・交流センターのエレベーターですけれども、今ついているエレベーターにつきましては、平成6年の新築当初に設置されたエレベーターになります。

ですので、まだ一度も更新はされていないという状況です。

今後、部品の供給がメーカーとしてはもう切られているので在庫品のみということになるんですけども、この在庫が切れてしまった場合は、エレベーター自体を新しいものに取り替えないといけないと。

ですので、壊れた時点から計画をスタートすると、要は更新までに利用ができない状況が続いてしまうということで、今回前倒しということで計画をさせていただいております。

#### **飛松妙子委員**

そのことは分かったんですが、令和8年に改修をして、その次に改修をするときにもこの部品がなくなるんですが、その時期になると施設としても使えなくなるっていうことになるのか、このエレベーターの次の部品がなくなることによって、改修ができないっていうところでどのようになるかをお聞きしたいんです。

#### 犬塚毅建設課営繕係長

メーカーの部品供給の時期、要は取り付けた設備の部品の供給については、類似のものがあれば継続的に供給をされるものとなっております。

ただ、大きく仕様が変わったり、リニューアルがされた場合はその供給が製造を中止して20年程度でとまってしまうということになりますので、まずはその辺りのメーカーの供給が途絶えるのか途絶えないのかっていう情報を取得する必要があるかと思います。

それと保全計画におきましては、この改修のスパンをおおむね20年で計画をしていますので、その20年目を迎える際に大幅な更新をしなきゃいけないようなリニューアルをすべきなのか、それとも部品の更新でまだ継続して使用できるものなのかっていうのを判断していく必要が出てくるかと思います。以上です。

#### 飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 齊藤正治委員

先ほど野下委員から相撲場の件について要望がありましたけれども、相撲場を令和6年度するというのは、延ばしに延ばした結果、6年度にすることになってるんですよ。

だから1,000万円か2,000万円ぐらいの金を惜しんで、また翌年に延ばしたからってそれがプラスになるわけではないわけであって、だからそこをあまりにも——この間の市民公園の道路造りもそうやったんですけれども、道路造りと一緒に相撲場をあまりにもばかにしてると。国技である相撲をもっと大事にしていかにやいかん話ですよ。

この間、昨日やったかな。市長と中村部屋の、鳥栖市につくりますっていうふうな。こういうことをしてたら市長そのものが笑われますよ。

だからそこら辺はもう一回検討されて、年度計画どおりにされるようにきちんと予算を組んで、できない話じゃないと思いますけど、そこら辺市長によろしく言っといてください。

よろしゅうございますか。

#### 藤田昌隆委員長

要望として、何か答えてくれない。

#### 中島勇一建設部長

今の話ですけれども、基本的にはスポーツ文化部で検討する話になるかと思いますけれども、市長のほうにはその旨の話は伝えておきたいと思います。

#### 藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。



~~~~~

– 91 –

御審議賜りますようお願い申し上げ、決算概要の説明を終わらせていただきます。

田中秀信都市整備課長

それでは、令和５年度鳥栖市一般会計に関わる都市整備課の歳入、歳出決算書の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。決算書の49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項１使用料、目５土木使用料、節２都市計画使用料のうち、公園使用料につきましては、公園での電柱等の占有料でございます。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金、節２都市計画費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、公園長寿命化対策支援事業、国スポ・全障スポに係る都市公園事業等に対する国の補助金でございます。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項２県補助金、目５土木費県補助金、節２都市計画費県補助金のうち、緑の景観づくり事業補助金につきましては、市民公園内の植栽工事及び樹木の剪定の補助金でございます。

また、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、園芸教室に係る材料代等に対する補助金でございます。

続きまして、73、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項２財財産売払収入、目１不動産売払収入、節１土地売払収入2,160万1,453円のうち、529万6,601円につきましては、国道３号の鳥栖拡幅に伴い、商工団地北入口交差点西側部分の藤木緑地の一部、約96平米に係るものでございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項１市債、目４土木債、節３都市計画債の公園整備事業につきましては、公園施設長寿命化事業、都市公園事業などに係る市債でございます。

次に、歳出について申し上げます。199、200ページをお願いいたします。

項４都市計画費、目１都市計画総務費、節２給料、節３職員手当等、次のページの節４共済費につきましては、都市計画課職員12名分の人件費及び手当等でございます。

次に、節12委託料につきましては、大規模盛土造成地調査委託料につきましては、大規模盛土造成地の地盤調査——いわゆるボーリング調査、それから、地下水観測、土質検査など変動予測を行うもので令和６年度への繰越事業でございます。

50戸連たん区域指定基礎調査委託料及び立地適正化計画検証業務委託料でございます。

内容については主要施策の成果で御説明いたします。恐れ入りますが、主要施策の成果87

ページをお願いいたします。

事業名につきましては、50戸連たん区域指定事業、事業費308万円。事業の目的といたしましては、市街化調整区域における既存集落の維持・活性化を図ることを目的に、佐賀県都市計画法施行条例に基づく50戸連たん制度の区域指定のため、県への申出に係る調査業務を実施したものでございます。

事業の内容といたしましては、今町地区におきまして現地調査や指定区域設定に必要な県への申出書や添付図書の作成を行ったところでございます。

なお、令和6年3月29日の佐賀県開発審査会を経て、今町地区の区域指定を受けましたので、4月19日から運用を開始しているところでございます。

次に、今日お配りしました立地適正化計画に関する基礎調査及び効果検証業務を御覧いただいてよろしいでしょうか。こちらが概要版でございます。

まず、鳥栖市の現況と課題ということで、本市における分野別の現況分析の結果とそれを踏まえたまちづくりの課題を下の分野別にまとめております。

1つ目が人口動態でございますけれども、現況といたしましては、将来的に人口世帯数が減少に転じ令和27年には老年人口割合が3割強まで増加、開発地区や中心市街地は20年から30年後に老年人口密度が急激に増加というところでございます。

併せて課題のほうでございます。将来的な人口減少・少子高齢化への対応、それから既成市街地や開発地区における住環境の維持・向上といった課題がございます。

続きまして、公共交通でございます。

現況でございますが、市内における公共交通における人口カバー率が現在8割以上でございます。課題といたしましては、公共交通利用圏の人口カバー率の維持・向上でございます。

続きまして、災害リスクでございます。

現況といたしましては、筑後川等の周辺で広範囲で洪水浸水想定区域に指定となっております。それから地域の南側で一部地域が高潮浸水想定区域に指定されております。課題といたしましては、災害リスクの高い地域から安全な居住地への居住誘導、それから被害を低減させるハード、ソフト両面での取組推進などがございます。

続きまして、土地利用等でございます。

現況につきましては、市街化区域には面積の小さい低未利用地が点在しているところでございます。住宅数の増加に伴い、空き家数が平成以前に比べまして増加傾向にございます。

課題といたしましては、低未利用地の有効活用、空き家の抑制及び適正な管理でございます。

続きまして、都市機能でございます。

現況といたしましては、日常的に利用する施設の人口カバー率、徒歩圏800メートルですけれども、8割以上と比較的高いところでございます。高齢者及び障害者福祉施設の人口カバー率は7割程度となっております。課題といたしましては、日常生活に必要な都市機能施設の維持、高齢化率の増加を見据えたサービス施設の充実が求められます。

財政等でございます。

現況といたしましては、将来的な人口減少、公共施設の老朽化等により財政負担が増加する恐れがあり、課題といたしまして、財政負担、歳出の低減に向けた効率的な自治体経営が求められているところでございます。

下に図を示させていただいていますが、国立社会保障・人権問題研究所の人口、世帯数の推移でございます。

その下の段が住宅数・空き家数・空家率の推移でございます。見ていただくように、平成10年に比べると空家率は近年では減ってきておりますけれども、10年に比べるとちょっと高い状況になっているところでございます。

右側は、洪水浸水想定区域図の最大規模のところを示したものでございます。右側のほうをお願いいたします。立地適正化計画を策定することのメリットでございます。

国におかれましては、立地適正化計画の策定及び位置づけを要件として、都市機能や居住の誘導、防災対策等に関わる支援措置を用意しています。

本計画を策定しなければ、これらの支援を受けられない、受けられたとしても充当率が低くなる等デメリットが生じることが予想されております。

主な国の支援事業を2つ掲載しております。

1つ目が都市構造再編集中支援事業ということでございます。補助率といたしましては、都市機能誘導区域の場合50%、居住誘導区域の場合45%、具体的にこういった対象事業になるかといいますと、道路、公園、河川、広場、駐車場、防災施設、子育て支援施設などでございます。

都市・地域交通戦略推進事業でございます。こちらの補助率は、直接事業で2分の1、間接事業で3分の1となっております。対象事業といたしまして、本計画に基づく各種誘導区域等で実施される駅前広場の整備、駐車場の整備、交通施設等の改修・バリアフリー化などの整備が該当するところでございます。

立地適正化計画を策定することの意義でございますが、まず、立地適正化計画は居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、居住機能や都市機能の誘導による生活利便性の向上や行政コストの削減などの効果が期待されるものでございます。

市街地の人口密度並びに活力を維持するという観点から、本市においても立地適正化計画の策定を推進することが望ましいというところでございます。

以上が、立地適正化計画に関する基礎調査及び効果検証でございます。

続きまして、決算書に戻っていただきまして、203、204ページをお願いいたします。

目2公園管理費でございます。

節1報酬から節3職員手当等及び節8旅費につきましては、公園の保守点検などに従事します会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

続きまして、節10需用費につきましては、公園の維持管理に必要な消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

節12委託料でございます。

備考欄の伐採委託料、樹木剪定等委託料は、公園内の樹木の伐採、撤去、公園管理委託料は、公園の樹木管理、トイレ清掃等の委託料、市民公園整備基本計画策定委託委託料につきましては、市民公園全体を検討するために策定したものでございます。

続きまして、公園施設長寿命化計画策定委託料につきましては、前回、平成30年度に策定した計画の見直しでございます。

続きまして、節14工事請負費でございます。

工事請負費の主なものにつきましては、主要施策の成果で御説明いたします。91ページをお願いいたします。

事業名は、都市公園遊具等改修事業（公園施設長寿命化事業）でございます。

事業費といたしましては、8,250万3,000円、事業の目的といたしましては、市が管理する都市公園の多くは老朽化が進んでいるため、長寿命化対策を含めた修繕・更新等を計画的に行い公園施設の延命化を図るものでございます。

事業内容といたしましては、公園施設長寿命化計画の見直しを行うとともに、蔵上北公園、梅坂公園、布津原公園、東町公園等の7公園の遊具、ベンチなどの更新を図ったところでございます。

続きまして、同じく主要施策の成果92ページをお願いいたします。

事業名は、市民公園整備事業（国スポ・全障スポ施設改修事業）でございます。

事業費につきましては、1億4,398万9,000円でございます。

事業の目的といたしましては、令和6年度開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を控え、利用者が快適かつ円滑に利用できるように市民公園内の老朽化した園路や駐車場等の整備を図るものでございます。

事業内容といたしましては、園路や駐車場の樹木の撤去、舗装、案内看板の設置などの工

事を行ったものでございます。

右側の図が工事を行った区域で、赤が範囲、黄色で塗ったところがサイン看板と照明等でございます。

続きまして、決算書205、206ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

目4緑化推進費でございます。

節12委託料につきましては、市の中心商店街、新鳥栖駅周辺、市民文化会館前等の花苗の植栽を委託しているものでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会への補助金でございます。

以上、都市整備課分の主なものの説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑に入ります。

和田晴美委員

私からは、御提出いただきました立地適正化計画に関する基礎調査及び効果検証業務について幾つか御質問させていただきます。

まずはこの調査方法について、私自身が分からないので質問したいんですけども。

御報告書を見る限り、もともと市で持っているデータなどを活用しているようですが、新たに調査したところがあればそれを教えていただきたいし、この経費の七百二十数万円っていうのは、主に分析として使っているのか。

この調査費用がこの720万円なのかなって思うので、その調査方法について詳しく御説明をお願いしますでしょうか。

三橋秀成都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

先ほどおっしゃったとおり、現状分析につきましては、既にある市の、例えば、国勢調査の調査結果、各種センサスの調査結果、あとは公共交通のそういった計画だとか、そういったものを基本に集めましてそれで分析をしております。

こういったデータを解析するために、新たに何か調査したというのは、ケースとしては、鳥栖駅前の交通量というか人の流れだとか、そういったところを調査した部分はございます。

あと先ほど言いました積算につきましては、今回のこの調査、分析をしていただきまして、この効果検証の業務の中で市の関係する課に対しての勉強会という形で3回ほど実施していただいたりというのもございます。以上になります。

和田晴美委員

先ほどの質問の回答について確認です。

分析もその720万円ぐらいの中に入ってるし、勉強会を3回したと。勉強会というのはこの調査を出すための勉強会でしょうか。

三橋秀成都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

勉強会につきましては、今後この立地適正化計画に取り組むか、取り組まないかというふうなところも検証する部分にありますので、まずは市の関係する各課が現状どういうふうなビジョンを持っているのか、この立適を進めるとなった場合にどういった事業が該当するのか、またそういうふうな事業を進めることによってどんなメリットがあるのか、そういうものを抽出するような勉強会もありましたし、そのときに今後進めていく上でこういったのがあればいいとかを各課にアンケート調査をして、そういうふうなものも集約して、その結果を戻す勉強会をしています。

最終の3回目は、立適っていうのは公共交通との関わりがございますので、国道・交通政策課との勉強会というふうな形でもさせていただいています。

和田晴美委員

ありがとうございました。

この720万円が妥当かというところをまずは決算として聞きたかったところでした。

続きまして、今度はこの調査を次はどのように展開していくかっていうところは、先ほどの御説明の中で勉強会などをしてイメージがしっかりついてるってことで、こちらに2つ記載ありますよね。都市構造再編集中支援事業と都市・地域交通戦略新推進事業。

この2つがメインっていうことですか、それとも別も考えているのかっていうことと、この2つの事業のところにそれぞれ対象事業としてずらっと並んでいるんですが、この中で全部じゃないと思うのでお伺いしたいんですが、本市としてどの辺りを活用しようと考えているのか、全部使うと財源が持たないので何か絞ってるんじゃないかというところで御質問させていただきたいと思います。お願いいたします。

田中秀信都市整備課長

今回、代表で2つ示させていただいておりますけれども、このほかにも多数あります。

最近はほとんどが立適を策定していること、予定としていることっていう条件が補助メニューになっているところでございます。

特にうちはハードとかでいいますと、道路とか公園、河川改修等を行う場合の補助としては立適を使ったほうが一般のところでは充当率や補助率が高い、それと補助がもらえない場合もありますんで、やはりつくったほうがいいということでこの2つをさせていただいております。どういったところを想定しているかというのが、主にかぶるところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今のところで質問させていただきたいんですが、国が立地適正化計画制度の意義と役割っていうところで、都市全体を見渡したマスタープラン、都市計画と公共交通の一体化、まちづくりへの公的不動産の活用、市街地空洞化防止のための選択肢、この4つが出されてるんですが、鳥栖市としてはこの4つも踏まえての計画を立てていくっていうところで考えてよろしいでしょうか。

田中秀信都市整備課長

議員おっしゃるとおり、それを基本にこれから進めていくところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

小石弘和委員

203ページと204ページの公園管理費の中の備品購入費で7万9,200円上がってるんですけど、これは何の備品を購入されたのか。

それから、206ページの緑化推進費で報償費で謝金が30万円払われているんですけど、どのような謝金なのか御答えをお願いします。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

小石委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の備品購入費についてでございます。

こちらにつきましては、ヘッジトリマーといいまして、公園の樹木の剪定とかに使う機械を購入させていただいております。7万9,200円でございます。

続きまして、報酬の件でございますが、こちらにつきましては、市内7会場で園芸教室を毎月1回行っておりまして、そちらの講師謝金になります。以上でございます。

小石弘和委員

その謝金は何回やられてるわけ。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

小石委員の御質問にお答えさせていただきます。

延べ70回になります。

小石弘和委員

年間70回？（「年間70回」と呼ぶ者あり）

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかには。

飛松妙子委員

50ページの公園使用料の電柱の御説明だったと思うんですけど、何本あるのか教えていただけますか。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

飛松副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

電柱につきましては、77本と155本ですので232本でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、決算成果の説明書の91ページの都市公園遊具改修事業ですが、今回は遊具の更新は8か所ですね。

公園が200か所ぐらいあると思うんですが、今後遊具の改修をどのような計画を立てていらっしゃるのか、何年間ぐらいかけて現在の計画では予定を立てていらっしゃるのか教えていただけますか。

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

飛松副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

長寿命化計画の見直しを昨年6月議会で予算要求させていただき、議決をいただきまして、2月に策定をさせていただいたところでございます。

こちらの見直しに基づきまして、全都市公園についてAからDランクまでの健全度調査を再度行いまして、その結果に基づきまして各施設ごとに判定の悪いものから順次更新をしていくということになっております。ですので、D判定を中心に早急に整備を進めていくという形になってまいります。以上でございます。

飛松妙子委員

何年間かけて？

樋本太郎都市整備課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

大変失礼いたしました。お答えします。

計画につきましては、さらに10年間延びました。令和10年までの計画だったのがさらに延びたので、令和15年度までになります。以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そういうことで、公園の遊具は改修事業が入っていますので、今回できれば委員のメンバーと一緒に現地視察をしたいと思っておりますので、皆様の御意見を聞きながら行きたいと思います。

ここも案内板とかいろんな改修や設置をしていただいておりますので、この部分も現地を見ていただいて、どういう状況になってるのかというのと、最初の頃は道路標示のところ
で一方通行になってるのが分からずにそのまま入って来られる方もたくさんいらっしゃいましたので、その辺りの苦情とかが何かそちらのほうに入っていますか。教えていただきたいんですが、特になかったですか。

我々のほうには直接そういった苦情というのは来ておりませんが、文化会館の事業で駐車場が満車になる場合が多くございますので、そちらのほうで出庫に時間がかかるというふうなことでお叱りを受けたりしてるということを聞き及んでるところでございます。以上でございます。

そういった部分の苦情を受けて何か対策を図られたのか、今後、何か対策を図っていかないといけないというところを考えていらっしゃるのか、現地も見させていただいてと思うんですが、今の時点で何か考えていらっしゃるものがあったら教えていただきたいんですが。

飛松妙子委員

分かりました。そういうことで行きたいと思います。

〔発言する者なし〕

次に、国道・交通政策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

- 100 -

て御説明いたします。

まず歳入でございます。決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、1,660万8,040円のうち、1,337万40円が鳥栖駅東駐車場の使用料収入でございます。

決算書51ページ、52ページをお願いいたします。

節4新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料収入でございます。

決算書59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫負担金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金の社会資本整備総合交付金には、飯田・水屋線等道路改良事業に伴う交付金5,700万3,000円が含まれております。

決算書79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入のうち、国道3号鳥栖拡幅用地先行取得事業受託料4,000万円につきましては、令和2年度予算で取得いたしました国道3号鳥栖拡幅事業の先行取得用地に対する国からの買戻しの収入でございます。

決算書91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債には、飯田・水屋線等道路改良事業に伴う市債5,340万円が含まれております。

次に、歳出でございます。決算書193ページ、194ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4の共済費につきましては、国道・交通政策課5人分の人件費が含まれております。

次に、197、198ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業費、節14工事請負費のうち、飯田・水屋線等改良工事費につきましては、主要施策の成果説明書について御説明を申し上げます。

主要施策の成果83ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業を御説明いたします。

本事業はスマートインターチェンジ設置に伴う、側道の付け替え工事を行う事業でございますが、令和5年度に要した費用のうち市負担分を事業主体でありますNEXCO西日本へ支出したものでございます。

続きまして、主要施策の84ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、スマートインターチェンジのアクセス道路として行った道路改良

のほかに、信号機の移設、河川の付け替え、道路案内標識設置、街路灯整備工事等を行ったものでございます。

決算書に戻りまして、199ページ、200ページをお願いいたします。

節21補償、補填及び賠償金のうち、飯田・水屋線等移転補償費につきましては、飯田・水屋線等道路改良事業に関連して、電柱移設を行った際に発生しました補償を行ったものでございます。

次に、201ページ、202ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。

節12委託料、鳥栖駅東駐車場管理委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場の年間の管理委託料になっております。

ミニバス運行业務委託料につきましては、主要施策の成果の説明書により御説明を申し上げます。

主要施策の成果89ページをお願いいたします。

市内4路線を走っておりますミニバスにつきましては、令和5年度の年間利用人員は1万5,255人でございました。

令和5年度には、乗車体験会を実施するなど新たな利用者を増やす取組も行っております。

4路線ともに令和4年度から微増ではございますが、路線バスとともに地域公共交通の移動手段として成果を上げております。

決算書に戻りまして、203ページから204ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、地方バス路線維持費補助金、こちらにつきましては、路線バスの運行事業者西鉄バス佐賀株式会社への市内線3路線、広域線3路線の運行に係る補助をしているところでございます。

こちらにつきましても、主要施策の成果について説明をいたします。成果の90ページをお願いいたします。

地域住民の通勤、通学、買物等、また、地方都市間を結ぶ公共交通として路線バス6路線の運行を行っておりまして、そちらの運行に対しまして、収入では賄えない経費を補助することで運行の維持を行ってまいりました。

令和5年度の年間利用人員は47万27人でございます。令和3年度以降、増加傾向でございます。

決算書に戻りまして、209、210ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、光熱水費につきましては、新鳥栖駅構内にあります、みんなのトイレ及び駐車場、エレベーターなど新鳥栖駅周辺施設の光熱水

費でございます。

節12委託料、新鳥栖駅周辺施設管理委託料につきましては、新鳥栖駅周辺にあります市営駐車場5か所の管理業務、また、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

節14工事請負費、新鳥栖駅ロータリー区画線等設置工事につきましては、新鳥栖駅の東西のロータリーにおいて特に劣化いたしておりました区画線の引き直し及び破損しておりましたポールを再設置したものでございます。

以上、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通政策課関係分の説明を終わります。御審議をお願いいたします。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

野下泰弘委員

決算書の201、202ページ、主要89ページです。

ミニバスなんですけど、利用人数は増えてきているけれども、負担額が増額。これは一概に物価高騰、人件費の高騰というところでよろしかったですか。

森岡敬晶国道・交通対策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

野下議員の御質問にお答えいたします。

収入としましては、乗車の数が増えておりますのでその分増えてはおりますが、コロナの期間中に頂いておりました県の助成金とかが令和5年度は廃止されております。その分、市の負担が増えている状態でございます。

野下泰弘委員

助成金は幾らですか。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

すみません、先ほど森岡課長が申しあげました支援金は、ミニバスのほうはございません。国のほうからフィーダー系統の確保維持費補助金というのを頂いています。

その分につきまして、令和4年度にもらった分と令和5年度にもらった分につきまして、83%ぐらいになっていまして、前年まで300万円程度もらっている分が270万円程度になっていまして、その分の減額等の影響もございまして、市のほうの持ち出しが増えている状況になっております。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

人数は出てるんですけど、これの売上げベースとかって教えていただけるんですか。

主要の次の90ページも同じような形で、恐らく人件費と物価高騰で補助額が上がってると思うんですけど、利用人数は出るんですけど、売上げを数字で見せてもらえないものかなと思って。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

まず、収入のほうは口頭で申し上げさせていただきます。

令和4年度の運行収入につきましては、ミニバスの4路線で、合計で302万5,000円ございました。

令和5年につきましては、若干減ってまして、289万5,200円ということになっております。

野下泰弘委員

利用者が増えてるのに売上げが下がってるっていうのは、何か訳があるんですか。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

利用者につきましては、国の補助金の関係で報告しているもので計算の取り方が違っていて、利用者数につきましては、国庫補助をもらう関係で、令和4年10月から令和5年9月分の利用者数を積み上げさせていただいております。

利用料の計算につきましては、運行事業者でございますタクシー事業者との契約の関係で、利用料の計算は令和5年4月から令和6年3月ということで半年ずれてまして、その計算がずれている形になります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ私もいいですか。

今、地方バスの路線の運行事業者に対して次の路線について欠損補助を行ったということで、広域路線が3線、市内路線が3路線あるんですが、合わせて5,244万5,000円と。

これが広域路線3路線と市内路線3路線の欠損の補助金額で、特に市内路線の3路線、麓線、河内線、弥生が丘循環線のこの3本について、利用者数の推移か何かと金額と売上金額が分かりますか。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

まず、路線バスの市内線のほうの利用者数の推移から申し上げます。合計でよろしいですか。

藤田昌隆委員長

いやいや、麓線幾ら、河内線幾ら……。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

承知いたしました。

まず河内線から申し上げます。令和３年度の年間の利用者が２万５,０００……

藤田昌隆委員長

２万５,０００人じゃないよね。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

利用者数ですよ。

藤田昌隆委員長

まず数。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

令和４年と５年で申し上げます。失礼いたしました。

令和４年度の河内線の年間の利用者数につきましては、２８,０７０人、令和５年度の利用者につきましては、３１,０３３人。

次に、弥生が丘線ですけれども、令和４年度が３５,９３９人、令和５年度が３９,１８５人。麓線が令和４年度が２０,９４６人、令和５年度が２４,１９８人となっております。

藤田昌隆委員長

この３路線はいずれも増えてますよね。麓線もいずれも増えてる。

非常に気になるのが、河内線が２８,０００人とか３１,０００人って言ってるけど、私は河内線でバスに人が乗ってるのを見たことないんやけど、本当に３０,０００人幾らも乗ってるのか、その数字は本当ですか。見たことありませんが、ということなんです。

森岡敬晶国道・交通対策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

河内線は幾つかルートがありますが、鳥栖駅から河内、または市民の森経由とかいろいろルートがございます。

河内線の中で一番乗客が乗られてる区間が、鳥栖駅から萱方までのバス停になっております。

ここの区間で９割近い方が乗られておりまして、それから先ってなるとやはり乗客が減っているのは間違いない状態でございます。

藤田昌隆委員長

問題は、空なのに——あれは大型バスなんですよね。

私は１０年ぐらい前に、どんな赤字を出そうが市が西鉄バスに補償してくれるからという意識があるんじゃないか、おかしいんじゃないかと。

だから大型バスじゃなくて中型とかああいうものにしたら、市からの持ち出し分が減るん

じゃないですかと。

そのときの答えが、西鉄バスは大きなバスしかありませんという答弁だったんです。

二、三日前も私の前を河内線のバスが走ってましたけど、乗っとらんなと思いながら。

その辺、西鉄バスに対して——あんな大型じゃなくてせめて中型とかそれこそミニバスでもいいんです。

私は対応できると思うんで、ぜひまた西鉄バスに対してもバスがないじゃなくて少し改善の検討をお願いしますと、お願いしときます。以上です。

小石弘和委員

収入の50ページの鳥栖駅周辺駐車場使用料1,660万8,040円。

この入庫台数と時間、それからこれに対する歳出は幾らかをお答えいただきたい。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

入庫台数につきましては、令和5年度が4万7,006台になっております。

この分の収入に対しまして、管理にかかりました費用が、維持管理に係る委託料と電気代と電子マネーに係る徴収手数料があるんですけども、その分を合わせまして、412万6,575円となっております、差引き924万3,465円のプラスとなっております。

小石弘和委員

もう少しゆっくり言って。4万7,006台は分かる。それから、次に言った支出が幾ら。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

使用料の収入につきましては、1,337万040円です。

小石弘和委員

入庫台数の時間は。4万7,006台の時間。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

時間につきましては、全体の6割であります2万8,000台が、24時間以内で出庫となっております。24時間以内に出庫している台数が6割を占めている状況で、2万8,309台です。

全体の4万7,000台のうち60.2%が24時間の出庫で、それ以外が短時間であったり、それ以外の1日以上をまたぐ駐車となっております。

小石弘和委員

24時間した分が2万8,309台、それが何%。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

60.2%です。

小石弘和委員

それ以外の時間数は何ぼ？

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

申し上げていきます。

まず、10分以内の無料で出庫したものが1,856台。次に100円の金額でございますが、3時間以内に出庫した車が6,382台。次に200円ですけれども、6時間以内に出庫した車が8,002台。

300円の24時間が、先ほど申し上げた2万8,309台です。続きまして、48時間以内に出た車が1,664台。最後にそれ以上に止めた車というのが年間で793台ございまして、合計4万7,006台となっております。

小石弘和委員

じゃあ、今言われたとおり鳥栖駅周辺駐車場の使用料を書面化して頂けんやろうか。そして歳出と。

この鳥栖駅周辺駐車場の分だけで結構ですから、よろしくお願いします。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

令和5年度分だけでよろしいですか。

小石弘和委員

そう。

舟越健策国道・交通政策課道路・交通政策係長

承知いたしました。

藤田昌隆委員長

じゃあ、委員会として資料を求めます。

和田晴美委員

私からも継続的な質問をさせていただきます。

私の場合は、先ほど小石議員が言われました鳥栖駅に加えまして、新鳥栖駅の駐車場の件についてお尋ねさせていただきます。

コロナも終わりました私が目視で見ると、特に新鳥栖駅のほうは満車が多くて最近も全ての駐車場が満車になったということがありました。

それで、先ほど小石議員の質問の答えを聞いていますと、回転が様々で、どうかすると利用数が夜間みたいに少ない時期もあれば、日中のように人手が出るときになるともう100%超えるようになってくると――実は私は利用できずにJRで移動する予定が車で移動したことが。これはまだしも、駐車違反だとか近隣に迷惑がかからないかっていうことも私のほうで懸念しながら、そういった経験がありましたので質問させていただきます。

そういうことも想定して1年分の使用状況っていうのを分析しているのか、分析の結果オーバーする分については新たに建てる計画の考えはあるのか、お答えできるところは答えて、

答えられないなら答えられないで、御質問させていただいてもよろしいでしょうか。

森岡敬晶国道・交通対策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御質問にお答えいたします。

令和5年度の実績としましては、うちのパーク・アンド・ライドの第1駐車場、第3駐車場と新鳥栖駅には西駐車場がございますが、新鳥栖駅周辺の民間分を除いた駐車場の満車状態は、令和5年度は6日間ございました。

5月の連休、11月の連休と、サガン鳥栖の公式戦がございました日が満車になった日にちでございました。

おっしゃられるように、コロナが明けて増加傾向にありますので、令和5年度中はさらに満車になった日にちというのは増えているというふうに想定をしておりますが、その結果から申しますと、駐車場をこれ以上増やしていくというような段階ではないというふうに判断しておるところでございます。

和田晴美委員

例としてサガン鳥栖のゲームを言っていて、私も言いやすいので要望ですが、フレスポに駐車をする流れがありまして、それが非常に迷惑なレベルじゃないかと思うんです。

それに関してやっぱり何らか本市としても解決できるようなことをしなければいけないんじゃないかというふうに思ったところで、新鳥栖駅のほうと併せて鳥栖駅の駐車場の状況とお考えを聞かせていただきました。

これ以上の質問は控えますが、やはり迷惑してるところについてはもうちょっと前向きに御検討いただきたいというところを要望させていただきまして、質問は以上です。

飛松妙子委員

新鳥栖駅周辺駐車場の使用料ですが、年々どういう状況なのか、増えていっているのかということと、電子マネーの手数料と実際に管理している委託料というんですか、管理者への分がどういう状況なのか。

電子マネーを利用していただいたほうが鳥栖市としては費用が少なく済むのか、管理していただいているほうが費用的には少なく済むのか、その辺りはどのように考えていらっしゃるか教えていただけますか。

森岡敬晶国道・交通対策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

お答えいたします。

新鳥栖駅の駐車場の使用料につきましては、コロナの関係で令和2年、3年と収入が落ちた時期がございました。

コロナが始まります令和元年は年間の収入が4,800万円を超えておりました。それが一時

期2,300万円ということで、半減しております。

で、令和3年から少しずつ回復しております。先ほど言いましたように令和5年度は4,274万円まで回復をいたしているところでございます。

新鳥栖駅の周辺の管理業務にかかっている歳出分につきましては、1,777万1,600円ということになっておりまして、それに対して4,200万円の収入があるというふうに思っていたければと思います。

それと、お支払いに関しての電子マネーにつきましては、現在は交通系のＩＣカードと現金での支払いが両方できるということで、要はカードをお持ちでないお客様もどちらか選択できるという利便性の元でやっております。

今、管理事務所に現金の取出しっていうか、そういった手間も当然、発生はいたしておりますが、現金の支払いをやめるというのは、利便性を考えますとできないかなというふうに考えているところでございます。

先ほどの交通系のＩＣの支払いについては、実際にお支払いされた金額の1.7%の手数料をシステム会社にお支払いをしているような状況でございまして、新鳥栖駅のＩＣカードの利用については、約30%の方が御利用になられている状況でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、現金のほうの手数料は管理料に含まれてるってということでよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。ありがとうございます。

令和元年に比べたらまだまだ回復はしていないのかなと思うんですが、満車の日が少しずつ増えてきているのかなというところで、新鳥栖駅の駐車場が満車かどうか、何台空いているかっていうところをホームページとかでしていただいていると思うんです。あれをいろんなイベントがあるときにSNSとかで発信をしていただいて、駐車場にとめれるんだったらそこにとめていただくようなことも、できたらしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の言ってる意味分かりますか。（「イベント時に駐車場を使ってくださいという…」と呼ぶ者あり）

そうです。ぜひ駐車場使ってくださいという空き情報の御案内をお願いしたいと思います。

それと、90ページの地方バスの路線事業で、以前これだけの補填をするのであれば、高齢者の方がバスでちょっとお買物に行きたいっていう、包括支援センターがやっている事業を無料にしてあげてバスに乗る機会を与えていただく、それをするによってバスに乗った

森岡敬晶 国道・交通対策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

飛松妙子委員

藤田昌隆委員長

- 111 -

令和 6 年 9 月 30 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局次長兼水道課浄水場長 平塚俊範

上下水道局水道課水道事業係長 赤尾寛

上下水道局水道課参事兼課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局下水道課下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係

総務主査 古賀咲子

上下水道局下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

農林課審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工観光課審査

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第30号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第23号令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

審査に入ります前に部長から御挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

宮原信經濟部長兼上下水道局長

経済部につきましては、農林課、商工観光課、農業委員会事務局の3課でそれぞれの担当部署の業務を行っております。

また、上下水道局につきましては、管理課並びに水道課及び下水道課で水道事業及び下水道事業の業務を行っているところでございます。

日頃から、藤田委員長、飛松副委員長はじめ各委員の皆様の御理解と御支援を賜りまして、各課の業務が遂行できておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。



農林課・農業委員会事務局

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

これより、経済部関係議案の審査を始めます。

初めに、農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

おはようございます。

それでは、令和５年度鳥栖市歳入歳出決算の農業委員会、農林課関係分につきまして、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明させていただきます。

決算書61、62ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、令和4年度及び令和5年度の豪雨により被災しました農地、農業用施設及び林道の災害復旧に関する補助金でございます。

庄山裕一農業委員会事務局長

おはようございます。

決算書の67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄1段目に記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄3段目に記載の農地利用最適化交付金は農用地を担い手に集約し農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に対する交付金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

楠和久農林課長

引き続き農林課分でございます。

備考欄5段目の多面的機能支払補助金につきましては、農地の多面的機能の維持、発揮を図るため、地域で共同して取り組む活動や農地、水路等の質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

次の中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。

備考欄8段目のさが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、収益性の高い園芸農業を確立するため、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など農業者が行う機械、施設等の整備に対する補助金でございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進、米の需給調整や地域農業の振興などを目的として行う事業に必要な経費に対する補助金でございます。

次の農村地域防災減災事業補助金につきましては、ため池の廃止工事及びため池の劣化状況評価、地震・豪雨体制評価業務に対する補助金でございます。

次の農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の農業者が新規に就農した場合に資金を助成するものでございます。

69、70ページをお願いします。

節2 林業費県補助金、農山漁村地域整備交付金につきましては、頭野橋詳細調査及び補修設計業務に対する補助金でございます。

71、72ページをお願いします。

項3 委託金、目2 農林水産業費県委託金、節1 農業費委託金のうち、河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。

次の経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業に係る登記事務受託に対する委託金でございます。

91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1 市債、目9 農林水産業債、節1 農業債のうち、県営経営体育成基盤整備事業は、県が行う下野地区の経営体育成基盤整備事業に伴う起債でございます。

次の防災重点ため池浚渫事業につきましては、原古賀上ため池浚渫工事に伴う起債でございます。

節2 林業債につきましては、市民の森階段整備工事に伴う起債でございます。

目10災害復旧債、節1 農林水産施設災害復旧債は、令和4年度及び令和5年度に発生しました災害復旧事業に伴う起債でございます。

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

庄山裕一農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の171、172ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の主なものについて御説明をいたします。

節1 報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分、合わせて26名分の報酬でございます。

報酬額の内訳としましては、歳入で御説明をしました農地利用最適化交付金を活用した報酬として加算しているものでございます。

次に、節2 給料から節4 共済費までは農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に、節8 旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び定例委員会等への出席費用弁償でございます。

以上で、農業委員会事務局関係の説明を終わります。

楠和久農林課長

目 2 農業総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2 給料から節 4 共済費までは農林課職員13名分の給料等でございます。

175、176ページをお願いいたします。

目 3 農業振興費の主なものについて御説明いたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄 1 段目の鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金は、イノシシ等の農作物の被害防止のための捕獲報償金の経費に対する負担金でございます。

備考欄 3 段目のさが園芸888整備推進事業補助金につきましては、主要施策の成果説明書 60ページをお願いいたします。

地域における農業の担い手となる農業者に対して、施設整備・機械等の導入の助成を行うことにより、園芸農業の振興を図るものでございます。

令和 5 年度につきましては、イチゴ用省力防除機械、キャベツ用大型鉄コンテナ及びキャベツ運搬用機械、3 件に対する補助を行っております。

決算書に戻ります。備考欄 6 段目の農業次世代人材投資資金は、50歳未満の新規就農者 2 名に対しての交付金でございます。

中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。対象地域につきましては、河内町、神辺町、牛原町となっております。

177、178ページをお願いします。

目 5 農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、下野地区の経営体育成基盤整備事業の登記事務に係る会計年度任用職員 1 名分の報酬等でございます。

節14工事請負費につきましては、高田町、藤木町、真木町及び山浦町の農業用水路の改修を行った経費でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄 1 段目のかんがい排水事業推進負担金につきましては、経営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要する経費を負担するものでございます。

次に、備考欄 3 段目の県営経営体育成基盤整備事業負担金についてですが、主要施策の成果の61ページをお願いします。

下野地区の県営事業に対する負担金でございます。

令和 5 年度の事業費といたしましては、用排水路工事、揚水機場、農道、用地補償等となっております。

決算書に戻ります。179、180ページをお願いします。

備考欄 1 段目の多面的機能支払補助金につきましては、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水路等の保全管理に係る経費を支援するため、市内13の活動組織に補助を行ったものでございます。

続きまして、目 6 農地等保全管理費の主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬から節 8 旅費につきましては、河内ダム管理に係る会計年度任用職員 1 名と河内河川プール監視員 5 名分の報酬等でございます。

次に、節12委託料のうち測量調査委託料につきましては、ため池劣化状況評価及び地震豪雨体制評価業務に要する経費でございます。

河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務等の機械警備業務及びダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要する経費でございます。

次に、節14工事請負費のうち、ため池改修工事につきましては、山浦町の一の坪ため池及び古野ため池の廃止工事に要した経費でございます。

ため池浚渫工事費につきましては、原古賀上ため池浚渫工事に要した経費でございます。

181、182ページをお願いします。

目 7 米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち、経営所得安定対策等事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業を行う鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

目 8 農業研修施設費、節12委託料の栖の宿指定管理料は、とりごえ温泉栖の宿の指定管理料の年間分の経費でございます。

主要施策の成果の64ページをお願いします。

全国旅行支援の終了により前年度より宿泊利用者数が減少しております。

また、キャンプ場利用者数についても前年度よりは減少しております。

ランチ等の利用者につきましては、前年度と同程度の利用者数となっております。

決算書に戻ります。続きまして、項 2 林業費の主なものについて御説明いたします。

目 1 林業総務費、節 2 給料から節 4 共済費までは農林課職員 1 名分の給料等でございます。

次に、目 2 林業振興費、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、森林経営管理制度に係る会計年度任用職員 1 名の報酬等でございます。

183、184ページをお願いします。

節12委託料のうち伐採委託料につきましては、河内河川プール周辺、山浦町宮ノ下地区等の支障木伐採委託料でございます。

調査委託料につきましては、間伐業務に向けた現地調査業務、測量業務等に要した経費で

ございます。

節24積立金の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を将来の適切な森林経営管理を行うため、基金に積立てを行うものでございます。

目3林道事業費、節12委託料のうち林道管理委託料は、各林道の草刈りや倒木処理及び土砂撤去などの林道管理委託料でございます。

次の橋梁点検委託料につきましては、頭野橋の詳細調査及び補修設計業務に要する経費でございます。

次に目4治山事業費、節14工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、主要施策の成果の65ページをお願いします。

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からのネーミングライツ利用料の一部を活用しまして、階段整備工事や看板改修工事等の工事を行っております。

ページが飛びますが、257、258ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料の測量設計委託料は、令和5年度豪雨で被災した農地、農業用施設及び林道の測量設計に要した経費でございます。

節14工事請負費の災害復旧工事費につきましては、農地、農業用施設及び林道の災害復旧工事に要した経費でございます。

以上、農業委員会事務局、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

齊藤正治委員

まず、多面的機能支払補助金が……

藤田昌隆委員長

すいません、ページ数を。

齊藤正治委員

180ページ。出ておりますけれども、この地区と箇所と、どこが幾らっていうのを毎年出してもらってると思うけれども、その資料を出してもらっていいですか。

それからもう一つは、この多面的機能が、全体的な物価高対策があると思うんですけれども、それが今後どういった推移をなすのか分かれば教えていただきたい。

楠和久農林課長

資料は別途用意をさせていただきます。

物価等につきましては、現状のところそういった考慮は特段なされてはいない状況です。

藤田昌隆委員長

じゃあ、委員会として資料を請求します。

齊藤正治委員

お願いします。

それと、次のページの栖の宿の件なんですけれども、宿泊者が減ったっていうことの理由づけの中に全国旅行支援の終了に伴ってことはあるんですけども、全体的に宿泊者がどこからどれだけ来てるかっていうのは調べてありますか。

楠和久農林課長

栖の宿のほうで県内なのか、例えば福岡だとか、そういった人数の把握は大まかにはしております。

宿泊者数については、県外のほうが多いのは多いです。

齊藤正治委員

それで、いわゆる旅行支援を利用した人の数と、そういったのは分かりますか。

楠和久農林課長

今、手元にはその数字は持っておりませんが、栖の宿に確認すれば分かるのではないかとはいえます。

齊藤正治委員

前年度と比べてどういうふうな推移をしているかというのをよかったら。

後で結構でございますのでよろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

どれぐらいかかりますか。

楠和久農林課長

現場のほうに問い合せてみないと分からないんで何とも言えませんが、明日が休館日なのでできるだけ早めにはお願いしたいとは思っています。

藤田昌隆委員長

目的は、県内っちゃうか、要するに分離ですね。（「旅行支援でどれだけの利用者が、県内、県外、市内、市外からあるのかというそういったところの推移が分かればいいと思います」と呼ぶ者あり）

そういうことでよろしくお願いします。

齊藤正治委員

もう一点。

258ページの災害復旧工事の中の林道のあそこなんて言うんだっけ。基山からの。（「九千部山横断線」と呼ぶ者あり）

それがどれぐらいここに入ってるんですか。

楠和久農林課長

九千部山横断線の大きな工事が1つございまして、これは令和4年度に被災した分ですけども、大きなところで6,174万3,000円がございます。

あと、100万円ぐらいの細かいところは九千部山横断線で何らかの復旧をしているところがありますが、一番大きなのは先ほど申し上げた分になります。

齊藤正治委員

この林道は、道路造りそのものが非常に勾配が急であるということが一番に原因があると思うんですけども、今後は全国各地で非常に流跡っていうか、出てきているわけです。そういったものが今後も出てくる可能性が非常に高い。

その中で、鳥栖市はこれを県から頂いたようなものであるけれども、県は造った道路の責任を何か言ってるわけでもない？これは特別に、例えば六千何百万円のうちの7割方は県が払いましょうとかそういったのはありますか。

楠和久農林課長

災害復旧費につきましては、国庫補助の対象になっておりまして、先ほど申し上げた六千何百万円の分につきましては、大体九十何%が国庫で補助をされております。

残りを市で負担をしていますので、ほぼ国庫補助で賄われているっていう状況です。（「100%近く？」と呼ぶ者あり）

九千部山横断線分につきましては、昨年度分は97.6%になっております。

齊藤正治委員

補助はそうなんでしょうけれども、通行止めをしている期間が非常に長いと。

そういったことについて、どうしていくのかっていうのを今後もう少し県と検討していただく必要があるんじゃないかならうかと思いますけれども。

楠和久農林課長

以前からずっと御指摘をいただいているところでございますが、確かに平成30年ぐらいからずっと全面通行ができない状況が何年も続いておりましたが、令和4年度の大きな災害分の復旧ができましたので、現状は九千部山横断線については全面開通ができる状況になっております。

ただ、今後も災害が発生する恐れは十分ございますので、御指摘のところにつきましては、こういった手法が可能かは分かりませんが、県と協議をさせていただきたいと思います。

齊藤正治委員

もう一点、主要の60ページ。この888ですけれども、今年で何年になるんですか。

問題は、これまで何年間か888で補助をしてきて、園芸に関するあれは非常に広がってきたことはそれはそれでいいんですけれども、やめたところはないのか。

それと、鳥栖市において例えば、キャベツやイチゴとかの園芸農業は実際に広がっているのか。それについてはどのように考えておられるんですか。

楠和久農林課長

888事業につきましては、令和6年度で6年目でございます。

県の事業ですと、4年単位で一くくりとされておりまして、今2段階目というか、令和5年から8年までの事業のくくりをされております。

これまで利用された分につきましては、やめられたとかいうことはございません。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

久保山日出男委員

決算書の184ページ。

この委託料の中で、橋梁点検委託料ということですが、何か所ぐらいされているのか。

そして、その委託先は1か所なのか、2か所なのか、3か所なのかを分かる範囲で教えてください。

楠和久農林課長

橋梁点検委託料につきましては、頭野橋の1か所でございます。

委託先についても1か所でございます。

久保山日出男委員

ありがとうございました。それではもう一点です。

258ページの災害復旧工事の関係ですが、7,971万4,800円ということですが、これについては明許繰越もしておりますから、明許繰越分じゃなくて、これを含めた中での件数になるかな。まず、7,971万4,800円の復旧箇所と工事をされた業者の数をお願いしたい。

それと、予算化されている、次年度に明許繰越されておるので、4,104万1,000円。

この件についても、何か所で何業者から委託しようと予定されているのかをお願いしたいと思います。

楠和久農林課長

まず、内訳ですけれども、令和4年度の農地の災害が1件、令和5年度の農地・農業用施

設の災害が9件でございます。

令和4年災の林道、これが先ほどの九千部山横断線の1件、令和5年度災の林道が8件でございます。

久保山日出男委員

この決算書については、約7,900万円の改修をすると。要するに1億2,900万円を予算化してるわけでしょう。その中で今回使ってるわけでしょう。その決算書でしょう。

ということは、残は当然繰り越ししてますから、その予定もあるはずだから、その時点の残の改修する件数と、次年度に明許繰り越しとるじゃないですか。それをするからには件数を予算化して当てとるわけでしょう。だからその分について説明をお願いします。

今村真一農林課農地整備係長兼流域治水対策係総務主査

令和5年度の災害の農地の災害箇所が32か所で、林道の箇所が34か所です。

そのうち、農地の繰り越しの事業が2か所になっておりまして、林道の繰り越しの箇所が15箇所になっております。以上です。

久保山日出男委員

今回の支出済額については、内容別としまして、32か所と34か所、それで約7,900万円ですね。それと、残の繰り越し分については、4,100万円弱あるわけですが、2か所と15か所やったかな。その程度で補いはつくんですか。

今村真一農林課農地整備係長兼流域治水対策係総務主査

繰り越しの額については、今の予算で対応できると考えております。以上です。

久保山日出男委員

よく分かりました。なぜ聞くかという、先ほどの32か所とか34か所については業者数とかを申し上げられませんでした。大体何業者に委託してますとか、それくらい答えていただければ。当然、地元採用になっていると思いますので、その数も知りたかったもんの質問です。この7,900万円について業者数もできればお願いしたいと思います。

楠和久農林課長

すみません、今業者も把握してるんですけども、同じ業者で複数箇所やってるところがあるので、今ここですぐこれを集計して……（「だから何か所はいいんです、分かりましたから。何業者使ったかが知りたかったわけです。」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員長

今、分かる？

楠和久農林課長

時間を頂ければできます。

藤田昌隆委員長

午後に何か報告してください。

久保山日出男委員

それではそのようで結構でございます。

野下泰弘委員

182ページの主要の64ページの栖の宿。

同じところなんですけど、去年の資料を持ってくるのを忘れて。

今年は幾ら上がってるんですか。指定管理は去年と比べて幾ら増額になるんですか。

楠和久農林課長

指定管理料については、基本的には3,800万円で同額でございます。

ただ、毎年条例による減免を行っておりますので、その分の補填額がそれぞれの年度で違いますけれども、基本的な指定管理料は3,800万円で去年と同じでございます。

野下泰弘委員

令和4年度に5,000万円ぐらいかけてトイレの改修とかそこら辺行っただけなんですけど、それでも来場者数が減るといのが納得ができないんですよ。

まず、キャンプ場の利用者がなぜ減少したのかっていう、そこら辺が分かるのであれば教えていただきたいと思うんですけど。

楠和久農林課長

キャンプ場の利用者数は、確かに昨年度より減少して1万人を切っているような利用者数になっております。

そこが実際どういった要因かというところまでは、正直きちんとした分析はできておりません。

野下泰弘委員

例えば、近くでいうと佐賀県が支援を入れた北山のキャンプ場は近年収益化されてるんですよ。

あそこはプロじゃないですけど、そういった方々が入られて、めちゃくちゃお客さんが多いわけですよ。

鳥栖も去年5,000万円入れたけれども今年減ってしまったっていうのは、しっかりとした営業というか管理がされてないと思うんです。

やっぱり減った原因を——売れてるところがすぐ横にありますので、なぜあそこは売れて鳥栖は下がったのかを分析しないと、ずーっと減っていくだけだと思うんです。

もっと言うと、一般質問で、SNS、食事メニューの変更というのがあったんです。これ

の効果っていうのも分析をされてるんですか。

楠和久農林課長

議案質疑等でお答えさせていただいた部分についてですけれども、実際にはそういう情報発信等の効果が具体的にどれだけ反映しているかっていうところまでは細かい分析はできておりません。

野下泰弘委員

とりごえ荘が、SNSで恐らくインスタグラムをされてると思うんですけど、さっき確認したんですけど、情報を発信しても結局その情報がお客様が求めている情報を発信してるかっていうと、多分そうじゃないと思うんです。だから伸びてないんですよ。

SNSはデータがすぐ見れるんで、もし見せていただけるなら見てみたいんですけど。そもそもマーケティングっていう時点ができていないと思うんですよ。

例えば北山だったら、シャワーとかトイレがあって、そんなにお金はかかってないですけど、今のキャンプに求められるものがすぐできるってあるんですよ。じゃあ、とりごえ荘の場合はシャワーとか設備はないけど上に温泉があるじゃないですか。そういったキャンプ場のお客様に求められる情報を発信しているかっていうところはすごく疑問に思います。

合宿の減免っていう、今回15万円の補填があったということなんですけど、ここら辺の周知ってどうされてますか。

楠和久農林課長

減免については、そういった団体からの申込み等があった際には指定管理者さんのほうでそういった減免制度の紹介をしていただいていると。

ただ、申請される時点で、現時点で利用されている方は御存じの方が多いかなどは思います。

野下泰弘委員

ということは、やっぱり情報を発信していないわけじゃないですか。申込みがあって初めて減免を知るっていうようなことだと思うんですよ。それかもう使ったことがある方。

せっかく減免があるならSNSでそこを周知しないと増えないですよ。やっぱりやり方が少しおかしいと思うんです。あれだけの施設で下がるというのはおかしいので、やはりやり方。

そこをどうしたらいいのかというのは、これだけのお金を払うならそんなに高くないので、マーケティングを入れて、今の状況に合ったやり方っていうのを1回分析したほうがいいと思うんです。意見でした。

和田晴美委員

私も先ほどの野下議員の質問に継続することではありますが、栖の宿では施設の利用目的というのが決まっていて、農業に関することというふうなことを先日も御答弁されておりましたけれども。

私のほうでは数値的効果ではなくて、目的に合った運営の仕方をどのようにしているか、その面について令和5年度はどういうふうな評価を出しているのかっていう面をお尋ねさせていただきます。

楠和久農林課長

もともとあそこが造られた目的は、農村環境とか、そういった農業に関する農林の事業を使って整備をされたものでございます。

現在の条例にも、そういった農村環境とか都市との交流とかをうたっておりますが、現在は実質的にはもう財産処分を行っておりまして、その使い道については限定をされておられません。

ですので、ふれあい農園という形でお貸しする農地等もございますが、現在は農業に特化せずキャンプ場も含めて幅広く利用をしていただく施設に、また、周辺の河川プールとか市民の森とかと合わせて一体的な利用促進を図っていくべきものと考えております。

和田晴美委員

御説明ありがとうございます。

そうしましたら、聞くとところによると鳥栖の周辺の自然としての魅力を御紹介というか、皆さんに楽しんでいただくなどということですが、実は何度かこれに関する効果についてはかの議員が質問する中で、そういった目的っていうのがあまり見られず、皆さんが来ていただく来場者っていうのはあるべきですが、何をしたいのかっていう内容が見えず、それに対して計画を立てているものがきちんと成果があったのかっていう部分を、今後御報告の中に入れてほしいなと。そうすることで私もこの決算について把握が十分できるかと思います。

引き続き、もう二つ目の質問させていただきます。

決算書の175、176ページに鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金っていうのがございます。

先日いろいろとそれに関連する数字を頂きましたが、それを踏まえて、1点心配なことがございまして、これに関する御質問をさせていただきます。

昨年度、会計検査院よりいろんな所に調査が入りました。

同様に佐賀県でも入りまして、6月にその結果を担当課にも情報提供を私からさせていただいておりますが、そこで8割が有効な活用をしていないと。

そしてそれに伴って財務省のほうでは適正に効果のない対策については、以降はもう給付

金などの支援をする必要がないとはっきり書いているんです。

そこで、以前より本市の有害鳥獣についても内容を心配しているところではございましたので、これをもってこういった調査をどのように考えているのか、また、この調査結果で8割が考え直しなさいという指摘を受けていますが、鳥栖ではこの8割に入っているのか、入っているのであればどのように変えようとしているのか、教えていただきたいと思います。

楠和久農林課長

議員が言われるように財務省が調査を行っております。会計検査院ではなくて、財務省が調査を行っております。その中で現地調査を33か所されております。

その中で議員がおっしゃるように8割がどういう状態だったかという、ワイヤーメッシュ等の防護柵をつけてあるのが、例えば、防護柵に隙間があるだとか、そういったものが8割あったということできちんと対策をされていないと、そういったものについては交付金は出すべきではないんじゃないかという指摘が財務省からあっております。

我々もワイヤーメッシュ等を細かく見ているわけじゃないんですけれども、当然きちんと設置されていることが要件になっていますので、この8割に鳥栖がどうかっていうと、現状その数値とかは把握はしておりませんが、きちんと設置をしていただくような指導等は当然、検討していく必要があると考えております。

和田晴美委員

ありがとうございます。

一例を挙げて防護対策についての御説明をいただいたかと思いますが、この有害鳥獣対策はまだほかにも対策がございます。

その分にも指摘を受けていますので、今回の決算に関する質問はこの程度に終わらせていただきますが、これは本気を持ってやらないと——本市では防護対策以外も国や県の支援も頂きながら予算を使ってやっていますが、ほとんどが国と県の支援でやっていますよね。それが止まると非常に困る方もいらっしゃいますので。

私が聞く限り、現状の把握ができていない様子があるので、それをしないと突然その予算が減額するなどが起こって困る事態になるんじゃないかというふうに思っておりますので、しっかりとお願いしたいと思います。以上です。

飛松妙子委員

栖の宿でもうちちょっとお聞きしたいことが、これまでにアンケートを取ったことがあるのかと、曜日ごとの集計とか年齢とか時期——宿泊者の方々がどういう時期に宿泊されているのか、その集計をされたことがありますでしょうか。

楠和久農林課長

アンケートについては、毎年、年2回実施をしております。

その内容等については、議案質疑のほうで内容を少しお答えさせていただきました。

あと、利用の曜日とか年齢層の分析は、先ほど市内、市外とかの利用者は把握しているとおっしゃったんですが、年齢層とかまでの数値を持ってあるかまでは現状把握できてませんが、そこは確認をしていきたいと思います。

飛松妙子委員

年齢層でなくても、単位でも、ファミリー単位なのか、団体なのかとかそういう感じでもいいんですけど、宿泊数を上げるように努力をするのか、現状維持でいいと思うのか、その辺りを鳥栖市がどのように考えているのかによって対策が進んでいくのかなと思いますので、その分析をぜひしていただければと思います。

あとこれにも関して、65ページの市民の森の管理に関して、ここの中でのイベントっていうのは、スタンドを作成しましたとかそんなに大きいイベントではないと思うんですけど、それこそ市民の森と栖の宿とのコラボのイベントとかいうのをされたことはありますでしょうか。

楠和久農林課長

以前はノルディックウォーキング等のイベントもしていたことがございましたが、現在、市民の森で木の葉とか木の実を集めてリース作りを去年からやっていただいているんですが、それについては、まず市民の森に行って、そういったリース作り等は栖の宿で行うと。コラボまでは言えないかもしれませんが、そういった利用をしている状況です。

飛松妙子委員

それと、おとといバスのイベントがありましたが、無料で栖の宿や河内まで行けるバスがあると思うんですけど、そういうのとともコラボして市民の森のことを知っていただく、栖の宿のことを知っていただくっていう、そういうものも今後考えていただければと思います。

どうやったら集客が上がるのか、市民の森にもたくさんの人に来ていただけるのか、ぜひ考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、176ページの次世代人材投資資金300万円。何人の方に……（「2名」と呼ぶ者あり）

2名って言われましたか、2名ですね。その方は今年が初めてですね。

楠和久農林課長

すいません、訂正させていただきます。

現在受けてある方は2名で、今回決算に上げている分については3名でございました。

お一人の方は令和５年度で終了しておりまして、現状、イチゴの方がお一人とアスパラガスの方がお一人いらっしゃいます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

このイチゴとアスパラガスをこれから鳥栖市でやっていただけるということで育成をしていただいていると思うんですが、その方々の指導教育という部分を教えていただけますか。

楠和久農林課長

新規就農をされる方は、大体その前年ぐらいから他の農家さんのところで研修等をされてから就農をされるという状況になっております。

今、鳥栖市で就農されてる方は鳥栖市ではなくて東部地区のみやき町だったかどうか定かではありませんが、研修を受けて鳥栖市で就農をされております。

逆にほかの町の方が鳥栖市の農家さんで研修をされて地元で就農されるとかそういった状況です。地元の中でできればそれも出てくるとは思いますが、実績としてはそういう状況です。

飛松妙子委員

他の市町で学んで鳥栖市ですということですが、それは鳥栖市で学ぶところがない、研修先がないってということでしょうか。

楠和久農林課長

先ほど申し上げましたように、鳥栖市で研修されてほかの方のところで就農されている方もいらっしゃいますので、基本的にはそういったものについては、アスパラガスもイチゴもそれぞれ農協で部会を持っております。

現在、神埼市でミニトレーニングファームというものがイチゴで事業が始まっているんですが、それも農協の部会を中心にそういった研修をしていただく農家の采配とかをしてありますので、東部地区全体で研修を受け入れることができる農家の方を調整してなされているものと認識しています。

飛松妙子委員

分かりました。いずれにしましてもこの方々がきちんと鳥栖市で農業を営んでいけるように人材育成をしていくことがとても重要だと思いますので、相談等がありましたら、ぜひ乗っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

脇弘人農林課農政林務係長

農業次世代人材投資資金の人数について、補足して説明させていただきます。

令和５年の当初予算のときには、アスパラガスの農業者の方１名、そしてイチゴの育成をされる方を１名、御支援で予算化しておりました。

その後、12月補正でミカンを就農されるという方について補正で予算を上げさせていただいておりますので、令和5年度実績につきましては、3名になっております。以上でございます。

小石弘和委員

182ページで部長にお聞きしたいんですけど。

この栖の宿指定管理料3,800万円を市が出してるんですけど、管理料が市の負担は若干減ったと思うんですけど、どれだけの金を使ってるかというのは、七、八年ぐらい前からずっと議論されてきてるんですよ。

これをもう売り払ったらどうかというふうに、この建設経済常任委員会でも相当議論をしたわけでございますけれども、これは今言うなら負の遺産ですよ。

私は、これだけ金をかけて栖の宿を持つ必要があるのかと思うんです。

五、六年ぐらいこの委員会でも相当議論されてきて、資料も莫大に頂いておりますけど、もう負の遺産ですよ。

部長、あなたもこの建設経済常任委員会にいられて議論をされたと思うんですけど、これをどんなふうに考えてありますか。

宮原信経済部長兼上下水道局長

3,800万円という指定管理料が毎年発生をしております。

指定管理になる以前に比べますと、先ほど委員から御指摘いただきましたように、若干金額が下がってきております。

栖の宿が平成29年、30年と大規模な改修をさせていただいているということもございます。

現段階におきましては、一旦改修もしておりますので、現在の形で運用していくというのが市としてはそういった形で対応していきたいということを考えているところでございます。

小石弘和委員

先ほどから質問があっているように、年々これは減ってくるわけですよ。宿泊料とかいろいろなもんが減ってくるわけです。

今度また修理が出てくれば、結局またそれに指定管理料をつぎ込まなくてはいけないんですよ。私は切り時が必要なんじゃないかなと。地域から考えても今から伸びるわけじゃないですよ。

そういうふうなところを負の遺産にならないように、もう少し有効な金の使い方があるんじゃないかと私は思うんです。もう一度検討していただくような筋合いが必要じゃないかなと。これは七、八年前からこの建設経済常任委員会の中でもずっと議論をされてきてるんですよ。そういう対策を取ってください。終わります。

藤田昌隆委員長

ほかになければ、以上で農林課及び農業委員会事務局関係議案の質疑を終わります。

次に、商工観光課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時休憩

午前11時12分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

~~~~~

商工観光課

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

次に、商工観光課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

令和5年度一般会計決算の商工観光課関係分の主なものについて御説明をいたします。

使用いたします資料は、決算書、主要施策の成果及び委員会参考資料、この３つを資料として御説明をしたいと思います。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、決算書75、76ページをお願いします。歳入でございます。

款19寄附金、節1総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金についてでございますが、今年度から商工観光課に移管されております、本市へのふるさと納税でございます。

次のページ、77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項3貸付金元利収入につきましては、制度融資といたしまして、労働金庫をはじめ、各金融機関に預託しておりました元金でございます。

次のページ、79、80ページをお願いいたします。

目5市小口資金融資預託金元利収入につきましても、市小口資金融資制度といたしまして、市内各金融機関に預託しておりました元金となっております。

91、92ページをお願いいたします。

節1商工債についてでございますが、四阿屋周辺整備事業に係る起債となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

まず、先ほど申し上げましたとおり、今年度、総務課から商工観光課に移管されておりますふるさと「とす」応援寄附金事業について御説明をいたします。

主要施策の成果12ページをお願いいたします。

本事業についてでございますけれども、寄附金に対しまして謝礼品を拡充し、インターネットを通じまして広く周知することにより、本市のPR及び地域産業の振興を図ることを目的といたしております。

事業内容、主な歳出といたしまして、寄附者に対する謝礼品代が1億7,945万7,000円、事務経費が6,375万1,000円、謝礼品管理等委託料が4,212万3,000円となっております。

歳入といたしまして、寄附件数2万9,728件、寄附額5億4,722万円。

また、寄附者が選択をされた寄附金の使途についてでございますが、状況を表にして記載をしております。

件数的に一番多いのが子育て支援、続いて、市長におまかせ、この2つで全体の約6割となっているところでございます。

決算書に戻っていただきまして、97、98ページをお願いいたします。

款2総務費、節1報酬、会計年度任用職員報酬のうち、605万9,217円につきまして、ふるさと「とす」応援寄附金での申請受付等に従事しております会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

99、100ページをお願いいたします。

節7報償費、謝礼品代についてでございますけれども、ふるさと「とす」応援寄附金の寄附者に対する謝礼品代となっております。

節11役務費、ふるさと寄附金収納等手数料につきましては、ふるさと納税の募集及び収納のためのインターネットサイト、楽天など6つのサイトを利用しておりますけれども、その6つのサイトの利用及び決済の手数料となっております。

節12委託料についてですが、次のページ、101、102ページをお願いいたします。

謝礼品管理等委託料。先ほど申しあげましたインターネットサイトへの謝礼品の登録及び管理委託料となっております。

171、172ページをお願いします。

款5労働費、節20貸付金につきましては、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、九州労働金庫に預託したものでございます。

185、186ページをお願いいたします。

款7商工費、目1商工総務費、節2給料から節4共済費まで、経済部長及び商工観光課職員合わせて13名分の人件費となっております。

187、188ページをお願いいたします。

創業支援相談業務委託料につきまして、主要施策の成果67ページをお願いします。

創業支援事業といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託をして事業を実施しております、サンメッセ鳥栖の1階にございます、創業希望者や創業後間もない方などへの支援を行っております。

令和5年度の実績といたしまして、相談件数434件、創業された方が18人、その他各種セミナーを開催しておりますところでございます。

主要施策の成果68ページをお願いします。

本市と進出協定を締結いたしました事業所の新設や増設に対しまして、3年間企業立地奨励金を交付しているものでございます。

令和5年度は御覧のとおり6件交付を行っております。

交付の年数について申し上げます。大石ホールディングス、大石膏盛堂、東洋新薬が3年目となっております。カシワ、昭栄化学工業が2年目となっております。三省製薬が1年目となっております。

主要施策の成果69ページをお願いいたします。

佐賀県オフィス環境整備費補助金の承諾を受けた事業者に対しまして、IT企業の受皿となります賃貸オフィス物件の整備に係る経費について補助したものでございます。

交付対象者につきましては、株式会社PICANEST。

誘致をいたしましたIT企業につきましては、寶結株式会社。

こちらが、入居されました元町の物件の改修に対して補助を行ったものでございます。

補助対象経費が2,453万2,000円。2,453万2,000円に対しまして、補助率3分の1、限度額の500万円を補助したのとなっております。

主要施策の成果70ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券発行事業（第3弾）といたしまして、プレミアム率25%、5,000円分の商品券を4,000円で販売いたしております。

発行額は4億円、換金率につきましては、99.8%となっております。

なお、取扱店舗数、使用期間は御覧のとおりとなっております。

決算書に戻っていただきまして、節20貸付金についてでございますけれども、市内の中小企業の経営の安定を図るため、市小口資金制度融資などの原資として、佐賀東信用組合をはじめ、市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

主要施策の成果71ページをお願いいたします。

市内金融機関に貸付原資として預託をするとともに、市内事業者が利用しやすくなるように、市小口資金融資の際の信用保証料を全額負担しております。

ここ3年間の推移につきましては、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

決算書に戻っていただきまして、次のページ189、190ページをお願いいたします。

節27繰出金につきましては、産業団地造成特別会計への繰出金となっております。

目3観光費、節14工事請負費、四阿屋周辺整備工事費につきましては、主要施策の成果72ページをお願いいたします。

四阿屋周辺整備事業工事費、事業費の内訳といたしまして、橋梁下部工及び上部工の工事のほか、御覧のとおりとなっておりますのでございます。

主要施策の成果73ページをお願いいたします。

観光イベント推進補助金の主な対象イベントの実績となっております。

地方創生臨時交付金の活用に当たりまして、決算書では事業の全体が分かりにくいものについて、追加で参考資料を提出いたしております。

委員会参考資料のほうを御覧ください。2ページ、プレミアム付商品券発行事業（第3弾）令和5年度の決算についてということで記載をいたしております。

本事業につきましては、本市と商工会議所で構成をしております鳥栖市緊急経済対策事業運営協議会で執行をしたものでございます。

収入といたしまして、補助金1億2,620万8,104円、諸収入として利子171円、合わせまして1億2,620万8,275円。

支出といたしましては、先ほどの収入と同額の金額でございますけれども、その内訳といたしましては、商品券のプレミアム費、それから商品券のシステム使用料、それから商品券購入手数料と御覧のとおりとなっておりますのでございます。

それと次のページをめくっていただきまして、プレミアム付商品券（第4弾）令和5年度決算についてということで記載をしておりますが、この第4弾につきましては、令和6年3

月、令和5年度末から令和6年7月にかけて、年度をまたいで事業を実施をしたものでございます。そのうち、令和5年度の予算執行分576万4,000円について記載をしております。

以上、説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を始めます。

#### **和田晴美委員**

幾つか御質問させていただきたいと思います。

まずは、市小口の分ですが、決算書187ページから188ページまで。

この分についていろいろ数字のお示しがございますが、ここ3年の推移を見ますと件数的に上がっています。この活用についての内容が、資金繰りに苦しいのかどうかというところもちょっと心配している関係でお伺いさせていただきたいんですが、たしか運転資金と施設分で両方使えるようになってるかと思えます。その内訳はいかがでしょうか。

最近の推移的に例えば、運転資金のほうが多いとか、どうしてこの市小口が活用されているかという内容等が分かりましたら教えていただきたいです。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、ここ3年間の推移を主要施策の成果のほうに記載をいたしておりますけれども、和田議員がおっしゃられるとおり、運転資金と設備投資、両方に使用ができる貸付金となっております。

表にございますとおり、令和3年度、令和4年度、令和5年度と増えてきているように見えると思われませんが、令和3年度と令和4年度途中までにつきましては、コロナ関係の融資として非常に有利な、無金利、無担保の融資がございましたものですから、そちらのほうをより有利な融資として活用されておりました。

令和5年度につきましては、コロナ禍前の状況に戻っているような状況かというふうに分析をしております。

設備投資と運転資金については、様々利用されておるわけなんですけれども、どちらのほうの比率が高いかについては、手元に持ち合わせておりませんけれども、先ほど申し上げたとおり、コロナ禍を明けまして、コロナ禍前の状況に貸付件数、それから金額とも戻ってきているというふうに認識をしております。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

今の御説明を私が解釈を誤解してるといけないので確認ですが、コロナ前の数字に戻った

ということでよかったというふうに思いますが、私が心配しているのが、設備投資のほうがコロナ前より極端に比率が少なくて運転資金のほうが多いと、何か苦しい状態にないか、もしくは返せない状況にあるんじゃないかという心配をしているところで、先ほど聞かせていただいたところなんですけれども。

今からこの点について鳥栖市で分析をしてほしいというふうに思っています。

と言いますのも、課長が言ったとおりコロナのときに佐賀県で1,000万円を長期の無金利で借りられるようになって、非常に借りやすい状況になっていたと。それが今どうかということで個人的に市内で聞いてみると返済が非常に苦しいと。融資に対して現在もう金利が発生してるんです。元本が払えず金利だけを払っている状況があるということを少なからず耳にしていまして、それをどういうふうに資金繰りをするのかというところで心配して今調べているところで、この市小口についても聞いたところです。

なので、できる範囲でそういった分析もしていただきたいというふうに思って、この質問は終了させていただきます。

続きまして、ふるさと納税についてお尋ねさせていただきたいと思います。

ふるさと納税は、目的を聞いた上で寄附金を頂いているところなんですけど、これを件数で報告いただいておりますけれども、金額的にも同じように子育てについてと市長おまかせなのかが分かればそれもお伺いしたいのと、寄附金を頂いたこの活用については寄附金という意味があるわけですが、それを考慮して令和5年度は使われたかをお尋ねさせていただきます。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず1点目の金額についてでございますが、件数のほうは表に示しておるとおり、子育て支援が一番多くて、次に市長のおまかせということになってございますけれども、ちなみに金額を申し上げますと、子育て支援についてが1億6,806万3,900円となっておりますが、件数的には2番目となっております市長おまかせの分につきましては、件数は2番目なんですけど金額は1億7,119万3,350円となっております、金額としては逆転をしている状況でございます。

令和5年度の財源充当としましては、私どものほうは一般財源として充当されているというふうに引継ぎを受けているところでございまして、そういったことから、今回の議会におきまして、基金に差額分を積ませていただいたというふうに理解をしております。

ですので、この基金に積ませていただいたものにつきましては、次年度以降に財源として当然活用するというようになってございます。

その際に飛松議員のほうからも要望を受けた記憶があるんですが、どこに当たっているのか、どこの財源になってるのかっていうのが分かるようにしていただきたいという要望がご

ざいましたので、そういったことも踏まえて、財政課、それから市長おまかせの分は市長と協議を進めていきたいと思っています。よろしいですか。

**和田晴美委員**

そうしましたら、市長おまかせについては幅広い市長のお考えの中で案が出るかと思えます。これにつきましては、以上でございます。ありがとうございました。

**飛松妙子委員**

企業版ふるさと寄附金が30万円上がってるんですが、この内容は分かりますか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

企業版ふるさと納税につきましては、総合政策課が所管したままになっておりますので分かりかねます。

**飛松妙子委員**

分かりました。

**藤田昌隆委員長**

ふるさと寄附の状況に、市長おまかせ、その他って。普通そんな項目あるんですか。

8,579件が市長おまかせとあるんですが、この内容はということ。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

寄附金を募集する際に、寄附者の方が選択をしていただく項目になっておりまして、寄附者の方により分かりやすいようにそういうふうにしておりますが、事務的には、「その他市長が必要と認める事業」ということで整理をしておるところでございます。

**藤田昌隆委員長**

ということは、市長判断でこれが決まるということですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

寄附者のほうからはそういう使途で受けているものというふうに認識をしております。

**藤田昌隆委員長**

分かりました。

**小石弘和委員**

190ページの観光施設整備工事費220万円。これはどこの観光施設の整備の工事をされたのか。

それから、四阿屋周辺整備工事費3,063万1,200円はこれはもう済んで、どのかいわいを工事されたのか教えていただきたい。

それから、この四阿屋整備工事が現在あってるんですけど、本年度は四阿屋自体が遊泳禁止になってるわけです。

ところが、私は二、三度四阿屋に出向いたんですけど、いっぱいのお泳客が来て危険な状態で泳いでいるわけです。もし事故があった場合は誰が責任を取るのか。

商工観光課の職員さんに同行していただいて、こういうふうな状態だから看板の設置をどこにしているのか、もう少し出入りできないような方策が取れないかというようなお話を伺ったんです。令和6年度まで完全なお泳禁止にしているのか、継続的にまたやるのか、その点この工事費に関して御説明をいただきたいと思います。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、観光施設整備工事費について申し上げます。

観光施設整備工事費220万円の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、四阿屋お泳場に係るしゅんせつが91万3,000円。それと、沼川河川プールの土砂の撤去の工事費が差額分の128万7,000円となっておりますのでございます。

それと、四阿屋周辺整備工事費につきましては、どの部分かは、先ほど主要施策の成果のほうで大まかに御説明をいたしました、小石委員が言われるとおり、お泳禁止といいますか、佐賀県東部土木事務所が行っております護岸工事が完了をしておりますので護岸工事中でございます。

私どもが実施をしております四阿屋周辺整備工事については完了をしておりますのでございますが、先ほど申し上げたとおり佐賀県の護岸工事が終わっていないということもございましたものですから、今年度につきましては、お泳場を開設しないということでいたしましたところでございます。

ただ、おっしゃられるとおり、あくまでも河川でございますので、そこに入るなというような権限等は私どもにはございません。今年は特に暑かったこともあって多数の方がお見えになられてあったのは承知をしております。

小石委員がおっしゃられたとおり、飛び込みをしたりとかで危ないというような状況も教えていただいたものですから、それに伴ってロープに禁止事項をぶら下げたり、立入りの制限をかけるようなといいますか、注意を促すような、看板等を設置させていただいた次第でございます。以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかに。

#### **野下泰弘委員**

ふるさと納税なので主要の12ページです。

今回、5億4,722万円ということですが、鳥栖市民が幾らほかの自治体にふるさと納税をし

て減ったかっていうところまで分かりますか。ふるさと納税に関して、鳥栖市としてプラスマイナスどうなのか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

すいません、調べて後ほど御回答をさせていただきます。

正確な数字ではないんですけども、私が記憶している、納税額として流出しているといったら適当かどうかは分かりませんが、その額を上回っていることは確かです。

寄附金の金額のほうで、市民が他の市町村に納税をした金額と差し引いてどうかっていうことを聞かれたと思うんですが、寄附金額のほうを上回っているということは確かです。

**野下泰弘委員**

今回5億円なんですけど、市に入るお金って実質5割ですよ。たしか使えるお金は。違いますか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

寄附金額については、10割入ってまいりまして、その分の経費として賄える金額が5割以内と総務省で定められているところです。

ちなみに寄附金を受けて、謝礼品代は3割以内と総務省に定められているところでございます。

**野下泰弘委員**

そうすると、手元に残る額の5割よりも流出が多いのか、それともこの全ての5億円よりも流出が多い、どちらに対してですか。5億円に対して5億円のほうが多いという意味ですか、それともその半分の2億7,000万円よりもこっちのほうプラスだということですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

すいません、私が申し上げたのは全体の5億円のほうです。

**野下泰弘委員**

そうしたら、比べるとプラスっていうことですね。

もう一点よろしいですか。主要の67ページ。

創業者数が18名ということですけど、そもそもこの目標設定人数はあるのか、まずお伺いしてもよろしいですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

創業者人数につきましては、その時の経済状況等によってまちまちでございますので、目標というものについては定めておるところではございません。

**野下泰弘委員**

少しお伺いしたかったのが、市役所の近くにネスト鳥栖っていうところがあったんですよ。

コワーキングスペースだとか、少し創業支援をされてるっていうところで、私の知り合いの創業をされる方が、ネスト鳥栖さんと鳥栖市の鳥栖ビズさん2つ行かれている状況なんです。この関係性というか、あくまで向こうのほうは民間なんですけど、民間さんがどれほどまで創業支援をされてるかっていう情報とかお持ちですか。

民間が同じようなことをされてるなら、私はもう鳥栖ビズは必要ないかなと思うんです。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

おっしゃられているネスト鳥栖につきましては、先ほどオフィス補助金で申し上げた場所で、IT企業として私どもが誘致をいたしました寶結株式会社が運営を行ってもらっております。

ですので、創業支援的なものにつきましては、IT企業でございますので、そういったデジタル産業といいますか、そういったところでの適切なアドバイスをされているものというふうに認識をしております。

鳥栖ビズにつきましては、幅広い分野で創業支援を行っておられまして、例えばトレーニング、運動ジムであったりとか、介護タクシーとかヨガスタジオとか、写真館であったり、子育て相談事業であったりとかいうことで創業を出されておられる方々がおられますので、広く相談を受け付ける場所としては活用されているものというふうに思います。

ただ、おっしゃられるとおりの重複していった必要性がないというふうな状況になれば、そこは見直す必要があるんだろうと思いますが、今そういった状況にはないというふうに認識をしております。

#### **野下泰弘委員**

ありがとうございます。重複していないというところで、少し意見なんですけど。

2つまたいで相談をされてるということで、そこもコワーキングスペースの場所も借りれるんですよ。それならもう、そちらに場所を移してもいいのかなと思うんです。

わざわざ離れたところに支援者が行かれるよりはまとめてしまって——鳥栖市が支援もされているならよりだと思うんですけど、そこに移転してもいいのかなと思います。内容がかぶっていないかなですね。

もう一点相談というか、伺いたいのが、この創業支援の企画書作成っていうんですか、そういうのは鳥栖ビズさんがすごく親身になって支援していただいているっていうのはいろんな方から伺っているんですけど、この創業に関して18人という数字が多いか少ないかは分からないんですけど、その創業に関して何か支援をしてほしいとか、そういった御意見等は寄せられているかお伺いしたいと思います。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

支援……、もう一度いいですか。

**野下泰弘委員**

鳥栖ビズさんに伺って、創業の相談をされるということなんですけど、率直に言うと、スタートアップの支援が鳥栖市さんすごく薄いついていうふうに私のほうに言われるんです。設立するときの補助金というものがあまりにも鳥栖市さんって出てない。

ただ、近くの自治体へ行けば出してくれるところはあるというところで、そういった要望っていうのは鳥栖ビズさんのほうで集めていただいて、市のほうまで上がってきているのでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

創業支援についての補助金のメニューが本市には少ないという情報については、直接的には鳥栖ビズからは受けておりませんが、そういった創業支援関係の国県の補助メニューがございますので、そこを御案内して、それから申請等の申請書の書き方、そういったものにサポートを行っているというふうに伺っております。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。

もちろんその国県についても私は結構調べたんですけど、なかなか合うやつがないって言われるんです。

なので、もしそういった相談があつて、適合するやつがないっていうのは調べれば多分分かると思うので、今後、創業者を増やすっていう意味でそこら辺の御意見も多く聞いていただければと思います。すいません、ちょっと意見となりました。

**和田晴美委員**

私からは70ページのプレミアム付商品券発行事業についてお尋ねさせていただきます。

他の資料で事業内容の詳細がございましたが、その中でアンケート分析におよそ70万円の経費を上げておられますが、このアンケート分析の内容等をどういうふうな目的で分析をされて、どういう結果が出てきたのかっていう分を質問させていただきます。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

アンケートにつきましては、この商品券事業を利用された方、それから取扱い店舗について、有意義であったかというか、よかったのか悪かったのかっていうことをまずお聞きをいたしております。

取扱い店舗、利用された方、大多数の方についてはよかったという返事がございまして、このアンケートを通じて、第4弾に対しても事業が継続されたというふうに理解をしております。

**和田晴美委員**

御説明ありがとうございます。

そうしますと、よかったか悪かったかの事業の評価を目的とするということと、4弾につなげるためにアンケート分析を活用したっていうことですね。

よかったっていうのが、第4弾に反映するときにはどういうことがよかったのかっていうところを理解した上でやられたかと思うんですが、何がよかったかをもう少し教えていただけますでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

まず、取扱い店舗につきましては、日頃見られないお客様が見えられたというような御回答等を頂いたところでございます。

そればかりではございませんけれども、あと、利用されたお客様が増えたという御回答も頂いたところでございます。

それから、利用された方につきましては、25%というプレミアム率がついた商品券っていうことで、大変ありがたいというようにお声を頂いたところでございます。以上でございます。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

そうすると、利用者からすると25%はありがたいと、目的も物価高騰だったので達成したかと思われます。そして、お店の側では新規が出たり、不景気傾向にあったところが客数が増えてよかったと。

アンケート調査の中に入っていれば教えていただきたいんですが、その後の反動っていうのも店舗のほうから、今はうれしいけれどもプレミアムがあるうちはいいけれどもなくなったときの反動がちょっと不安っていうところがある人もいましたので、もし使用後の追跡調査みたいなものが先ほどのアンケートのほうにございましたら、その分を教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

その後についてでございますが、先ほど申し上げたとおり第4弾事業を今年度にまたがって行っておりますので、そのアンケート調査の中でそこも含めて出来たらと思います。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。ではまたお尋ねさせていただきます。以上です。

**飛松妙子委員**

先ほどのプレミアム付商品券の件で、今回は券の発行で、全て500円だったのが1,000円と

500円にさせていただきましたよね。この第3弾からでしたよね。

私は大変よかったと思っていますが、もし1,000円じゃなくて500円がよかったっていうお声があった場合は今後変えることを考えていらっしゃるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

以前、第2弾まではおっしゃられるとおり全て500円券にしておったわけですが、利用される方、それから特に店舗側から集計等が煩わしいというか、手間になってしまうということがございましたので、1,000円券を入れて第3弾から行っております。

言われるように500円券がいいというお声は頂かなかったものですから、第4弾につきましても、同じく1,000円券を織り交ぜて行ったところでございます。以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

私も1,000円を入れていただいてよかったのと、紙も減るから費用も少し減ったんじゃないかなと思いましたので。

もう一件、先ほどの企業版ふるさと寄附金は、今後商工観光課に移るということでよろしいのでしょうか。それともそのまま総合政策課がやるということでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

総合政策課でやると思います。（「今後もですね」と呼ぶ者あり）

今のところそういうふうに認識をしております。

**飛松妙子委員**

説明をされるのは商工観光課になるんですか。

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

総合政策課で企業版ふるさと納税は説明することになるかと思います。

**飛松妙子委員**

先ほど企業版ふるさと納税も説明で言われましたよね。（「いいえ」と呼ぶ者あり）

言われてないですか。（「言われてない」と呼ぶ者あり）

**古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

私は、企業版と相對するか分かりませんが、個人版のふるさと納税のことだけを説明をしたつもりでございます。

**飛松妙子委員**

すいません、説明をされたと思って聞いてました。ありがとうございます。以上です。

**齊藤正治委員**

この結果は恐らく出てると思うんですけども、前回と今回の分析はどういうふうな流れになっているのか、そういったのが分かりますか。

通行量調査につきましては、10月の平日と休みの日に実施をしておりますところでございますが、そういった分析結果につきましては、総括の際に資料で御提出をするということによろしいですか。

ほかには。

なければ、昼食のため暫時休憩をいたします。



再開します。



続きまして、議案乙第30号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、令和5年度産業団地造成特別会計決算の主なものについて御説明をいたします。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略いたしますのでよろしくお願いをいたします。

決算書311、312ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1 県支出金についてでございますが、新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金でございます。

款2 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

款5 市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います起債でございます。

款6 財産収入について申し上げます。

財産収入につきましては、アサヒビール株式会社と国土交通省筑後川河川事務所からの土地売却収入となっております。

アサヒビールと河川事務所、この2か所からの土地売却収入でございます。

内訳を申します。まず、アサヒビール株式会社から1工区の土地の売却収入、こちらが25億8,104万8,715円。売り渡した面積は、約10万6,000平米でございます。

次に、国土交通省の筑後川河川事務所に新産業集積エリアに隣接をいたします安良川の堤防拡幅用地を売り払っております。

そちらの金額が、先ほどのアサヒビールからのやつを差し引いた金額ですけれども、4,123万1,523円です。拡幅用地とされて売り払った面積は、約6,700平米です。

次に、款7 使用料及び手数料についてでございますけれども、新産業集積エリアの区域内の一部に西部ガスグループのガス管が埋設をされておりまして、そのガス管に係る土地の使用料となっております。

次のページ、313、314ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1 事業費、節12 委託料、備考欄、登記調査委託料についてでございますが、開発区域内の土地の表示登記及び合併登記に係る調査を委託したものでございます。

開発行為変更許可申請等業務委託料につきまして申し上げます。

開発行為の変更申請に伴います図書の変更及び工事図面の変更に係る業務を委託したものでございます。

積算業務委託料について申し上げます。

造成工事等の発注に当たりまして、設計書の積算業務を委託したものでございます。

節14 工事請負費、備考欄、工業用地整備工事費の内訳について申し上げます。

1、2工区の令和5年度分の造成工事費の内訳といたしまして、12億8,700万円。

残る差額の分が、調整池の整備工事費の差額が、1億3,443万2,100円。

工業用水道管等取出工事費の内訳について申し上げます。



再開いたします。



議案乙第23号令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について  
議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第23号令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第20号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

議案乙第23号令と5年度水道事業剰余金の処分について及び議案乙第24号令と5年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして鳥栖市水道事業決算書により一括して御説明申し上げます。

初めに、鳥栖市水道事業会計決算書1ページから10ページまでの決算書類につきましてその概要を申し上げます。

決算書 1 ページをお願いします。

令和5年度鳥栖市水道事業決算報告書についてでございます。

収入の主なものといたしましては、水道料金。

収入の総額は、16億9,686万5,551円となっております。

収入の主なものといたしましては、水道料金加入負担金などでございます。

支出の総額は、13億7,762万9,008円となっております。

支出の主なものとしたしましては、浄水場の運転に係る経費、職員人件費、固定資産減価償却費などがございます。

決算書 3 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の主なものを申し上げます。

収入の総額は、５億2,358万7,778円となっております。

収入の主なものといたしましては、企業債による収入などでございます。

支出の総額は、14億1,596万2,398円となっております。

支出の主なものといたしましては、水道施設の更新などに係ります建設改良費及び企業債償還金でございます。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの６月定例会で報告させていただいておりますとおり、安楽寺水源地浸水対策事業及び同配水管整備事業に係るものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する部分につきましては、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金にて補填をしております。

決算書５ページをお願いいたします。

令和５年度鳥栖市水道事業損益計算書についてでございます。

この計算書は、令和５年度における水道事業の経営成績を表すものでございます。

当年度純利益は、収益から費用を差し引いたもので、令和４年度に比べまして372万2,815円の減となる、１億7,879万8,116円となっております。

この額が当年度末未処分利益剰余金となり、決算書６ページの下段のほうに掲載しております、令和５年度鳥栖市水道事業剰余金処分計算書案のとおり、処分することについて提案をさせていただいております。

決算書６ページをお願いいたします。

まず、令和５年度鳥栖市水道事業剰余金計算書についてでございます。

この計算書は、令和５年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

前年度処分額といたしましては、令和４年度決算において議決をいただいた処分計算書により、未処分利益剰余金を減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ繰入れております。

当年度変動額といたしましては、令和５年度決算における当年度純利益を未処分利益剰余金に計上しております。

続きに、令和５年度水道事業剰余金処分計算書案につきましては、議案乙第23号に係るものとなります。

内容につきましては、令和５年度決算における未処分利益剰余金１億7,879万8,116円の処分につきまして、減債積立金に7,879万8,116円、建設改良積立金に１億円をそれぞれ積み立てることとしております。

決算書７ページをお願いします。

令和５年度鳥栖市水道事業貸借対照表についてでございます。

この貸借対照表は、令和５年度末における水道事業の財政状況を明らかにするもので、７

ページの資産の部、8ページの負債の部及び9ページの資本の部により一括的に表したものです。

決算書7ページの資産の部といたしましては、固定資産総額が140億8,788万9,620円、流動資産合計が22億6,646万1,125円となっており、資産合計は163億5,435万745円となっております。

固定資産の明細書につきましては、決算書の57ページ、58ページに記載をしているところでございますので御参照くださいますようお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

決算書8ページの負債の部といたしましては、固定資産負債合計が48億7,620万9,310円、流動負債合計が7億2,106万526円、繰延収益合計が15億1,505万4,140円となっており、負債合計は71億1,232万3,976円となっております。

決算書9ページの資本の部といたしましては、資本金が83億7,178万4,453円、剰余金合計が8億7,024万2,316円となっており、資本合計は92億4,202万6,769円となっております。

これと8ページの負債合計を合わせました負債資本合計につきましては、163億5,435万745円となっているところでございます。

続きまして、決算書12ページから35ページまでの令和5年度鳥栖市水道事業報告書についてでございます。

決算書13ページをお願いいたします。

1. 概況、(2)経営指標に関する事項でございます。

経営の健全性を示します経常収支比率は昨年度と比べ減少しておりますが、健全経営の水準とされる100%を上回る状況にあります。

料金水準を示します料金回収率も昨年度と比べ減少しているところではありますが、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っている状況にあります。

一方施設の老朽化に関係します有形固定資産減価償却率、管路経年化率はそれぞれ昨年度と比べると増加をしており、施設の老朽化が進んでいる状況にあることを示しておりますので将来の更新需要に備えて、引き続き計画的な施設更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)議会議決事項につきましては、予算繰越しの報告が1件、予算決算に係ります乙議案が5件となっております。

決算書14ページをお願いいたします。

(5)職員に関する事項につきましては、令和5年度末現在における管理課職員及び事業課職員のうち、水道事業に配置する職員の状況でございます。

水道事業に配置する職員数は、令和４年度末に比べ、１人の増員となっているところでございます。

決算書15ページをお願いいたします。

２．工事につきまして、項目ごとに概要を申し上げます。

(1)建設改良工事の概況のうち、イ雨水整備工事関連につきましては、工事件数は３件、工事費合計は5,939万7,800円となっております。

次に、ロ下水道工事関連につきましては、工事件数は３件、工事費合計は349万4,700円となっております。

次に、ハ導水管布設工事につきましては、決算書17ページまで続きます。

工事件数は４件、工事費合計は３億5,559万4,257円となっております。

決算書17ページのニその他の配水管布設工事につきましては、決算書21ページまで続きます。

工事件数は20件、工事費合計は５億7,126万9,043円となっております。

決算書21ページの、ホその他の工事につきましては、安楽寺水源地、浄水場の設備更新に係るもので、工事件数は２件、工事費合計は8,066万3,000円となっております。

決算書23ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況につきましては、１件当たり100万円以上の修繕工事を記載しております。

工事件数は４件、工事費合計は3,116万8,500円となっております。

決算書25ページをお願いいたします。

３．業務につきまして概要を申し上げます。

(1)業務量のイ配水状況といたしましては、年度末給水戸数は昨年度末に比べ444戸増加し3万3,364戸、年間給水量は前年度と比べおおむね横ばいとなります0.05%増でございます768万9,318立方メートルとなっております。

決算書26ページをお願いします。

ニ業務委託状況といたしましては、水道メーターの検針、料金集金の委託に係ります状況を記載しているところでございます。

決算書29ページをお願いします。

(2)事業収入に関する事項のイ事業収益といたしましては、収益の総額が15億505万3,301円、令和４年度と比べ344万1,658円の減となっております。

令和４年度と比べた増減の主なものといたしましては、給水収益が967万5,810円の増、受託事業収入が1,178万5,506円の減となっております。

次に、ロ水道料金収納状況といたしましては、現年度収納率は97.9%、過年度収納率は74.6%、全体の収納率といたしましては97.4%となっております。

決算書30ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項といたしましては、費用の総額は13億2,625万5,185円。

令和4年度と比べ28万1,157円の増となっております。

令和4年度に比べ増減が大きかったものといたしましては、委託料が2,485万1,415円の増、動力費が1,658万6,906円の減、受託工事費が896万1,000円の減となっております。

委託料が増となった主な事由といたしましては、給配水管漏水調査業務、給水申請受付支援システム新規構築業務を実施したことなどによるものでございます。

動力費が減となった理由といたしましては、電気料金の値下げに伴い、安楽寺水源地、浄水場、北部中継ポンプ場の電気料が減となったためでございます。

受託工事費が減となった主な事由といたしましては、事業量の減に伴うものでございます。

決算書31ページをお願いします。

(4)その他主要な事項の経営分析といたしましては、給水原価は、給水に要した経費を1立方メートル当たりの単価で示したものです。

供給単価は、給水による収益を1立方メートル当たりの単価で示したものです。

給水原価に対する供給単価の割合が料金回収率となります。

負荷率、施設利用率、最大稼働率につきましては、浄水場施設の稼働状況を示す指標となります。

家事用1戸当たりの一月平均の使用水量と水道料金の状況を記載しております。

決算書32ページをお願いします。

4. 会計についてでございます。

(1)重要契約の要旨といたしましては、令和5年度中に契約を締結したもののうち、契約金額が1,000万円以上の契約について記載をしているところでございます。

イ工事請負契約につきましては、34ページまで続きまして、契約件数は19件となっております。

決算書34ページのロ業務委託契約につきましては、35ページまで続きまして、契約の件数は6件となっております。

決算書35ページの(2)企業債及び一時借入金の概況の企業債といたしましては、前年度末残高46億8,844万4,946円、本年度借入高4億8,000万円、本年度償還高2億3,531万8,901円、本年度末残高49億3,312万6,045円となっております。

企業債の明細につきましては、決算書の59ページから66ページに記載をしているところで

ございます。

決算書36ページをお願いします。

続きまして、令和5年度鳥栖市水道事業キャッシュフロー計算書の概要について申し上げます。

企業会計におきましては、発生主義によるため収益費用が発生した時期と現金の収入支出の時期に差異が生じるため、キャッシュフロー計算書により、1年間の資金の状況を示すものでございます。

計算書の下の方に記載のとおり、令和5年度中の資金の増加額は3,261万7,302円、資金期末残高は20億7,707万2,526円となっております。

決算書37ページをお願いします。

続きまして、収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものについて申し上げます。

項、営業収益のうち、目、給水収益につきましては、水道料金となります。

目、加入金につきましては、水道メーターの新設などに伴い御負担頂いております加入負担金となります。

目、受託工事収益につきましては、雨水整備工事などに伴い受託する水道管布設替工事に係る受託工事収益、目、その他の営業収益につきましては、下水道事業から受け入れる上下水道料金一元化負担金でございます。

次に、項、営業外収益のうち、目、長期前受金戻入につきましては、工事負担金などの償却額でございます。

決算書39ページをお願いします。

収益的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、営業費用、目、原水及び浄水費につきましては、浄水場、安楽寺水源地などの管理運転に係る経費でございます。

節、給料から節法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

節、委託料につきましては、機器の保守点検に係ります点検業務委託料、汚泥の収集運搬及び処分業務委託料、浄水場の運転に係ります運転管理業務委託料、水質検査などに係る検査委託料などでございます。

決算書41ページをお願いします。

節、修繕費につきましては、設備機器等の修繕費でございます。

節、動力費につきましては、浄水場、安楽寺水源地の電気料でございます。

節、薬品費につきましては、浄水処理のための薬品代でございます。

節、負担金につきましては、ダムの施設管理に係る負担金などがございます。

次に、目、配水及び給水費につきましては、配水及び給水のための施設の維持管理などに係る経費でございます。

節、給料から節、法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

決算書43ページをお願いします。

節、委託料につきましては、給配水管の漏水調査に係ります調査業務委託料などがございます。

節、修繕費につきましては、給配水管などの修繕費でございます。

節、路面復旧費につきましては、配水管布設等に伴う、道路舗装工事に係る工事請負費でございます。

節、動力費につきましては、北部中継ポンプ場の電気料でございます。

次に、目、受託工事費につきましては、雨水整備工事などに伴い受託する水道管布設替工事に係る工事請負費でございます。

次に、目、業務費につきましては、水道料金等の徴収、量水器の管理などに係る経費でございます。

節、給料から決算書45ページの節法定福利費まで、及び、節、旅費のうち費用弁償につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

決算書45ページの節、通信運搬費につきましては、水道料金、下水道使用料の納付書発送などに係る郵便料でございます。

節、委託料につきましては、量水器の定期的な取替えに係ります量水器取替委託料、水道メーターの検針に係ります検針事務委託料、給水申請の受付処理や管理などを効率的に行うためのシステム導入に係ります給水申請受付支援システム新規構築業務委託料などがございます。

節、修繕料につきましては、検定満期となった量水器の更新に係る経費でございます。

決算書47ページをお願いします。

目、総係費につきましては、水道事業の管理に係る経費でございまして、主なものとしたしましては、節、給料から節法定福利費までの職員人件費でございます。

決算書49ページをお願いいたします。

目、減価償却費につきましては、固定資産の減価償却費でございます。

固定資産の明細につきましては、決算書の57ページ、58ページに記載をさせていただいております。

続きまして、目、資産減耗費につきましては、配水管布設替えに伴い既設の配水管を除却

するなどの場合において、除却した固定資産の残存価値を費用として計上するものでございます。

次に、項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息などでございます。

決算書51ページをお願いします。

続きまして、資本的収支明細書についてでございます。

資本的収入の部の主なものについて申し上げます。

項、企業債につきましては、建設改良費の財源に充てるための企業債による収入でございます。

次に、項、工事負担金につきましては、開発行為や雨水整備工事に伴い、受託する配水管布設替工事に係ります工事負担金収入でございます。

次に、他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴います一般会計からの負担金収入でございます。

決算書53ページをお願いします。

資本的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、建設改良費、目、原水設備費につきましては、安楽寺水源地の施設整備に係る経費でございます。

節、委託料につきましては、安楽寺水源地の浸水対策に係ります設計業務委託料でございます。

節、工事請負費につきましては、安楽寺水源地の施設更新に係ります工事請負費でございます。

目、浄水設備費につきましては、浄水場の施設整備に係る経費でございます。

節、給料から節、法定福利費までは、職員人件費でございます。

節、委託料につきましては、高度浄水処理施設及び排水処理施設に係ります基本計画策定業務委託料でございます。

節、工事請負費につきましては、次亜塩素酸貯蔵槽の更新に係ります工事請負費でございます。

節、機器購入費につきましては、水質検査で使用します機器などの購入費でございます。

次に、目、送配水設備費につきましては、送配水施設整備に係る経費でございます。

節、給料から決算書55ページの節賞与引当金繰入額までは、職員人件費でございます。

決算書55ページの節委託料につきましては、導水管布設に係ります測量業務ルート検討設計業務委託料などでございます。

節、工事請負費につきましては、配水管、導水管の布設工事費、配水管の布設替工事費などでございます。

次に、項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、建設改良費の財源に充てるための企業債の償還金でございます。

企業明細書につきましては、決算書59ページから66ページまでに記載をしておりますので御参照ください。

#### 日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

続きまして、私のほうから、お手元のタブレットの水道事業決算認定参考資料について御説明をさせていただきます。

令和5年度に実施しました、項、建設改良費、目、原水設備費及び浄水設備費、送配水設備費に関わります工事請負費の主なものについて事業概要を御説明させていただきますので、タブレット資料の2ページをお願いいたします。

まず、安楽寺水源地でございます。施設更新工事としまして、導水ポンプ棟に設置しております導水ポンプ6台のうち、黒色の4台につきましては、令和4年度までに計画的に更新工事が完了しております。令和5年度につきましては、赤色に着色した2台においてポンプ及びそれに付随する電動仕切弁の更新工事を実施いたしております。

また、青色の箇所につきましては、さきの6月定例会で繰越しの御報告をさせていただいております。浸水対策として耐水化を図りました電気等の新築工事箇所でございます。

この工事につきましては、本年4月に完了をいたしております。

次に、タブレット資料の3ページをお願いいたします。

浄水場における施設更新工事でございます。

赤色に着色した浄水場薬注棟におきまして、浄水の過程で消毒するために必要な次亜塩素の貯蔵槽2基の更新工事を実施いたしております。

次に、タブレット資料の4ページをお願いいたします。導水管更新工事でございます。

令和5年度の実施箇所につきましては、原古賀町、真木町など赤色の区間におきまして、铸铁管の700ミリを合わせて延長288.9メートル布設いたしております。

次に、タブレット資料の5ページをお願いいたします。

配水管幹線の更新工事でございます。

令和5年度の実施箇所につきましては、原古賀町の赤色の区間におきまして、铸铁管の700ミリを延長170.8メートル、宿町、元町の赤色の区間で铸铁管の400ミリを合わせて延長631.3メートル布設いたしております。

タブレットによる原水設備費、浄水設備費及び送配水設備費に係る工事請負費の主なもの

についての説明は以上でございます。

以上により、議案乙第23号令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業決算認定について、以上2議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

下水道が今何%つながってるか教えていただいていいですか。（「今、水道事業やりよる」と呼ぶ者あり）

間違えました。申し訳ございません。

**藤田昌隆委員長**

ほかにありませんか。

**齊藤正治委員**

54ページの浄水場高度浄水処理施設及び排水処理施設基本計画策定業務委託料っていうことで958万円上がってますけれども、これの高度浄水処理施設というのは今よりもっとおいしい水をつくるためのものなのか、どういう内容なのか、ちょっと教えていただければ。

**松雪秀雄上下水道局水道課参事兼課長補佐兼浄水・水質係長**

御質問にお答えします。

高度処理というのは、今以上というよりも、この高度処理施設の基本計画策定業務につきましては、平成23年度に水道施設整備計画を策定しておりまして、その中で将来的に粒状活性炭の導入をするという計画になっておりましたけれども、現在の河川の水質状況等を見極めて――現在、粉末活性炭で処理をしておりますけれども、現原水水質に対して粒状活性炭が必要かどうかというところも含めまして基本検討を行ったところでございます。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

今あまりにも詳しく説明したので、簡単に述べると、今の河川の水質でどれぐらいの薬品が一番適当かというのを検討したのが今回の分でございます。

**齊藤正治委員**

ということは、今よりも水がおいしくなるっていう意味ではないわけですね。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

他市と比べると鳥栖市の水というのはかなり上のランクにございます。

それをさらに上にしようと思っても、配水管で流していく最中に悪くなる場所が多いも

んですから。特に鳥栖市の場合はコンパクトシティで、通常の市の半分以上の配水管の長さなんです。それを管理することによって、あくまでも水質を安定していく——厚労省が進めていたおいしい水に適合するようにしているのが現状でございます。

**齊藤正治委員**

ありがとうございます。

**小石弘和委員**

42ページの薬品費7,523万5,939円。これ5品目今入れてありますか。

どれだけの数量か、キロ数かグラムか、それを教えていただきたいと思います。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

まず、ポリ塩化アルミニウムにつきましては、毎月3万4,000キログラム程度、次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、5,000トンから7,000トンの間で毎月出しております。

それから、粉末活性炭のほうは、冬場は少ないんですけれども夏場になるとどうしても増えて、少ないときで6,000キログラム、多いときで1万キログラム。

それから、苛性ソーダにつきましても同じでございます、少ないときには2,200キログラム程度、多いときで8,500キログラムというふうになっております。

**小石弘和委員**

月によって違うんですけど、多いときとか少ないときとかどういう状況で投薬されているんですか。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

河川の水質及び水温度それから濁度によって運転方法を変えておりますので、夏になるとどうしても河川に流れてくる水が腐敗してるものが多いございます。そうすると、必然的に薬品を余計に投入しなければいけない。

逆に、冬場になると水流が安定して腐敗も少ないもんですから、少ないようになっています。

**小石弘和委員**

今、令和5年度ですから、6年度になりますと今の状況からすると値上げはされるわけですか。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

今の分について、薬品費の購入については、毎年予算取りをするたびに事業者と交渉をしてより安いところということでさせていただいております。

ただし、どうしても薬品費っていうのは他の単価が上がると同時に上がってくるケースが多いもんですから、多いときで3割、少ないときで1割程度は余分に見込みをしております。

**小石弘和委員**

令和5年度なら5年度分を一括で購入されるわけですね。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

薬品費については、市役所で一括しております。入札になりますので、そこで1年分をお願いするという形になります。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

**飛松妙子委員**

すいません、先ほどは失礼いたしました。

マンションへの水道の供給なんですけど、直結増圧型を許可してほしいっていう市民の方からの御意見があったんですが、鳥栖市でそれができるのかどうか御答弁いただけますか。マンションに水道水を供給するっていうところで。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

今の御質問は、マンション等の高層階のほうに給水する場合の直結増というのは、配水管のほうから供給した水を直接ポンプで上げる場合の方式のことができるかというようなお尋ねだと思います。

最近私どもの窓口にも同様の御相談が1件だけございました。

現在、皆さん御存じのように朝日山の配水地から高低差に基づいた自然流下で供給をしております。

今のお話のような、高層階であったり学校のように一時的に大量の水を使うようなところについては、1回受水槽で受けてから宅内側のポンプ施設で供給するような方式を今採用をしているところでございます。

現時点では直結増圧については供給の採用はしてないところが現状でございます。

**飛松妙子委員**

将来的にはそれは可能でしょうか。鳥栖市においては朝日山からのっていうところで。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

今言ったように、今は安定していて特に大きな供給のときにも自然流下でできていて問題はありませんので、もし直結増圧を採用するに当たり、その周辺に供給するに当たって、水圧の低下だったり供給量の低下というような問題が起きないように検討をした上での採用というのは今後検討していく必要があるかとは考えております。

**飛松妙子委員**

分かりました。ぜひ検討していただければと思います。以上です。

野下泰弘委員

54ページの資料の3ページの次亜のタンクなんですけど、これが3,000万円って聞くとすごく高く感じるんですけど、タンクの付け替えだけで3,000万円なのか近辺の配管工事等も含めた3,000万円なのかお伺いしたいのと、このタンクが特殊なものなのかどうか、少し教えていただければと思います。

平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長

ただいまの御質問にお答えします。

まず、次亜塩素酸のタンクについては、一点物でガラスファイバーで作っていただきます。

その他の工事も含めるかというところにつきましては、外壁を外さないと搬入ができませんので外壁を外して新しい外壁を造るところまでが今回の予算の中に入っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかにはもうよろしいですね。

〔発言する者なし〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。



## 議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

## 議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

議案乙第25号令と5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第26号令と5年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上2議案の概要につきまして、鳥栖市下水道事業会計決算書により一括して説明を申し上げます。

この決算書下水道の分が、中ほどから後半が下水道事業の関係分ということになります。

中ほどに青色の紙が挟んでありますので、その後からが下水道ということになりますので、

よろしくお願い申し上げます。

初めに、鳥栖市下水道事業会計決算書 1 ページから10ページまでの決算書類につきましてその概要を申し上げます。

決算書 1 ページをお願いします。

令和 5 年度鳥栖市下水道事業決算報告報告書についてでございます。

収益的収入及び支出の主なものについて申し上げます。

収入の総額は26億7,739万9,158円となっております。

収入の主なものといたしましては、営業収益として下水道使用料、営業外収益として長期前受金戻入、他会計補助金などがございます。

支出の総額は24億7,402万4,566円となっております。

支出の主なものといたしましては、営業費用として浄化センターの運転に係る経費、職員人件費、固定資産減価償却費など、営業外費用として企業債利息などがございます。

営業費用の翌年度繰越しにつきましては、さきの 6 月定例会で報告させていただいておりますとおり、下水道施設整備事業に係るものでございます。

決算書 3 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の主なものを申し上げます。

収入の総額は10億6,465万2,948円となっております。

収入の主なものといたしましては、企業債による収入、国庫補助金などがございます。

支出の総額は19億9,949万2,209円となっております。

支出の内容といたしましては、下水道施設の更新などに係ります建設改良費及び企業債償還金でございます。

建設改良費の翌年度繰越しにつきましては、さきの 6 月定例会で報告させていただいておりますとおり、下水道施設整備事業及び管きょ整備事業に係るものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額にて補填をしておるところでございます。

決算書 5 ページをお願いします。

令和 5 年度鳥栖市下水道事業損益計算書についてでございます。

この計算書は、令和 5 年度における下水道事業の経営成績を表すものでございます。

下から 4 つ目の項目でございますけれども、当年度純利益は、収益から費用を差し引いたもので、令和 4 年度と比べ5,070万5,769円の減となる 1 億7,612万3,218円となっております。

下から 2 つ目のその他、未処分利益剰余金変動額 2 億2,682万8,987円につきましては、減

債積立金より企業債償還の財源としたものを計上しているところでございます。

この額と当年度純利益を合計したものが一番下の当年度末未処分利益剰余金となり、決算書 6 ページの下の方にあります、令和 5 年度鳥栖市下水道事業剰余金処分計算書案のとおり処分することについて提案をさせていただいております。

決算書 6 ページの上の方にあります、令和 5 年度鳥栖市下水道事業剰余金計算書についてでございます。

この計算書は、令和 5 年度における資本金と剰余金の変動を示すものでございます。

資本金の当年度変動額のうち、一般会計出資金の受入れ153万7,493円につきましては、浄化センターのし尿受入れ施設に係ります企業債の元利償還相当分として一般会計から受入れた額を計上しております。

次に、6 ページの下の方にあります、令和 5 年度下水道事業剰余金処分計算書案につきましては、議案乙第25号に係るものとなります。

内容につきましては、未処分利益剰余金 4 億295万2,205円のうち、当年度純利益の 1 億7,612万3,218円につきましては、減債積立金に積み立てることとし、減債積立金より、企業債償還の財源とした 2 億2,682万8,987円は資本金に組み入れることとしております。

決算書 7 ページをお願いします。

令和 5 年度鳥栖市下水道事業貸借対照表についてでございます。

この貸借対照表は令和 5 年度末における下水道事業の財政状況を明らかにするもので、7 ページの資産の部、8 ページの負債の部及び 9 ページの資本の部により一括的に表したものとなっております。

決算書 7 ページの資産の部といたしましては、固定資産合計が406億7,450万736円、流動資産合計が 7 億6,486万8,475円となっており、資産合計は414億3,936万9,211円となっております。

固定資産の明細書につきましては、決算書の45ページ、46ページに記載をしておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

決算書 8 ページの負債の部といたしましては、固定負債合計が164億9,555万8,607円。

流動負債合計が19億5,354万5,491円。

繰延収益合計が198億4,791万8,253円となっており、負債合計は382億9,702万2,351円となっております。

決算書 9 ページをお願いいたします。

資本の部といたしましては、資本金が22億1,665万2,677円。

剰余金合計が 9 億 2,569 万 4,183 円となっており、資本合計は 31 億 4,234 万 6,860 円となっております。

これと 8 ページの負債合計を合わせました負債資本合計は 414 億 3,936 万 9,211 円となっております。

続きまして、決算書 12 ページから 28 ページまでの令和 5 年度鳥栖市下水道事業報告書についてでございます。

決算書 12 ページをお願いします。

1. 概況の 2 項目めとなります、(2) 経営指標に関する事項でございます。

経営の健全性を示します経常収支比率は、昨年度と比べて 2.28 ポイント減となっておりますが、経営健全の水準とされる 100% を上回る状況になります。

料金水準を示します料金回収率は、昨年度と同じく 100% となっており、事業に必要な経費を下水道使用料で賄っている状況にあります。

決算書 13 ページをお願いします。

施設の老朽化に関します、有形固定資産減価償却率は昨年度と比べ、1.76 ポイント増となっております。

管渠経年化率は、現在のところ耐用年数を迎えた管渠はなく 0% となっておりますが、施設の老朽化が進んでいる状況にありますことから、将来の更新需要に備え引き続き計画的な施設更新に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(3) 会議議決事項につきましては、予算繰越しの報告が 1 件、予算・決算に係ります乙議案が 7 件となっております。

決算書 14 ページをお願いします。

(5) 職員に関する事項につきましては、令和 5 年度末現在における管理課職員及び事業課職員のうち、下水道事業に配置する職員の状況でございます。

決算書 15 ページをお願いいたします。

2 工事につきまして、項目ごとに概要を申し上げます。

(1) 建設改良工事の概況のうち、イ管渠築造等工事につきましては、工事件数は 8 件、工事費合計は 2 億 5,040 万 6,896 円となっております。

決算書 17 ページをお願いいたします。

ロ付帯（舗装）工事につきましては、工事件数は 2 件、工事費合計は 2,318 万 9,100 円となっております。

次に、ハ汚水柵設置工事につきましては、工事件数は 7 件、工事費合計は 1,473 万 8,900 円となっております。

決算書19ページをお願いします。

(2) 保存工事の概況につきましては、1件当たり100万円以上の修繕工事を記載しており、工事件数は8件、工事費合計は2,250万500円となっております。

決算書21ページをお願いします。

3業務についてでございます。

業務量といたしましては、用途別排水量、用途別下水道使用料、月別使用状況を記載しているところでございます。

決算書23ページをお願いします。

(2) 事業収入に関する事項のイ事業収益といたしましては、収益の総額が25億4,579万654円。

令和4年度と比べ2,697万1,930円の増となっております。

令和4年度と比べた増減の主なものといたしましては、国庫補助金が5,180万4,500円の皆増、長期前受金戻入が1,562万1,652円の減となっております。

次に、下水道使用料収納状況といたしましては、現年度収納率は97.2%、過年度収納率は80.4%、全体の収納率は96.7%となっております。

決算書24ページをお願いいたします。

(3) 事業費に関する事項といたしましては、費用の総額は23億6,966万7,436円、令和4年度と比べ7,767万7,699円の増となっております。

令和4年度に比べ増減が大きかったものといたしましては、委託料が1億488万6,376円の増、資産減耗費が3,393万2,980円の減となっております。

委託料が増となった主な事由といたしましては、事業進捗に伴い施設のストックマネジメントや耐震に係る調査を実施したことなどによるものでございます。

決算書25ページをお願いいたします。

(4) その他主要な事項の経営分析といたしましては、普及状況に係るものとして、上から3つ目の項目になりますが、現在処理区域内人口といたしましては7万3,846人、現在水洗化人口といたしましては6万8,517人で、水洗化率は92.8%となっております。

また、この表の中ほどにあります汚水処理原価は、汚水処理に要した経費を1立方メートル当たりの単価で示したものです。

その下の、使用料単価は、湧水水量1立方メートル当たりの下水道使用料の値となります。

汚水処理原価に対する使用料単価の割合が経費回収率となります。

表の中ほどよりやや下にあります、負荷率、施設利用率、最大稼働率は浄化センターの稼働状況を示す指標でございます。

この表の一番下にございますけれども、家事用1戸当たりの一月当たりの平均の汚水排水量と下水道使用料の状況を記載しているところでございます。

決算書26ページをお願いします。4会計についてでございます。

(1)重要契約の要旨といたしましては、令和5年度中に契約を締結したもののうち、契約金額が1,000万円以上の契約について記載をしております。

イ工事請負契約につきましては、契約件数は6件となっております。

ロ浄化センター設備工事請負契約につきましては、契約件数は1件となっております。

決算書27ページをお願いします。

ハ業務委託契約につきましては、契約件数は11件となっております。

決算書28ページをお願いします。

(2)企業債及び一時借入金の概況の企業債といたしましては、前年度末残高182億9,928万3,557円、本年度借入高7億2,280万円、本年度償還高12億9,441万5,841円、本年度末残高177億2,766万7,716円となっております。

企業債明細書は、決算書の47ページから64ページに記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

決算書28ページでございますが、続きましてロー一時借入金といたしましては、令和5年度中における借入れ残高の最高額が4億5,000万円となっているところでございます。

これにつきましては、全て年度末までに完済をしております。

決算書29ページをお願いします。

続きまして、令和5年度鳥栖市下水道事業キャッシュフロー計算書の概要について申し上げます。

企業会計におきましては、発生主義によるため、収益費用が発生した時期と現金の収入支出の時期に差異が生じるため、キャッシュフロー計算書により1年間の資金収支の状況を示すものでございます。

計算書の下の方に記載のとおり令和5年度中の資金の増加額といたしましては、3億3,367万5,310円。資金の期末残高といたしましては、4億7,055万7,741円となっております。

決算書31ページをお願いいたします。

続きまして、収益費用明細書についてでございます。

収益的収入の部の主なものについて申し上げます。

項の営業収益といたしましては、下水道使用料、他会計負担金のほか、目、その他の営業収益の節、雑収益に計上しております、し尿等処理負担金などでございます。

次に、項、営業外収益といたしましては、他会計補助金、長期前受金戻入、国庫補助金などでございます。

決算書33ページをお願いします。

収益的支出の部の主なものについて申し上げます。

項の営業費用、目の管きょ費につきましては、管渠の維持管理に係る経費でございます。

節、委託料につきましては、管渠のストックマネジメントに係る点検調査業務委託料、管渠の耐震診断調査業務委託料、雨水出水浸水想定区域図作成に伴う現況測量調査業務委託料などでございます。

節、修繕費につきましては、マンホール修繕等に係ります修繕費でございます。

次に、目、処理場費につきましては、浄化センターの管理運転に係る経費でございます。

節の給料から節の法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

節、委託料につきましては、浄化センターの維持管理等業務及び汚泥収集運搬処分業務などに係る委託料でございます。

決算書35ページをお願いします。

節、修繕費につきましては、設備、機器等の修繕費でございます。

次に、目、業務費につきましては、下水道使用料の徴収等に係る経費でございます。

節、給料から節、法定福利費までにつきましては、職員人件費でございます。

節、負担金につきましては、水道料金と下水道使用料の徴収事務の一元化に係るもので、下水道使用料徴収事務に係る経費相当分につきましてはの負担金でございます。

次に、目の総係費につきましては、下水道事業の管理に係る経費でございます。

節、給料から決算書37ページの節の法定福利費までは職員人件費でございます。

節の委託料につきましては、過去文書P D F化業務に係る委託料などでございます。

次に、目の減価償却費につきましては、固定資産の減価償却費でございます。

固定資産の明細につきましては、決算書45ページ、46ページに記載をしておりますので御参照ください。

次に目、資産減耗費につきましては、污水管移設に伴い既設の污水管を除却するなどの場合において、除却した固定資産の残存価値を費用として計上するものでございます。

次に、項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息などでございます。

決算書39ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支明細書についてでございます。

資本的収入の部の主なものといたしましては、下水道建設事業の財源に充てるための企業

債及び資本費平準化のための企業債による収入、国庫補助金、受益者負担金などがございます。

決算書41ページをお願いいたします。

資本的支出の部の主なものについて申し上げます。

項、建設改良費、目、施設建設費につきましては、下水道施設の整備に係る経費でございます。

節、給料から節、賞与引当金繰入金までは職員人件費でございます。

節、委託料につきましては、污水管の耐震化に係る実施設計業務委託、西田川排水区雨水整備に係る調査業務委託、浄化センターのストックマネジメントに係ります実施設計作成業務委託、浄化センターの耐水化に係る基本設計作成業務の委託、浄化センターの水処理設備の増設工事及び施設改築に係る工事の委託などを実施しているところでございます。

決算書43ページをお願いします。

節、補償費につきましては、污水管移設に伴います水道管移設、西田川排水区雨水整備による家屋等の損失補償などに係る補償費でございます。

節、工事請負費につきましては、道路事業に伴います污水管移設工事、污水管等の耐震化工事、西田川排水区雨水整備工事、舗装復旧工事などに係る工事請負費でございます。

次に、項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、下水道施設事業に係る企業債、資本費平準化債の償還金でございます。

企業明細につきましては、決算書の47ページから46ページに記載をしているところでございます。

#### **桑形伸上下水道局下水道課長**

下水道課桑形です。

それでは、今申し上げました施設建設費の委託料及び工事請負費の主なものにつきまして、タブレット内にある下水道事業決算認定参考資料にて御説明をさせていただきます。

タブレットの2ページをお願いいたします。

最初に、浄化センター増設事業の工事委託になります。

令和3年度、令和4年度の2か年計画で水処理施設の増設を行ってきました。

令和5年度決算としましては、ポンプ設備工事において、入札不調や世界的な半導体不足などにより、令和4年度から令和5年度に繰越しておりました赤色の箇所におきまして、ポンプ設備工事及びそれに付随する電気設備工事を完了しております。

次に、3ページをお願いいたします。

浄化センターストックマネジメント事業の工事委託になります。

赤色の箇所におきまして、令和４年度、令和５年度の２か年計画で自動除じん機などの水処理設備の更新工事を行っております。

また、青色の箇所におきましては、令和５年度、令和６年度の２か年計画で非常用発電設備の更新工事を行っています。

加えて、それぞれに必要な電気設備の工事を行っているところです。

次に、４ページをお願いいたします。

浄化センター耐水化事業の業務委託になります。

耐水化の方策として、赤色の位置に約５メートルの耐水壁を設置し被災時に下水処理に大きな影響を及ぼす水処理施設側から優先的に対策を進めていく計画としております。

令和５年度の決算としましては、令和４年度から令和５年度に繰越ししておりました基本設計業務が完了しております。

なお、令和５年度から令和６年度に繰越ししておりました実施設計業務についても、本年５月に完了しているところです。

現在は令和６年度工事に係る契約を締結したところです。

次に、５ページをお願いいたします。

浄化センター耐震化事業に係る工事委託です。

令和４年度、令和５年度の２か年計画で、沈砂池ポンプ棟、管理棟、送風機棟の耐震化工事を行っています。

次に、６ページをお願いいたします。

西田川排水区雨水整備事業です。

これにつきましては、令和５年度の実施箇所として赤色の実線の区間にボックスカルバート１,０００ミリ掛ける９００ミリを延長１９５メートル、６００ミリ掛ける６００ミリを延長１７６メートル、合計３７１メートルを設置しています。

タブレットによる施設建設費の委託料及び工事請負費の主なものについての説明は、以上となります。

以上により、議案乙第２５号令和５年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第２６号令和５年度鳥栖市下水道事業決算認定について、以上２議案の説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

どうも説明ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

**和田晴美委員**

御質問させていただきます。

決算書38ページにございますインボイス運用委託費の、インボイス運用相談120万円がどういう委託なのかがよく分からないので、詳しく御説明お願いいたします。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

インボイス運用相談支援業務委託料といたしましては、令和5年度の10月からインボイス制度が導入をされるに当たりまして、うちのほうの会計処理上必要となる部分を専門的な知見を持たれてある会計事務所のほうに委託をして中身の精査をしていただいております。

どういうふうに取り扱いをするのかとか、うちのほうから出す適格証明書とかそういったものの取扱いについて全部確認をしていただいて会計上間違いがないように対応するための委託ということになります。

**和田晴美委員**

確認ですけれども、インボイス導入に当たってそういうふうな委託を用いて会計の処理が適正にするぐらいの確認事項が要ったりだとかそういったことが必要だったということで認識してよろしい委託だったんですね。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

インボイス制度の導入に伴いまして、これまでとやはり違う経理の処理っていうのが——またその経理の件数も膨大な量になりますので、それを一つ一つきちんと間違いなくというところがありますので、相当の事務量の業務が発生をしておりますので、その分について委託で対応させていただいたというところがございます。

**和田晴美委員**

数やそういった確認事項があるということで、この120万円が必要だったということで認識できました。ありがとうございました。

**小石弘和委員**

17ページと18ページの汚水ますの工事のところですよ。

これ設置で載っておりますけれども、これは新設なのか、それとも修理なのか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

新設になります。

**小石弘和委員**

2項目の汚水枡（その2）は汚水ます23個で23か所を設置したというふうなことになるわけですか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

23個新設したことになります。一定整備しないこともありますけど、やっぱり保留地になっているような空き地とかがございます。

そこは管が素通りして、前面には通っておりますけど、お住まいでないので個人さんの位置確認等を当時できていないので、今回造成とかが新たに入るような、新築が建つようなところに関して、位置を確認して取り出し口だけを今回新たにつけるという工事を、23件この工事で行っております。

**小石弘和委員**

ちなみに令和3年度と令和4年度に新しく汚水ますを造られた件数は分かりますか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

令和5年度は33か所と書いております。

令和4年度が40か所、令和3年度が39か所、令和2年度が43か所、令和元年度が42か所、大体これぐらいの数が出ております。

**小石弘和委員**

そうすると、金額が1個で107万円とか96万円とか若干金額は違うんですけど、どういうふうな状況ですか。

汚水枡（その5）の2個で68万5,000円とか、大きさに違ってくるわけですか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

おっしゃられるとおりだと思います。

道路の目の前に宅地があるところは2メートルとか1メートルぐらい管を引くだけで済むんですけど、ちょっと離れたところにあるとか本管が途中で止まっているところは、5メートルとか6メートル、7メートル、延長を延ばしていくような部分が部分的に出てまいりますので、その分で延長が延びて金額が増えているというのが実情です。

**小石弘和委員**

これは新築されるところを主にやられてるわけですか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

そうです。

**小石弘和委員**

新設だけは分かるんですけど、汚水ますの修理関係の工事費はどこに載ってるんですか。何ページに載ってるんですか。

**平塚俊範上下水道局次長兼水道課浄水場長**

汚水ますの修繕のほうについては、道路補修の中の一部として入っているのが通常でございます。舗装のやり替えのところの一部に入っております。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

今、平塚次長が申し上げたとおり、33ページ、34ページの管きよ費の中の修繕費、ここに

マンホール補修工事等1,298万円ありますけど、この中に補修等、修繕等は含まれております。

33ページ、34ページ中ほどに管きょ費の修繕費っていうのがありますが、この中に1,298万円マンホール補修工事等というのがございます。この年は23件分修繕等が入って、この中に含まれております。

**小石弘和委員**

令和5年度は1,298万1,000円でマンホール補修工事を何か所されているわけですか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

マンホール補修工事等で、合計23か所分の修繕をここに計上させていただいております。

**小石弘和委員**

今課長さんのほうから23か所と言われましたが、まだ相当ガタついたところがありますけど。このくらいの予算で人的に足りないものか、それとも金額的に足りないものか。

私もある程度まわって見ますけど、とにかくもう危険なところが相当出ておりますし、その点、下水道課としてはどんな調査をされてどんな修理を予定されているのか。

数十年前からこの下水道事業が始まって約100%の事業がもう完了している訳で、鳥栖市内では文化生活ができるような環境にあるわけですけど、今は汚水ますとかその周辺が危険な状態に陥っているんですよ。今後どういうふうな施策をやられていくのか。

令和5年度だけでも23か所ぐらいしかできていない、えらい少ないんじゃないかなというふうなことを思うわけでございますし、その点御説明をお願いしたいと思います。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

取り立てて現地をパトロールするとかまでは人的にできていないような状況です。

現場に出るときなどはもちろん注意して道路を見ておりますし、それ以外にも道路管理者、市道管理者、県道・国道管理者から通報を頂いたものを早急に補修していくような対応の仕方をしているような現状です。以上です。

**平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長**

マンホールの調査について実際どういうふうにしているのかということで、全ての地域の下水道のマンホールの調査を今分割でさせていただいております。

分割でさせていただいた調査の中には表面のマンホールの写真、それから道路との段差、それを全て上げてきてもらって、それを1個ずつ確認をして、その差がひどいところを優先的に作業をしているというのが現状でございます。

長寿命化事業ということで調査を全地区してもらうということを前言ってあったのを覚えてらっしゃいますか。それを一步一步進めている段階でございます。

**小石弘和委員**

それは専門家がやってやってるわけですか。年間通してですか。

**平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長**

限りある予算の中で、毎年2か所か3か所の地区を選んで、優先的にどこを先にしていきますというのをまず決めております。

その先に、決めていったところを順々と修繕をしていくというのが現状で、マンホールの取替えを実際にしたのが23件というだけであって、舗装も復旧するところがあるじゃないですか。それまで入れるともう少し毎年のマンホールの周りの調整は多く進んでおります。

**小石弘和委員**

下水を設置したところは下水道の舗装にも掛かるわけですね。

維持管理課がしたところの市道のマンホールのところは下水道課でやるわけですか。

**平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長**

舗装については、私たちの下水道のほうについては、建設課から承認を得て埋設をさせていただきます。

舗装自体が結構大きい金額がかかりますので、建設課と協議をして、今年度はここからここまでしますよと。その中で、うちの持ち出し分はここからここまで分はうちが出しますよというやり取りをまず建設課とさせていただいて進めているというのが現状でございます。

**小石弘和委員**

言われることはよく分かるんですけど、私も走ってみると本当に悪いんですよ。舗装が悪いものか、汚水ますが悪いものか。

下水道課でもう少し人的を増やして、ある程度自社の調査をしていただいて優先順位もつけていいと思うんですけど。私が走ってみるともう幾らでも出てくるわけです。

ハンドルを取られたりしたりしますし、大きな事故に出くわす場合もあると思うんですけど、この14ページで見ると損益勘定の人数が10名とか、資本的勘定が6名、人的に見ると16名しかおらないと。

私はこれでは少ないんじゃないかというふうな形で、もう少し主流の金額を増やしていただいて安全面を重視していただきたいと。

23件ぐらい新設されておりますので、1,200万円ぐらいのマンホールの修理では危険な状態にあるんじゃないかなというふうなことを思いますので、その点下水道のほうで検討していただいて悪いときは積極的に修理していただくような――優先順位をつけていただいてもいいんですけど、市民の道ですから、やはり危険が迫っておりますので、二十数年前から事業が起こって、鳥栖市はこれだけ下水道が発展したからこそ立派な文化生活が出来てマンションも出来上がってきてるわけです。

人口の増にも一躍買われておりますので、あとその点ももっと金額を増やして修理をやっていたらいいと思って、その予算に関してお話をさせていただきました。

**野下泰弘委員**

和田さんと同じところで、38ページのインボイスなんですけど。

上下水で120万円ずつ上がってるんですけど、これは毎年必要になってくるような費用という認識で良いんですか。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

御質問のインボイスの運用に係る委託料につきましては、制度の導入時期に限って対応をさせていただいたところでございますので、今年度についてはもうこれについては費用としては計上しておりません。以上です。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。

ちなみになんですけど、教えていただく方っていうのは、税理士さんとか行政書士さんとかそういった者になるんですか。このインボイス自体が税務署管轄で国家公務員で、恐らくあそこが管理すると思うんです。

それなのにももちろん企業会計があるがゆえに市役所の方なのに行政書士さんか税理士さんを雇わないといけないっていうのが、僕はすごく疑問に思うんですけど。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

インボイスの運用に係る業務の委託先につきましては、会計事務所のほうに委託をしているところでございます。

**野下泰弘委員**

これは国の担当者は教えてくれない、見てくれないっていうことですか。

それとも上下水があるがゆえに行政と離してそっちを雇ってくれって言われたから雇ったということなんですか。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

特にこのインボイスの導入に伴いまして税務署にそこを詳しくお尋ねをしたっていうことではございませんけれども、やはり消費税もそうですけれども、あくまでも申告制であったりとか、あくまでもそれぞれの事業者単位できちんと会計処理を行うというのが原則になっているということでございますので、その現状を踏まえて会計事務所をお願いをして中身について精査をさせていただいているというところでございます。

**野下泰弘委員**

言わんとしてることはすごく分かるんですけど、行政管轄のところが民間に教えてもらう

ってというのが、すごく疑問に思ったので、すいません。

違うところでもう一点ですけど、36ページに稚魚放流業務委託料というのがあるんです。

これは商工観光課とかだったらヤマメとか放流してるんですけど、どこでどういった魚を放流してるのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

これは筑後川の下水道処理場から出ている水が流れていく下流側の下筑後川漁協と協力して、下筑後川漁協の事務所のところで稚魚交流を毎年水質保全の一環としてやらせていただいているという事業になります。

**野下泰弘委員**

水質保全というところだと、どういった魚を何か意味があって放流されてるんですか。

**中牟田恒上下水道局下水道課長補佐兼下水道施設係長**

内容につきましては、稚エビ、モクズガニ、フナ、ウナギ等の放流をお願いしてる場所になります。

**野下泰弘委員**

何匹ぐらい放流されておりますか。

**中牟田恒上下水道局下水道課長補佐兼下水道施設係長**

そこにつきましては、具体的な数字はないんですけども下筑後川漁協に一式ということをお願いをしているところになります。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかには。

**飛松妙子委員**

先ほど聞こうと思った件ですが、25ページのところに92.8%って書いてあったのが、令和5年度の普及率ということで捉えてよかったと思うんですが、浄化槽をまだ使ってる場所で、近くまで下水道が行ってるところへの下水道につないでいただくことへの取組をどのような形でされているのか教えてください。

**平塚俊範上下水道局次長兼事業課浄水場長**

下水道が目の前に来ているところに浄化槽を設置されているところも数十か所ございます。

浄化槽を据えると70万円ほど掛かりますが、またそれを下水道につなぐのにも35万円ほどかかります。そういったところに水洗化促進員ということで毎回依頼をして回ってたんですけども、費用換算をしてみませんかというお話をして、何年でペイしますよというところまで言って、ちょっと頑張ってみらんですかという話をして、実際に目の前で計算をして見

せるんです。そうすると、納得される方はすぐ工事する。それを私たちはお願いしますという形で延々と進めている状況でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

目の前でしていただくととても分かりやすく、すぐにでも下水道につないでほしいなという気持ちになるのではないかなと思うんですが、その分負担もかなりかかるのではないかなと思うんですが、そういうところへの案内を毎年行くわけにはいかないと思うんですが、郵送でとかどのようにされてますか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

事業所等につきましては、10年に1回は供用開始してから都度都度はがきなどを送って、接続のお願いという形になりますけど、させていただいております。

**飛松妙子委員**

先ほど言われた費用対効果、またその御案内の郵送でっていうところで両方の内容を書かれて郵送で送るっていう形ですか。

**中牟田恒上下水道局下水道課長補佐兼下水道施設係長**

はがきにつきましては、接続のお願いという形でお願いをしているところになります。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。分かりました。

それこそある企業の方がそろそろ下水道をつなごうかなと思ってるけどって御相談もあつたんですが、先ほどのように費用対効果が分かるようなことも含めて御相談していただくとつなぐこともできるようなことを記載していただければというのと、10年に1回でちょっと長いんじゃないかっていう気もするんですが、そこを5年に1回とか、3年に1回とかで意識づけじゃないですけど、そんなふうにできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**桑形伸上下水道局下水道課長**

その期間についてはまた考えてみます。

もしそういったお話等があれば、教えていただくと、うちからも伺ってその辺の費用対効果の話とかもさせていただくことができるかなと思いますので、そうした案件があれば教えていただければありがたいです。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。

5 分間休憩します。

午後 3 時 1 分休憩



午後 3 時 7 分再開

藤田昌隆委員長

再開します。



## 議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてに関しまして、上下水道局関係分の主なものを御説明いたします。

決算書171、172ページをお願いします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費、節18負担金、補助金及び交付金のうち、浄化槽設置整備事業補助金の概要につきましては、公共下水道の整備区域外における家庭用合併処理浄化槽の設置に要する費用に対し補助金を交付するものでございまして、補助金の額は、設置される家庭用合併処理浄化槽の規模に応じ限度額を定めております。

令和5年度の当該補助金の交付実績といたしましては、規模が5人槽である家庭用合併処理浄化槽の設置に係るものが1件で、補助金の額は44万4,000円でございます。

浄化槽維持管理費補助金の概要につきましては、公共下水道の整備区域外に設置されている家庭用合併処理浄化槽の維持管理に要する費用に対して補助金を交付するものでございまして、補助金の額は1件当たり年額1万5,000円でございます。

以上、議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定についてに関しまして、上下水道局関係分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

質疑がないということでございますので、以上で上下水道局関係議案の質疑を終わります。  
暫時休憩をいたします。



いうことでございます。

利用状況についてですけれども、先ほど年2回アンケートを取っているということで申し上げたんですが、それぞれ前期、後期と100件程度サンプルでアンケートを取っております。

そのサンプル的な数字になるんですが、年代ですと大体30代から60代で8割の方の利用で、年度によっても異なりますが、大体30代、40代、50代、60代で20%前後の方がそれぞれ利用されていると。市内、市外ですと、約8割が市外の方。そのうちの大体半数が福岡県の方が利用されているような状況です。

これについては、主に宿泊者の方をメインにアンケートを取らせていただいています。

現時点で把握できるのがこういった数字になっております。以上でございます。

#### **藤田昌隆委員長**

齊藤議員、資料頂きましたが何かありますか。

〔発言する者なし〕

#### **飛松妙子委員**

資料ありがとうございます。この単価は幾らになるのでしょうか。

#### **楠和久農林課長**

単価が2種類に分かれておりまして、農地維持支払と言われる、例えば農地の草刈りとかに係る分が1アール当たり300円。

それと、資源向上支払というのがありまして、水路の軽微な補修とかに係る分が1アール当たり180円。

合わせて1アール当たり480円の単価になっております。

#### **飛松妙子委員**

それは各田園環境を守る会から、これをしますってことで上がってきたものに対して単価を掛けて補助金を出してるってことですか。

#### **楠和久農林課長**

面積に対する単価になりますので、この農地で取り組みますという区域を指定していただいているんですが、当然それはいわゆる青地と言われる農用地区域が対象になるんですけれども、どこの部分で取り組みますっていうことを出していただいて、その面積に対して単価を掛けます。

#### **飛松妙子委員**

それは480円を掛けるわけではなくて、出された面積掛ける300円と出された面積掛ける180円と違う場合もあるってことですね。面積が違う場合。（「基本的には同じです」と呼ぶ者あり）

楠和久農林課長

和田晴美委員

その事業が終わった後に、決算報告や事業報告のほうはございますでしょうか。

楠和久農林課長

飛松妙子委員

①のトータル金額から59,565アールを割っても合わないんです。

楠和久農林課長

ですから、原古賀町だけがその分が加算されております。

藤田昌隆委員長

飛松妙子委員

藤田昌隆委員長



- 182 -

飛松妙子副委員長

四阿屋という御意見と布津原町の公園の遊具と市民公園の看板設置を現地視察にという案が出ておりますが、３か所行ってもよろしいでしょうか。（「よかですよ」と呼ぶ者あり）

時間はそうかからんと思いますので……（「ウロウロせんで早めに回しましょう」と呼ぶ者あり）

そうしたら、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

よって、そのように決しました。



これをもって今日の委員会を散会いたします。

– 183 –



令和 6 年10月 2 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

建設部長 中島勇一

建設課長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 大石泰之

都市整備課長 田中秀信

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

## 5 日程

現地視察

市民公園（宿町）

蔵上北公園（蔵上1丁目）

四阿屋遊泳場（牛原町）

自由討議

議案審査

議案乙第23号令和5年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第27号令和5年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第30号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

自 午前10時

## 現地視察

市民公園（宿町）

蔵上北公園（蔵上1丁目）

四阿屋遊泳場（牛原町）

至 午前10時45分

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

午前11時8分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

## 自由討議

藤田昌隆委員長

自由討議の予定でしたが、皆さんいかがいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議についてはよろしいですか。

自由討議はこれで終了いたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

総括

藤田昌隆委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

**齊藤正治委員**

建設課にですけれども、この間の処理場線の中原鳥栖線との交差点のところの安全安心が、取れてないんじゃないかなろうかと私は思っております。

これは県とも十分相談しながら、信号をつけたほうが一番いいと思いますけれども、それまでの間スピードを落とすような舗装での検討をしていただきたいということを県と協議をしていただきたいということが1点。

それからもう一つは、いわゆる鳥栖久留米道路と中原鳥栖線、それから、県道長門石線江島ですか、これが今後鳥栖久留米道路が開通してくると交通量が非常に多くなると思うんですけれども、それから、いわゆるアサヒビールが令和11年には開業すると、その前から工事がかかってくると思うんですけれども、そういったことを踏まえて全体的な道路の在り方っていうか、市道も今のままでいいのかどうかということも含めて、今後検討をしていただければありがたいと思います。

検討された結果をできればこの委員会に御提示をお願いしたいと思っておるところでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

**藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

**小石弘和委員**

本市の下水道事業が始まって、約二十数年がたつわけでございます。

今後はメンテナンスや補修工事、修繕などが多く出てくるのが考えられるわけでございます。

現在、市道においても対象のマンホールは数多く布設、埋設されており、車が通るたびにマンホールから異音やそのマンホールの周辺のアスファルトがくぼんだり剥がれたりしたところが多くあるわけでございまして、通行車両がハンドルを取られたり、非常に危険な傾斜が見られることが多く耳にするし、見るわけでございます。

決算委員会の中での質疑で業者に依頼して悪いところの優先順位を決めて修繕を行っているという回答であったわけでございますけど、令和5年度の決算において、修繕費が23か所の工事で1,298万1,000円になって、修繕費が不足しているんじゃないかというふうな感じを受けたわけでございます。

下水道の令和5年度の収益が1億7,612万3,218円あるわけでございます。

ここで、市の上下水道の局長さんをお願いをしたいわけでございますけれども、令和6年

度はどのような結果になるか分かりませんが、その点を踏まえていただき、令和7年度は予算編成が現在始まっているわけですので、この修繕費の予算費を大幅に上積みを図っていただき、また下水道課の職員の増員をしていただいて、この市内全域のいろいろなマンホールの修繕を上下水道課で調査できるように体制を整えていただきたいと思うわけですので。

これは局長さんに対しての極力の要望でございますので、よろしくお願いして総括いたします。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございます。

ほかに。

#### **和田晴美委員**

私からは、2点総括をお伝えさせていただきます。

1点は、市における中小企業への小口資金融資の件ですけれども、表を頂きまして、やはり平成5年ぐらいから件数的には増えていると。

同時に、去年ぐらいからコロナ融資で無担保、無利子、そして返済のほうも3年間猶予していただけるという非常に助かる制度がありましたが、その返済がもうそろそろ令和5年ぐらいから始まっていると。

そういうことで、市小口の利用状況をお尋ねさせていただいたわけなんですけれども、この分をぜひとも運転資金、設備資金ともにどういうふうな利用をしているかっていうのも今後分析をしていただきまして、場合によっては佐賀県の保証協会のほうにその利用の分を要望を出すなどしていただければと思います。

そういう要望を出すにしても、例えば利用件数だけではなく、利用状況の活用方法などを分析したものを提示しないと、向こうもどういうふうにしたらいいかっていうのが難しいかと思いますので、そういったことをしていただければ助かるかなと思っています。

この市小口は、利用される方がいろいろな貸付けの中でも使いやすく返しやすい制度というふうに把握されて利用している方がいらっしゃるので。

これの金額が満杯になると、そのほかの融資を考えることでもありますので、そういった御意見を要望でお伝えしたいと思います。

2点目は、農林課の有害鳥獣の件ですけれども、いろんな調査がされている中で、きちんと被害状況を把握した上で科学的対策をすれば2割は効果があるっていうデータがございます。

ぜひとも鳥栖でもそういった2割の対策のほうに——急には難しいのであれば、徐々にや



議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

続きまして、議案乙第24号令和5年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は認定することに決しました。

議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

続きまして、議案乙第25号令和5年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

続きまして、議案乙第26号令和5年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。



ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。



そちらを利用されておるものでございますが、特に、令和３年度につきましては、小口資金につきましては、運転資金の割合よりも設備投資資金の割合が多くなっております。

これは件数が少なくなっているので一概には言えませんが、令和３年度においては特異なケースかなというふうに分析をしております。

それから、コロナ禍明けの途中でございます、令和４年度、５年度となっておりますが、令和５年度につきましては、委員会でも申し上げたとおり、コロナ禍前の状況に件数とも戻ってまいりまして、その割合につきましても、７対３と変わらない状況でございますので、和田議員が言われたように今後も調査、分析等は進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。分析のほうも今後いろいろと御報告いただきたいと思います。

もう一つ、恐らく今後その分析をするときに審査があるわけなんです、審査に通らなかった企業さんがあるなどもよかったらその件数に挙げていただいて、理由なども分かる範囲で構いませんので、なぜ審査に通らなかったっていうようなところもよかったら調査のほうに含めていただけると助かります。以上です。

#### **齊藤正治委員**

せっかく通行量調査を出していただいておりますので。

通行量が全体的に減ってますよね。これの分析はどういうふうにされてる。

#### **古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長**

コロナ禍前の令和元年度、それから令和４年度、５年度につきましては、コロナ禍後ということで掲載をしておりますけれども、令和４年度が若干増加しているものにつきましては、たまたま商店街のハロウィンイベントと重なりまして、増加をしているものというふうに分析を行っております。

そのほかににつきましては、変わらないものと思っておりますけれども、駅周辺もこれから整備が進むかと思っておりますので、先ほどと同じでございますが、調査、分析は引き続き行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

#### **齊藤正治委員**

調査、分析はいいんですけど、的に当たったにぎわいづくりが行われてるかというのは、どういうふうなものをすればいいかというのがもうちょっと工夫が要るのかなっていう気がしますんで、そこら辺も含めて将来的というよりも毎年されるのかどうか分かりませんが、次の議会のときにはもっと増えてるっていうようなことが出てこない、駅前の整備をいくらしても効果がないということでは困りますんで、そういったことも含めてよろしく

お願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

昨日ですか、緒方会長が商店街の会長として全国のあれで表彰されたと。

それがさっき新聞に載ってたんですが、これ見たら通行量とかガタッと減ってますよね。

その辺の分析というか、この分析と表彰が何かつながらないような気がしたんですけど、何か御存じですか。緒方会長が全国で表彰されたというのが載ってましたが、御存じですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

全国で表彰されたというのは、商店街連合会の役員として長年勤められたということで、表彰を受けたということで市長表敬をされましたので存じ上げております。

藤田昌隆委員長

それだけ？長くしたってということだけですか。

分かりました。すいません。

## 飛松妙子委員

すみません。

この調査の時期ですが、時期は何月って決めていますか。

令和元年、4年、5年は同じ時期にされているかどうか教えてください。

古沢修 経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

委員会の時に申し上げたつもりでございましたが、例年10月に平日、休日とで行っているところでございます。ですので、今年度も10月に予定をしております。



藤田昌隆委員長

それでは、以上で本日の日程が終了いたしました。

これをもって建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長      藤    田    昌    隆

